

## 令和3年第4回白馬村議会定例会議事日程

令和3年11月30日（火）午前10時開会

（第1日目）

### 1. 開 会 宣 告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

会 期 自 令和3年11月30日

至 令和3年12月10日

日程第 4 村長挨拶

日程第 5 議案第32号 記号式投票に関する条例を廃止する条例について

日程第 6 議案第33号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第34号 村税等の納期を変更するための白馬村税条例等の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第35号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第36号 白馬村ウイング21条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第37号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第38号 令和3年度白馬村一般会計補正予算（第6号）

日程第12 議案第39号 令和3年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）

## 令和3年第4回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 令和3年11月30日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	増井春美	第7番	太谷修助
第2番	横川恒夫	第8番	津滝俊幸
第3番	切久保達也	第9番	松本喜美人
第4番	加藤ソフィー	第10番	加藤亮輔
第5番	尾川耕	第11番	丸山勇太郎
第6番	田中麻乃	第12番	太田伸子

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	横山秋一
教 育 長	平林豊	参事兼総務課長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤孝行	会計管理者・会計室長	長澤秀美
建 設 課 長	矢口俊樹	観 光 課 長	太田雄介
農 政 課 長	田中洋介	上下水道課長	関口久人
税 務 課 長	田中克俊	住 民 課 長	太田洋一
教 育 課 長	横川辰彦	子育て支援課長	下川浩毅
生涯学習スポーツ課長	松澤宏和	総務課長補佐兼総務係長	鈴木広章

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸茂幸

7. 本日の日程

- 1) 諸般の報告
- 2) 会議録署名議員の指名
- 3) 会期の決定
- 4) 村長挨拶
- 5) 議案審議

議案第32号から議案第39号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 議案第32号 記号式投票に関する条例を廃止する条例について

2. 議案第33号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について
3. 議案第34号 村税等の納期を変更するための白馬村税条例等の一部を改正する条例について
4. 議案第35号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例について
5. 議案第36号 白馬村ウイング21条例の一部を改正する条例について
6. 議案第37号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
7. 議案第38号 令和3年度白馬村一般会計補正予算（第6号）
8. 議案第39号 令和3年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）

開会 午前10時00分

## 1. 開会宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和3年第4回白馬村議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

## 2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

### △日程第1 諸般の報告

議長（太田伸子君） 日程第1 諸般の報告をいたします。最初に、監査委員から令和3年10月分の一般会計、特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の例月現金出納検査報告書と令和3年度定期監査の結果報告が提出されております。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

次に、北アルプス広域連合議会令和3年11月定例会が11月12日に行なわれました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告に代えさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

次に、本定例会において受理いたしました陳情は、お手元に配付いたしました陳情文書表のとおりですが、この文書表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

### △日程第2 会議録署名議員の指名

議長（太田伸子君） 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第2番 横川恒夫議員、第3番 切久保達也議員、第4番 加藤ソフィー議員、以上3名を指名いたします。

### △日程第3 会期の決定

議長（太田伸子君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、別紙令和3年第4回白馬村議会定例会会期日程表のとおり、本日から12月10日までの11日間と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月10日まで

の11日間と決定いたしました。

#### △日程第4 村長挨拶

議長（太田伸子君） 日程第4 村長より招集の挨拶を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） おはようございます。一言ご挨拶を申し上げます。令和3年第4回白馬村議会議定例会を招集をいたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、国において新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードが開催をされております。この組織は、新型コロナウイルス感染症対策を円滑に推進するに当たって必要となる医療・公衆衛生分野の専門的・技術的な事項について、厚生労働省に対し必要な助言を行なう組織であります。ここでの今後の見通しと必要な対策として、全国的に新規感染者数は非常に低い水準となっているが、感染伝播は継続をしている。一部の地域では、夜間の滞在人口の増加が続くほか、飲食店や施設等でのクラスターの発生や感染経路不明事案の散発的な発生による一時的な増加傾向が見られ、継続的な増加につながるか注視をする必要がある。

今後、年末に向けて気温が低下をし、国内での活動が増えるとともに忘年会、クリスマスやお正月休み等の恒例行事により、さらに社会経済活動の活発化が想定される現在の低い水準の感染状況を維持していくことが重要であり、積極的疫学調査の徹底が必要である。また、ワクチンの2回接種完了者は全国民の約76%となり、12歳から19歳までの約74%が1回接種済みとなった。接種率をさらに高めるため、未接種者へのワクチン接種を進めることも必要であり、自治体においては、ワクチン接種に至っていない方への情報提供を進めることが求められる。

併せて12月からの追加接種に向けた準備を進めていくことも必要。一方で、ワクチン接種が先行する諸外国において中和抗体価の低下等によるブレークスルー感染や大幅な規制緩和の中でのリバウンドが発生をしている状況もあることから、対策の緩和を進める際には留意が必要。また、新たな変異株の発生動向についても引き続き注視をしていくことが必要と評価をしており、まさにここへ来て、オミクロンという新たな変異株発生のニュースが世界中を駆け巡り、村としても冬の観光シーズンを迎えることとなり多くの人が移動することから、引き続き動向を注視をしております。

次に、9月定例会以降の観光客の入り込み状況についてご報告をさせていただきますが、9月は前年比75%となる13万800人、10月は前年比107%となる11万7,500人と推計しています。緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置が全面的に解除された9月30日以降、各所でにぎわいが見られるようになり、観光客が戻りつつあるとの声も事業者から聞かれるようになりました。また、白馬村観光局が実施をした誘客支援策、5,000円分白馬クーポンが当たる大自然満喫キャンペーンの利用状況を見ても、10月の利用が圧倒的に多いといった動きとなっています。ただ、冬のシーズンに向けては、第6波の感染拡大に警戒を強めなければなりませんし、加えて、原油高

に伴う燃料価格の高騰は、経営を大きく圧迫することとなりますので、観光事業者にとっては予断を許さない状況が続くものと推測をいたします。このような中で、ウィンターシーズンに向けての恒例の行事となりますが、今月の23日には、スキー場合同安全祈願祭、そして雪乞い祈願が行なわれ、議会、観光局、索道事業者の皆様とともに一日も早い降雪とスキー場を初めとする村内各所にぎわい、そして事故のない安全なシーズンになること、加えて新型コロナウイルス感染症の終息を祈念してまいりました。先週末の降雪により、村内のスキー場では、11月中にオープンすることが4年ぶりという明るい話題も聞かれ、幸先よいシーズンのスタートを切ることができました。

さて、事業の執行状況について説明をさせていただきますが、総務課関係では、ふるさと納税の動向ですが、10月末の状況は前年対比150%となり、返礼品の品目は216件、昨年から28件増加となっています。特に多くの方から選んでいただいている返礼品といたしましては、例年どおり白馬産米、宿泊補助券、スキー場のリフト券、電子感謝券に加え、今年度はスノーピークとコラボレーションをした白馬村限定商品を選んでいただいております。

気候非常事態宣言、ゼロカーボンシティ宣言に向けた具体的な行動計画策定の進捗状況については、10月末に第4回の白馬村再生可能エネルギーに関する基本方針等連絡協議会が開催をされ、再生可能エネルギーを利活用する施策と目標値、省エネルギーの取組に関する事項等について、まとめの段階に入っており、おおむね予定どおりのスケジュールが進んでいるというふう聞いております。令和4年度当初予算編成については、まず、前段階として、若手職員を対象に財政の勉強会を行ない、他市町村との比較も踏まえながら、現在の白馬村の財政状況について理解を深めました。

その後、課長会議と予算編成会議で、令和4年度予算も白馬村第5次総合計画の基本理念の実現を目指す事業に取り組むことはもちろんであります。各課所管の資産活用などにより、さらなる歳入確保に努めること、新型コロナウイルス感染症は私たちに大変厳しい試練を与えておりますが、既成概念にとらわれない社会への変化をもたらしているのも、平成4年度予算編成を変革のチャンスと捉え、歳入に見合った歳出を念頭に前例踏襲をすることなく事業の厳しい取捨選択を行なうことという予算編成方針を示しました。特に、白馬村実施計画であります財政状況の試算も考慮しながら、行財政運営のさらなる健全化を達成するため、限られた財源を効果的に配分して重点事業も絞り込み、最大の効果が上がるよう検討に検討を重ねて予算編成をしていくわけですが、現在、編成作業に取りかかっており、令和4年度当初予算案は次回定例会である3月の定例議会においてご審議をいただきますので、よろしくお願いをいたします。

令和3年度一般会計の補正予算（第6号）について若干説明をさせていただきますが、今回の補正予算は歳入歳出予算総額に4億4,015万1,000円を追加をし、予算総額を63億5,785万1,000円とするものです。補正の主な歳出は、ふるさと白馬村を応援する寄附金の増額に伴うふるさと納税事業や基金積立金の増額と施設型や地域型保育給付費事業の加算率の引上

げなどによる増額、北城の北部地区圃場整備事業の事業延期に伴う減額、新型コロナウイルス感染症の影響によるナイトシャトルバス運行事業の減額であります。

また、一般職の職員等の期末手当の関係であります。令和3年8月の人事院勧告の趣旨に沿い、12月に支給される期末手当を引き下げたため、一般職及び特別職の期末手当並びに議員報酬等の一部を改正する条例案を提出をする予定でありました。これは、期末手当支給額算定の基準日は12月の1日であり、年度内に勧告を実施する場合には、11月中の条例改正が不可欠であります。10月末の衆議院選挙に加え、法改正を審議する臨時国会が未開催というスケジュールが影響し、同様の勧告を受けている国家公務員の給与法がまだ成立をしていない現状であります。総務省では、経済対策など政府全体の取組の関係を見極めると説明しており、今後の人事院勧告の実施について不透明なこと、また、近隣市町村の動向を見ましても、引下げの改正を行なっている市町村が皆無であることから、12月議会定例会への条例の一部改正は見送らせていただきました。

観光課関係では、新型コロナウイルス感染症関連事業の進捗状況についてご報告をさせていただきますが、まず、プレミアム付き応援券事業についてであります。8月に実施をした1次販売において残余が発生したため、10月に2次販売を実施いたしました。2次販売では、1申込みにつき1冊を販売する方法で、購入希望者を募ったところ、4,000件近い応募があり、応募数が販売数1,200冊を上回ったため、抽選による販売となり、用意をした商品券のほぼ全ての販売が10月末に完了いたしました。これにより、販売総冊数は8,505冊、額面は9,355万5,000円となり、このうち、11月19日時点となりますが、換金ベースでは約6,250万円相当、全体の3分の2程度が利用されたとの報告を受けております。

次に、中小企業者等特別支援金事業についてですが、昨日時点で58件677万円余りの支援金を交付決定をしております。申請期限は本日までとなっておりますが、多くの事業者は国の月次支援金や県の特別応援金の対象になったとみられ、村支援金の対象数は想定を大きく下回っております。言い換えますと、対象月である本年8月の売上げが前年または前々年の同月比で50%以上減少している事業者がほとんどであるということとなります。この事業の財源には、新型コロナウイルスの感染症対応地方創生臨時交付金事業者支援分を充てておりますので、交付金の趣旨に合致する事業者支援策の早期組立てを担当課に指示したところであります。

最後に、第3回の臨時会においてお認めをいただきました補正予算の第5号に係る経済支援事業についてであります。補正予算成立後に速やかに契約を締結をし、まずはキャンペーンの告知、事業者向けの説明会を実施をし、12月には住民向けの説明会も予定をしており、1月5日のキャンペーン開始に向けて着々と準備を進めているとの報告を受けております。

健康福祉課関係では、新型コロナウイルス接種につきましては、2回目の接種率が10月の5日に80%を超え、予約状況と新規のワクチン配布もないことから、10月の17日を最後に集団接種は終了いたしました。11月30日、今月現在で1回目の接種率は84.7%、2回目の接種率は

84%となっており、希望する方への接種は終了をしたものと考えています。これまで接種にご協力をいただきました村民の皆様を初め、医療機関の先生方、医療従事者の皆様に改めて感謝を申し上げます。

3回目の接種につきましては、2回目接種完了から原則8か月以上後に実施することとされており、自治体の判断により、接種間隔が6か月から接種ができるというのは地域の感染状況等を踏まえたあくまで例外的な取扱いであるということとありますので、先行接種をした医療従事者につきましては12月から、優先接種の高齢者等については2月以降の接種開始を予定しております。新聞報道等にありますが5歳以上11歳以下の小児を対象としたワクチン接種についても、厚生労働省から11月の16日付で今後小児への接種を行なうこととされた場合に、速やかに開始ができるよう、接種体制等の準備を進めるよう事務連絡が発出をされておりますので、国の方針等に基づき、医療機関の協力のもと、適切に対処してまいります。また、1回目、2回目の接種を受けられる体制についても、引き続き確保してまいりたいと考えております。

農政課関係では、関東農政局によると、10月の25日時点の中信地区の米の作況指数は、平年並みの100との発表がありました。米は全国的に過剰在庫状況による価格下落が続いており、来年度は相当規模の園芸作物への転換が必要になる見込みでありますので、今後の国県の動向に注視をしてまいります。林務関係では、村内で発生をしているナラ枯れについて、伐倒燻蒸処理を進めておりますけれども、被害木が多いため、来年にかけて処理を進めてまいります。また、秋ごろからクマ、サルの出没が増加をしており、猟友会や関係機関等と連携の上、被害防止に努めており、サルについては、GPS発信機を装着をし、行動範囲や出没位置を把握をして、今後の対策に生かしてまいります。

北城南部地区圃場整備事業は、第2工区のヤマト運輸白馬センター東側が3月末まで工期が延長されましたが、来年の営農には間に合うことと、第3工区、第4工区は年内に発注予定と聞いております。また、北城の北部地区圃場整備が事業実施に向け地元推進委員会が中心となり、地域の合意形成、役員構成について、調整をいただいておりますが、調整に時間を要しております。このため、今年度の実施計画策定、換地調整業務の予算執行は一旦見送ることとし、減額補正として補正予算に計上をさせていただきました。国土調査事業につきましては、予定どおり11月上旬までに今年度の調査範囲の立会いを一通り完了しており、年度末までに測量作業を完了させ、データの取りまとめ作業を行なう予定です。

建設課関係では、現在策定作業を進めております都市計画マスタープランについては、この夏に行ないました村民アンケートの結果などを踏まえ、先ごろ1回目のワークショップを開催をし、70名を超える村民の皆様からご参加をいただいたほか、議会からも多くの議員からご参加をいただき、活発な意見が交わされましたことに、大変うれしく思っているところであります。本議会定例会中には2回目のワークショップも予定しておりますが、10年先、20年先を見据えた村のあ



るべき姿、まちづくりの方向性についてさらに活発な意見交換が行なわれますことを期待しております。

住民課関係では、令和3年1月からマイナンバーカードの普及に向け、毎週木曜日の夜と毎月第2土曜日にマイナンバーカード受取りの夜間休日交付窓口を開設をしております。11月の1日現在の白馬村のマイナンバーカードの交付枚数率は38.4%となっており、長野県全体の33.6%よりは上回っておりますが、全国平均より0.7ポイント下回っている状況です。国では、デジタル社会の基礎となるマイナンバーカードの普及と利便性の向上を図るとともに、運用の効率化等に向け、マイナンバーの利活用の促進を図っており、10月20日からはマイナンバーカードの健康保険証利用の本格運用がスタートいたしました。今後もマイナンバー活用が拡大をしていくと思われることから、国県と連携をして、さらなる普及促進に努めてまいります。

上下水道課関係では、暮らしを支える水道をめぐる事故として最近話題となりました和歌山県での川に架かる水管橋が崩落したことから、供給が停止をする、首都圏では、地震で送水管から水が噴出をするなど、地中に埋まる水道管の漏水事故が多数起きています。この背景としては、人口減少による水道料の収入の減少や技術職の減員などにより、古い水道管の更新や耐震化がなかなか進んでいないことが要因でもありますが、現在、長野県の呼びかけにより企業局を含む県内の水道事業の統合も含め、広域化や業務の広域連携などの効率化を図るため、未来に向けて検討を進めているところです。白馬村においても大きな事故や長期の断水が起きないように日々の点検や計画的な保守、更新に努めてまいります。

教育委員会関係ですが、最初に教育課関係です。小学校のスクールバスは新型コロナウイルス感染症の拡大により運行を見合わせておりましたが、感染警戒レベルも下がり、落ち着きを見せたことから、10月の4日から11月の5日までの1か月の運行を行ないました。みそら野地区では、クマの出没時期と重なる運行期間であったため、児童の通学に対する安全性が確保されたものと思っております。今後の運行計画については、1月から3月までの降雪期に運行する予定です。

子育て支援課関係では、来年度のしろま保育園及びファミリアはくば家庭的保育事業所の入所申込みにつきましては、0歳児11人、1歳児23人、2歳児33人、3歳児以上22人といった状況で、3歳未満児の総数は67人となっており、今年度の受入れ人数を上回る状況であります。近年、3歳未満児の希望が多くなっていることから、ご希望に沿えるよう保育士の確保と併せて民間の保育事業者と連携をし、保育の充実に向けた取組を引き続き進めてまいります。また、ここ数日報道で騒がれております新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への給付金のうち、1人当たり5万円の給付について、年内中に給付できるよう現在準備を進めているところであります。

生涯学習スポーツ課関係では、11月に開催をいたしました文化祭は、昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症対策として、文化ホールに観客を入れて発表は行わず、各グループの発表の録

画をケーブルテレビで放映することといたしました。一方、村民の作品展示につきましては、昨年同様に実施することができ、3日間の合計で昨年を上回る約1,500人の入場者がありました。東京オリンピック、パラリンピックの聖火リレーの白馬村での開催の紹介を初め、多くの村民から作品の展示をいただき、特に木彫組合の方々の出展に多くの皆様から好評を得ることができました。また、今年の文化祭においては、長野オリンピック、パラリンピックの開催を記念して、平成9年に完成したウイング21の北側にあります世界の樹木園を村内ボランティアの協力を得る中で草刈りをしっかり行ない、ベンチを置くなど、低予算で整備をし、園内を散策をしながら村に関するクイズに回答する企画を新たに実施するなど、文化祭により関心を持っていただく企画も取り入れられました。

本定例会に提出をします案件は、議案8件です。議案等につきましては、担当課長より提案を申し上げますが、慎重なご審議を賜りますようお願いを申し上げます。本定例会の開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**議長（太田伸子君）** これより議案の審議に入ります。なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので、申し添えます。

#### △日程第5 議案第32号 記号式投票に関する条例を廃止する条例について

**議長（太田伸子君）** 日程第5 議案第32号 記号式投票に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** 議案第32号 記号式投票に関する条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

本条例は、白馬村長選挙において、選挙人の利便性及び無効票の減少を目的として、昭和49年に本条例を制定し、選挙を執行しておりましたが、導入当初と比べると期日前投票や不在者投票の制度が改正されるなど、投票状況も変化していること及び県内自治体の聞取り状況から、白馬村選挙管理委員会において審議した結果、本条例の存在意義が薄れているため、廃止しようとするものでございます。

附則として、令和3年12月28日を施行日とし、廃止するものです。

説明は以上です。

**議長（太田伸子君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### △日程第6 議案第33号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改

### 正する条例について

**議長（太田伸子君）** 日程第6 議案第33号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** 議案第33号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例の一部改正は、消防団の消防団員に関する役職報酬額の引上げに伴うものです。これは、国において消防団の処遇等に関する検討会を開催し、報酬、出動手当を初めとした団員の適切な処遇の在り方等について検討を行ない、団員の士気向上等を不可欠とし、団員の階級の標準年額報酬及び出動報酬の1日当たりの標準額を基準に職責等を勘案して定めるものであります。

新旧対照表を御覧ください。別表第1条関係の消防団の年額報酬額を団員3万6,500円の標準額として、消防団長を初め上位の各階級について均衡が図れるよう額を設定するものです。また、出動手当についても日額8,000円の標準額から半日額と時間額を設定するものです。

改め文にお戻りをいただきまして、この条例は、新年度となる令和4年4月1日から施行するものです。

説明は以上です。

**議長（太田伸子君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

### △日程第7 議案第34号 村税等の納期を変更するための白馬村税条例等の一部を改正する条例について

**議長（太田伸子君）** 日程第7 議案第34号 村税等の納期を変更するための白馬村税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。田中税務課長。

**税務課長（田中克俊君）** 議案第34号 村税等の納期を変更するための白馬村税条例等の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

本条例につきましては、本村における村税や料金等の納期限を各月の月末に変更するため、納期を規定する各条例の一部を一括して改正するものであります。

これまで村税や国民健康保険税等の納期限につきましては、毎月25日と定めておりましたが、ほとんどの自治体が月末納期限としていることから、納税者様より支払い事務等の都合でお問い合わせをいただくことがたびたびございました。これを改めるために条例で規定しております個人村民税普通徴収、固定資産税・軽自動車税種別割の各納期を改正するとともに、併せて国民健康保険

税を初めとする各種税や料金等の規定について見直すものでございます。

それでは、新旧対照表でご説明をいたしますので、3ページを御覧ください。

まず、第1条関係は、国民健康保険税条例の一部改正でございます。12月を除く各月の納期を現在の「15日から25日」より「20日から月末」に改めるものでございます。

同様に、4ページでは、第2条といたしまして、白馬村税条例の改正、続いて5ページでは、第3条といたしまして、白馬村後期高齢者医療に関する条例を、続いて6ページでは、第4条といたしまして白馬村保育料条例を、続いて7ページでは、第5条といたしまして、白馬村放課後児童クラブ条例の納期限をそれぞれ月末に改めるものでございます。

議案2ページにお戻りいただきまして、条例の附則を御覧ください。

この条例につきましては、令和4年4月1日から施行したいものでございます。

説明は以上であります。

**議長（太田伸子君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### △日程第8 議案第35号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例について

**議長（太田伸子君）** 日程第8 議案第35号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

**生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君）** 議案第35号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例の一部改正は、B&G海洋センター体育館の施設改修により、新たに多目的室を設けたことにより、別表第2中に料金規定を加えるものです。

新旧対照表を御覧ください。

多目的室として、主に体操やダンスなどの軽運動と10数名による会議もできる部屋として、1時間400円の使用料の項目を設けるものでございます。

改め文にお戻りいただきまして、この条例の施行日は令和4年1月1日からとしたいものでございます。

説明は以上です。

**議長（太田伸子君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第9 議案第36号 白馬村ウイング21条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第9 議案第36号 白馬村ウイング21条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） 議案第36号 白馬村ウイング21条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例の一部改正は、ウイング21北側外壁のクライミングウォールを撤去したことにより、関係条項を一部削除するものです。

新旧対照表を御覧ください。

第2条表中及び別表1の4のクライミングウォール部分を削除いたします。

改め文にお戻りいただきまして、この条例の施行日は、公布の日からとしたいものであります。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第10 議案第37号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長（太田伸子君） 日程第10 議案第37号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田住民課長。

住民課長（太田洋一君） 議案第37号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

最終ページの新旧対照表を御覧ください。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令により、白馬村国民健康保険条例第6条第1項出産育児一時金40万4,000円を40万8,000円に改め、併せて数字の表記をアラビア数字とするものです。また、同項の3万円もアラビア数字に改めるものです。

1ページ前の改め文にお戻りいただきまして、附則として、施行期日は令和4年1月1日から、経過措置として施行日前の出産については従前の例によるものとするものです。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第11 議案第38号 令和3年度白馬村一般会計補正予算（第6号）

議長（太田伸子君） 日程第11 議案第38号 令和3年度白馬村一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） 議案第38号 令和3年度白馬村一般会計補正予算（第6号）につきましてご説明をいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億4,015万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を63億5,785万1,000円とするものであります。

8ページ、歳入明細を御覧ください。

主なものについてご説明をさせていただきます。

1款2項1目固定資産税2,871万2,000円の増額と9款2項1目新型コロナウイルス感染対策地方税減収補填特別交付金2,871万2,000円の減額は、地方税法附則第63条及び第64条、コロナ特例に係る減収額確定による税額の増額と交付金の減額です。

10款1項1目地方交付税は、交付額の決定により普通交付税を1億2,233万円増額するものです。

9ページを御覧ください。

13款1項5目観光使用料は、新型コロナウイルス感染症の影響から、ナイトシャトルバスの運行中止によるシャトルバス利用料400万円の減額です。

14款1項1目民生費国庫負担金213万円の増額は、介護、訓練などの障害福祉サービス利用者及び利用日数の増加に伴う障害者自立支援給付負担金などによるものです。

2項1目民生費国庫補助金423万5,000円の増額は、施設型保育給付費の処遇改善加算引上げに伴う子供のための教育・保育給付国庫交付金などによるものです。

2目衛生費国庫補助金120万円の増額は、法律改正に基づく健診結果の情報連携整備に係る健診情報連携システム整備事業補助金などによるものです。

5目教育費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対策等の学校教育活動継続支援に係る学校保健特別対策事業費補助金157万5,000円の増額です。

8目農林業費国庫補助金は、北城北部地区ほ場整備事業延期に伴う農山漁村地域整備交付金975万円の減額です。

10ページを御覧ください。

15款1項1目民生費県負担金106万4,000円の増額は、先ほどの国庫負担金と関連した障害福祉サービス利用者利用日数の増加に伴う障害者自立支援給付負担金などによるものです。

2項2目民生費県補助金257万9,000円の増額は、先ほどの国庫補助金と関連した施

設型保育給付費の処遇改善加算引上げに伴う子供のための教育保育給付県費交付金などによるものです。

16款2項2目物品売払い収入は、建設機械の車両売払い収入288万5,000円の増額です。

11ページを御覧ください。

17款1項1目一般寄附金は、ふるさと白馬村を応援する寄附金3億1,500万円の増額によるものです。

18款1項3目ふるさと白馬村を応援する基金繰入金184万6,000円の増額は、鍾温泉登山道整備負担金や給食センターへのガスコンベクションオープン設置などに対して、新たに基金を繰り入れるものです。

12ページを御覧ください。

21款1項3目農林業債180万円の減額は、先ほどの国庫補助金と関連した北城北部地区ほ場整備事業延期に伴うものです。

13ページ、歳出明細を御覧ください。

2款1項1目一般管理事業は、新型コロナウイルス感染症対策によるプレミアム付き商品券事業の引換券発送などに伴い、郵便料が増えたため、通信運搬費等172万5,000円の増額によるものです。

6目企画一般事業101万2,000円の減額は、北アルプス広域連合の11月補正予算に伴う負担金の減額です。

同じくふるさと納税事業1億8,582万7,000円の増額は、ふるさと白馬村を応援する寄附金の寄附見込み額の増額に伴う返礼業務委託料などの増額によるものです。

14ページ、2項2目賦課徴収事業は、法人村民税において確定申告により前年度の予定申告に伴う納付額に多額の還付金が発生したため、村税還付金及び還付加算金214万3,000円の増額によるものです。

15ページ、3款1項2目老人福祉事業266万9,000円の減額は、新型コロナウイルス感染拡大防止による敬老会の中止と措置費の減額によるものです。同じく乗合タクシー運行事業は、デマンド予約システムの不具合と老朽化によるシステム更新に伴う修繕費など、109万5,000円の増額です。

15ページから16ページにかけて、3目心身障害者福祉事業668万8,000円の増額は、先ほども歳入で説明をいたしました介護、訓練などの障害福祉サービス利用者利用日数の増加による自立支援給付費などの増額と令和2年度国庫負担金の超過交付に伴う返還金によるものです。

17ページ、2項1目児童手当等給付事業1,684万2,000円の増額は、先ほども歳入で説明しました処遇改善加算引上げに伴う施設型保育給付費などの増額と令和2年度国庫負担金の超過交付に伴う還付金です。

18ページ、4款1項2目保健予防事業は、先ほども歳入で説明をいたしました法律改正に基づく健診結果の情報連携整備に係る電算委託料299万6,000円の増額です。

19ページ、5款1項3目農業振興事業213万3,000円の減額は、集落支援員1名退職によるものです。同じく特産品事業は、新型コロナウイルス感染症対策による指定管理者支援として道の駅白馬の農産物直売所のレジ更新に係る新型コロナウイルス対策事業支援負担金166万5,000円の増額です。

4目ほ場整備事業は、先ほどの歳入で説明いたしました北城北部地区圃場整備事業延期に伴う調査設計委託料1,950万円の減額です。

少し飛びまして21ページを御覧ください。

6款1項2目山岳観光施設維持補修事業は、先ほども歳入で説明をいたしました鍾温泉登山道の地盤空洞化による改修工事に伴う登山道整備事業負担金300万円の増額です。

3目海外観光客受け皿整備事業1,041万1,000円の減額は、先ほども歳入で説明をいたしました新型コロナウイルス感染症の影響から、ナイトシャトルバスの運行中止に伴うバス運行委託料の減額などによるものです。

21ページから22ページにかけて、2項1目新型コロナウイルス感染対策事業166万5,000円の減額は、売上げが落ちている中小企業者等を支援する事業者等支援事業補助金と村内観光事業所におけるPCR検査費用補助金を事業執行見込みにより減額をし、感染症対策を適切に講じた集客イベントを後押しし、観光需要の喚起を図るため、新たに感染症対応集客イベント等開催支援補助金400万円を計上するものです。

7款2項2目除雪事業352万8,000円の増額は、定置式凍結防止剤自動散布機新規増設及び凍結防止剤散布車洗浄用貯湯式温水洗浄機購入のための備品購入費などの増額によるものです。

少し飛びまして24ページを御覧ください。

9款5項3目学校給食センター事業379万9,000円の増額は、先ほども歳入で説明をいたしました給食センターへのガスコンベクションオープン設置のための備品購入費などの増額によるものです。

25ページ、12款1項3目ふるさと納税基金事業2億4,587万5,000円の増額は、ふるさと白馬村を応援する寄附金の増額に基づきまして、基金積立金を増額するものです。

お戻りをいただき、5ページを御覧ください。

第2表地方債補正につきましては、ほ場整備事業に係る農業基盤整備事業の限度額を補正に伴い変更しております。

説明は以上です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。



これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第12 議案第39号 令和3年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)

議長(太田伸子君) 日程第12 議案第39号 令和3年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田住民課長。

住民課長(太田洋一君) 議案第39号 令和3年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億7,380万1,000円とするものです。

5ページの歳入明細をお開きください。

3款1項1目保険給付費等交付金1,400万円の増額は、高額療養費の増額に伴い特定財源として県の普通交付金を計上するものです。

6ページの歳出明細を御覧ください。

2款2項1目一般被保険者高額療養費は、歳入でも説明いたしましたが、高額療養費の伸びにより1,400万円を増額補正するものです。

3款1項1目国民健康保険事業納付金、一般被保険者医療給付費分は、医療給付費分150万円を減額し、3款1項2目一般被保険者後期高齢者支援金等分に不足が生じるため、149万円の増額、また、6款2項1目諸支出金、療養給付費負担金等返納金1万円は、負担金精算後に返納金が生じたため、補正を行なうものです。

説明は以上です。

議長(太田伸子君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第32号から議案第39号までは、お手元に配付いたしました令和3年第4回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 異議なしと認めます。よって、議案第32号から議案第39号までは、常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

これで、本定例会第1日目の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明日12月1日、午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(太田伸子君)** 異議なしと認めます。よって、明日12月1日午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午前11時05分

令和3年第4回白馬村議会定例会議事日程

令和3年12月1日（水）午前10時開議

（第2日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

令和3年第4回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 令和3年12月1日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	増井春美	第7番	太谷修助
第2番	横川恒夫	第8番	津滝俊幸
第3番	切久保達也	第9番	松本喜美人
第4番	加藤ソフィー	第10番	加藤亮輔
第5番	尾川耕	第11番	丸山勇太郎
第6番	田中麻乃	第12番	太田伸子

4. 欠席議員

第8番 津滝俊幸（私用のため午後から欠席）

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	横山秋一
教 育 長	平林豊	参事兼総務課長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤孝行	会計管理者・会計室長	長澤秀美
建設課長	矢口俊樹	観光課長	太田雄介
農政課長	田中洋介	上下水道課長	関口久人
税務課長	田中克俊	住民課長	太田洋一
教育課長	横川辰彦	子育て支援課長	下川浩毅
生涯学習スポーツ課長	松澤宏和	総務課長補佐兼総務係長	鈴木広章

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸茂幸

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前10時00分

## 1. 開議宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和3年第4回白馬村議会定例会第2日目の会議を開きます。

## 2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

### △日程第1 一般質問

議長（太田伸子君） 日程第1 一般質問を行ないます。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は10名です。本日は、5名の一般質問を行ないます。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長においてこれを許可いたしますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第8番津滝俊幸議員の一般質問を許します。第8番津滝俊幸議員。

第8番（津滝俊幸君） 第8番津滝俊幸です。久しぶりの一番手ということでよろしくお願ひしたいなと思います。

まず初めに、本日の午後の議会、私は所用により欠席することになりました。ご容赦を願ひたいなというふうに思います。

さて、今日から師走になります。先週末、スキー場上部において50センチほどの積雪がありまして、五竜、47、八方尾根スキー場がオープンいたしました。どちらのスキー場も初滑りを待っていたスキーヤーがたくさん押し寄せ、幸先のよいスキーシーズンの開幕となったなと思っておりましたが、昨日、皆さん、それぞれの報道でご承知のことと思いますが、日本でも新型コロナウイルスの新たな変異したオミクロン株という感染が見つかりまして、確認されました。新たな猛威で世界中に、また日本国内に拡大していきそうな様相です。今後、これが第6波につながり、戻りつつある景気に冷や水をささないようにならないことを心配しているところであります。

それでは、通告に従いまして、質問をしていきたいと思ひます。

今回、2問の質問で、最初のほうは経済対策についてです。

新型コロナウイルス感染症の蔓延により2年間で4回の緊急事態宣言が発令され、日本経済は停滞、あるいはマイナス成長でありました。

白馬村においても、観光、人流が閉ざされ、盛り上がりを見せたインバウンド事業も海外との往来に抑制がかかり、いまだ改善していない状況です。現在は、村民も含め、国内では80%を超えるワクチン接種により収束の兆しが見え始めているところです。

その間、国からの経済対策として、事業者への雇用調整助成金や事業持続化給付金、飲食店の営業時間短縮に伴う助成金などの交付、個別には生活支援10万円をはじめプレミアム付き商品券の発行など、対策を講じられてきました。

何とか現在まで営業や生活をつないできているところですが、ここにきて原油の高騰や円安により輸入を原料とした商品の値上げにより、電気・ガス・灯油をはじめとしたエネルギー関連や農業資材、建築資材、生活関連・食材、輸送費など、全てが値上がりしている状況です。

それらのことを踏まえ、新たに発足した岸田内閣では経済対策として55.7兆円の財政支出をしていくことが閣議決定されました。そこで次のことについて伺います。

- ①村の経済対策の方針、または具体的計画案は何か。
- ②国や県からの対策金の受け皿、計画案があれば、教えていただきたいと思います。
- ③岸田内閣の成長と分配について、当村における影響は何か。
- ④売上げの減収による今後の財政状況の見通しについて、伺います。よろしく申し上げます。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 津滝議員から経済対策について4項目の質問を頂いておりますので、順次、答弁をさせていただきます。

まず、1点目から3点目までは国の経済対策に関連する事項でありますので、まとめてお答えをいたします。

岸田内閣の基本である「国民との丁寧な対話を踏まえ、国の経済政策は目の前の新型コロナウイルス感染症の困難を乗り越え、ポストコロナの未来を切り開くことで国民に安心と希望をお届けするものとする」としております。

このため、政府では、新型コロナウイルス感染症対応に万全を期すとともに、新しい資本主義を起動させ、成長と分配の好循環を実現するため、4つの柱とする総合的な経済対策を策定するとともに、その裏づけとなる令和3年度補正予算を編成をする方針であります。

この経済対策の柱の第一は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止であり、感染が再拡大するのではないかと、十分な医療は提供されるのか、こうした国民の不安に応えるため、全体像に基づき、ワクチン、検査、治療薬等の普及による予防、発見から早期治療までの流れをさらに強化するとしています。

このため、今後、感染力が2倍になった場合にも対応可能な医療提供体制の確保、ワクチン接種の促進、治療薬の確保を進める。併せて、来年春までの見通しが持てるよう、人流抑制等の影響を受ける方々の事業や生活・暮らし、とりわけ、非正規、子育て世帯などに寄り添い、その支援に万

全を期すとともに、供給制約や資源価格高騰等の景気下振れリスクにも適切に対応する、その際には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の枠組みを活用し、地方の実情に合わせた取組を支援をすることとあります。

取り組む施策の中には、感染症の影響により厳しい状況にある方々の事業や生活・暮らしの支援として3項目あり、1つ目は事業者への支援、2つ目は生活・暮らしへの支援、3つ目は、エネルギー価格高騰への対応の考えであります。

次に、成長と分配の影響については、効果を期待する考え方としてお答えをいたします。

まず、未来社会を切り開く新しい資本主義の起動として、成長戦略と分配戦略を掲げています。

このうち、成長戦略では、地方を活性化し、世界とつながるデジタル田園都市国家構想の項目で、農業・観光・文化の分野に対して、農林水産業の輸出力・生産基盤強化、観光の高付加価値化、地域公共交通支援、文化芸術振興が該当するものと考えます。

一方で、分配戦略ですが、賃上げの推進の項目で、賃上げを行なう企業への税制支援の抜本的強化、下請取引に対する監督体制強化、最低賃金の引上げに向けた事業者への助成の拡充が該当するものと考えます。

また、全国町村会では、今回の経済対策に盛り込まれた施策については、市町村が実施主体となるものも多く、我々町村もしっかりと対応してまいりる所存であるので、町村の現場の意見も十分踏まえた制度設計をお願いをするとともに、国には16か月予算による迅速かつ切れ目ない対応に向けて今回の経済対策に沿った予備費の活用、補正予算の早期成立及び令和4年度当初予算編成を引き続きお願いしたいとコメントしております。

これまでも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、その都度、制度設計が示された後に実施計画の枠組みを決める作業となりましたので、国からの情報を注視をするとともに実効性のある計画となるような情報収集に努めてまいりたいと考えております。

最後に、売上げの減収により直接的に村の財政事情に影響を与えられられるものの中には、地方消費税交付金など、国からの各種交付金も考えられますが、一番身近なものだと村税の減収が考えられます。

今年度は、地方税法附則第63条及び第64条のコロナ特例により固定資産税を減額したものに対して、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金を交付されて、村税の減収を補いました。

普通交付税につきましても、村税が減るということは算定項目である基準財政収入額も減りますから当然ではありますが、普通交付税が増えることとなります。

現に、今年度も基準財政収入額の市町村民税で4,500万円ほど減額、固定資産税で3,200万円ほどの減額と算定され、その分の普通交付税が増えているところであります。

このように、自主財源は減りますが、その結果、依存財源が増えますので、トータル的には売上

げの減収がすぐ財政に大きな影響を及ぼすことはないというふうに考えているところであります。

1点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

**第8番（津滝俊幸君）** 岸田内閣が発足してまだ一月程度くらいなわけで、これから、来週ですかね、臨時国会が招集されて、総理から出された、内閣で承認された新しい資本主義ですかね。それに基づきながら具体的な、方向性だけは定められたということなんですけど、具体的な内容はこれから年末にかけてしっかり詰められるんだろうと、そんなふうに感じているところですが。

ただ、新聞やネット、いろんなそういうところから情報を聞いてくるとですね、先ほど言っていました成長と分配ってところの中の分配の部分に関しては、介護だとかそれから保育士さん、そういったところを中心にこれもコロナの影響があるんだろうと思うんですけども、金額を上げると。それから、これも新聞でよく取りざたされているんですけど、10万円の児童手当っていうんですかね、それも、年度内には5万円配られて、あとの5万円は4月以降というようなことで、それに係る事務手数料が900億円近いお金を使ってやるのはけしからんというようなことを言っている人達もおられるみたいです。

それは国のほうのことで、それに向けて先ほど村長がおっしゃっていましたが、ぜひアンテナを高くしてですね、後出しでこういうものが来るからその交付金をどういうふうにするかじゃなくて、白馬村が今困っていることはこれはもう明々白々でありますので、どんな助成金、どんな交付金、どんなものを使ってかってことに対して、それぞれ当たり前のことですが、アンテナを高くしてご対応いただきたいというのが私の今の気持ちです。

特にですね、今、目の前に白馬村でどうなってるんだということが、経済の中で、どうなってるんだというようなことが1点ありまして、それは、さのさかスキー場のことであります。

今シーズン早い時期にですね、ホームページなんか見るとコロナにより集客が見込めないため休業すると、昨シーズンも同様にやめるというような、休業するというような話があったわけなんですけど、村長自らがですね、ブルーキャピタルさんのほうへ行って、ぜひそういうことにならないようにという交渉をして昨シーズンはオープンしたと。

ただ、今シーズンはそういうことでもう決定しているというようなことなんですけど、このことについてですね、我々村民には細かい情報は何も来ていませんし、さらにやっぱり白馬村スキー場の中の中心的な役割を担っていくスキー場でありますので、今後の展望等について何か情報をお聞きしていることがあれば、お伺いしたいというふうに思います。

それから、やっぱりスキー場にはいろんな施設があります。

これは税務課長のほうにお伺いするんですけど、やめる、やめるというか、休業しているということになると、やっぱり固定資産税だとか、そういう税金の関係はちゃんと徴収できてるのかどうか。その辺りのことも併せてお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。



議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） お答えします。まず、さのさかスキー場の本年度休止に関するお答えですが、村には、10月の月上旬に現地の支配人から今年度は休止するという申入れがありました。10月までのスキー場での取り組みをお聞きしますと、自社での運営を継続する、または他社からのサポートを受けながら何とか営業を継続したいというようなことで動いてはいたんですが、それが実現できなくて、今年度は休止というような報告を受けたところでもあります。

それを受けてなんですけれども、やはり以前は白馬村には7つスキー場があったのが、今年度は4つのスキー場に減ってしまうことになりました。特にスキー場というのは、そのベースのエリアに特に宿泊施設があって、それでその地域経済というのが回っているというようなことがあります。また、スキー場を見回しても索道、それからパトロール、スクールという雇用の面でもとても大きな役割を担っているというふうに感じていて、今年度の営業休止については非常に残念だなというふうに思っております。

来期に向けてということなんですけれども、地区からスキー場運営会社には、来期運営をするに当たって、主に索道、それから施設設備のメンテをしっかりとやってくださいというようなお願いしたというようなことをお聞きしております。

村としまして、来期に向けまして、その地区からの申入れ、誠意を持って対応いただけるようにまず働きかけていきたいと思っております。

今期については、さのさかスキー場、休止になるんですけれども、近隣のスキー場がシャトルバスで送迎をするというような計画があるということを伺っておりますので、その辺りを村としてできる支援を考えてまいりたいと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 田中税務課長。

税務課長（田中克俊君） 該当事業者につきましては、またそれに関連することに関しまして、納税に関する問題は今のところ生じておりません。また、それに関する納税相談も今のところ受けておりません。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。

質問はありませんか。津滝議員。

第8番（津滝俊幸君） 今年、これから審査されるんですけど、各観光協会にですね今日も地元のローカル紙に出てましたが、100万円を上限に観光協会にはイベント促進費っていうですかね、そういうの出すというようなことになっています。南からさのさか観光協会もあるわけですから、やっぱりそこら辺りもですね、地元の旅館業組合も含めてですね観光協会の皆さんとしっかりとですね、ほかはスキー場もまだ営業してということですが、さのさかについてはそういうようなことで

ちょっと厳しい状況に置かれているということでもありますので、ぜひしっかりと観光課を中心にです。ね相談に乗ってあげて、対応をしていただければありがたいなというふうに私は思っているところです。

ぜひ来期に向けて、運営会社のいろんな経済的な事情もあるんでしょうけど、来期は何とか営業していただきたいなというふうに思っています。

ただ、一番心配しているのはあのスキー場をまたほかの業者に、転売というのか、営業権が移ってしまうということだと私は思っています。ですので、そこら辺りもですね情報としてですね、随時、この運営会社のほうとですね連絡を取り合いながら、そういうことが起きたら村としてはしっかりとそこをどういう業者に行くのかどうかということも含めてですね、ちゃんと把握をしていただきたいなとそんなところでもあります。

先ほど新しい資本主義と成長と分配という形の中で、これは岸田内閣が持続可能な社会を目指すということになってます。

最近、当たり前のように使われているこの「持続可能な社会」ということなんですけど、その中で一番は成長と分配。新たな投資を生み出すということ、それから、成長を目指していくということで、特にですね3%の賃金をぜひそれぞれのところで上げていただけないかと。それで、その分、法人税を安くしますよっていう、融合していくというような話が上がっています。

私はですねこの、経団連なんかは応じるということを行っているらしいんですけど、この白馬村です。ね賃金を今上げるような、私は、状況にはなっていないんじゃないかなと思っています。やっぱりいくら法人税を優遇されたって賃金をですね年間3%も上げていくなんてことは非常に苦しい、経営をしていく立場の人間からすれば非常に苦しいというような状況になっていくかなと思います。

そこで、ここで提案なんですけども、例えば、山小屋のことを言いますと、山小屋は料金が条例で1万2,000円ということで上限が決まっています。この間、山小屋を経営している方からいろいろとお話を聞いたんですけども、ヘリコプターの代金が、運送費が高過ぎちゃって、例えば、上で工事をしたり、泊めていく料金のもう上を行っちゃうと。要するにヘリコプター代がもうほとんどを占めていくと。このところを穴埋めするにはやっぱり料金を改定するしか方法がないんじゃないかということをご提案いただきました。

確かに、今、1万2,000円で山頂で泊まるっていうのは、私は安いのか高いのかというのは分かりませんが、相当コストがかかっている中で、1万2,000円というのは、もうちょっと上げても私はいいんじゃないかなと。例えば、欧米なんかだったら、山の上で泊まるときには2万円は超えているという話を聞きます。

ですので、ここら辺りでですね山小屋の宿泊料金なんかは改定したら私はいかがかなというふうに思います。白馬村でも頂上宿舎やほかの山小屋を経営しておりますので、そういうことを含めて

いかがでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。太田観光課長。

**観光課長（太田雄介君）** お答えします。担当課といたしましても同じ認識であります。

白馬村の山小屋は4つあるんですけども、そちらの料金については、山小屋条例で上限を規定しているところであります。担当課では3月の定例会に向けまして条例改正を提出できるように、今、準備を進めているところでございます。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 質問はありませんか。津滝議員。

**第8番（津滝俊幸君）** よろしくお願ひしたいなと思います。今、言うように、観光課長、そのところは理解していただいたのかなというふうに思っているんですけど。やっぱりこの里のですね宿泊業者、さらにはいろんな営業をしている飲食も含めて営業しているところなんですけども、いわゆるコロナ禍になって、ニューノーマルという、人と人をあんまり接触させない、もっと密を避ける、要するにゆとりを持った形にしていきなさいと。そういうところには、今回、GoToトラベルも1月の終わり、もしくは2月ぐらいからあるらしいですけども。

GoToトラベル、前回はですね、結構、宿代の高いところに集中して、宿代の高い宿泊施設が潤ったというような形になっています。要するに下々の金額の安いようなところはその恩恵が受けられなかったと。そこは国としては少し改善をしていくというような形に、プレスからはそんなことが聞こえてきます。

この際ですので、以前はですね、今で言えば観光局が、昔で言えば白馬村観光連盟、もっと言えば白馬村旅館業組合というのがあってですね、そこが定めとして、宿泊料金を大体みんなこのぐらいのところでもって納めてくださいねと。ペンションは幾ら、ホテルは幾ら、民宿は幾らというような形のものを出していたかなと思います。私はそういうものは今は必要ないとは思うんですけども、でも、やっぱりどこかがリードしながらやっぱり価格を今よりは少し上げていかないとですね、これだけいろんな消費資材のものが上がってきたときにですね、宿泊料金、7,000円、8,000円じゃ、はっきり言ってやっていかれないと私は思います。

ですので、この際ですので、GoToトラベルだとか、それこそ新たな投資と成長ということを鑑み、その賃金を村のほうから指導的にですね上げていくというような政策っていうんですかね、そういうことをしていくつもりはありませんか。もしくはそういう政策をするということですね。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** では、私のほうからお答えさせていただきます。

国の分配戦略の中に具体的な項目として賃上げを行なう企業への税制措置というのが経産省のほうから示されております。これについては、令和2年度の税制改正で検討と、結論を出すということで国のほうからの資料が参っておりますので、こちら辺について注視をし、これを活用できるよ

うな形で地元の事業者等へ周知できればというふうに考えております。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 横山副村長。

**副村長（横山秋一君）** 宿代を、一応、例に出していただいたんですが、私も、いわゆる例えば、G o T oをやったときに、1万円以上の価格帯のところにはやはりそのときだけお得感があるのでってことで集中したということは聞いておまして。確かに今までいろんな、だけど、値段の階層があるからいろんな方々が集まれるという側面があります。

ただ、もう一つやはりこれからいろんな観光地で競争していくにはお宿の質を高めていかないとなかなか白馬というところに人が集まんないんじゃないかなと思っております。

なので、ある程度、価格だけ上げんじゃなくて、質まで上げてく中での高価格化ということは観光局や観光課のほうでも検討してまいらなければいけないというふうに考えております。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。津滝議員。

**第8番（津滝俊幸君）** まさしくそういうクオリティーの部分、それを担うのはもう観光局の定款というか、もともとの発想のところにクレームをどういうふうに対応していくかっていうことが観光局の一番の発想の下でした。

ニューノーマル、今までの価値観とは違うものを価値観としていくということがこれからの世の中でありますので、ぜひ観光局、観光課を中心にですねそういった質も上げながら価格も一応上げていくと。結局、単価を上げれば集客がなくなるという話になってますが、今、世の中では全く逆ですね。お金が、要するに、これだけの価値があるところにお客さんが集まると。単価が高いからっていうわけではないんですけど、それなりの価値が見いだせるところにお客さんが集まってくるということになりますので、そういうことを磨いてくってということが大事かなと思います。

そうするとですね、白馬村のこの今の観光産業というか、観光行政のところなんですけど、前回も私のほうからお話をさせていただいたんですが、観光財源が非常に乏しいというような話が言われています。既にこれについて検討会も開かれ、観光宿泊税、白馬の未来観光税というような名前でぜひ検討してほしいというようなことがあって、行政側のほうからはそのことについては、制度設計についてはもう既にしていて、大方のものはでき上がっていると。あとは、どのような形でそれを周知し、皆さんのところに理解していただくかどうかという話なんですよね。

やっぱり、つくっただけでは駄目なので、その村内外の観光に関わるいわゆるステークホルダーと言われる人達ですね、関係者、そういう人達としっかりと対話をしてですね、このことについてもう少し深掘りして、白馬の未来を、観光の未来を考えていくってことは私は大事なことだと思います。財源がないとこれ以上のことはできないと思います。

村長どうですか、そこら辺り。もう少し村民とですねこの辺りの対話を、今、コロナで止まっているという話もありましたが、ようやく緩んできたところもありますので、それぞれ会議も開かれ

ているみたいですから、ぜひそういうことを前向きに検討していきませんか。

村長の答弁をお伺いします。

**議長（太田伸子君）** 下川村長。

**村長（下川正剛君）** 松本議員の一般質問でも通告をされておりますけども、今、言われたように、白馬村としては持続可能な観光地を目指すためには新たな財源はどうしても必要だということで今まで検討してきた経過があるわけでありまして。そんな中で、コロナ禍というような中で2年間止まってはおりますけども、またタイミングを見る中で進めてまいりたいというふうに思っております。

先ほどの単価の問題、そして、またこのすばらしい白馬の山岳景観をいかに次の時代に引き継いでいくか、こういうことについては非常に大事であるというふうに思っておりますので、また議員の皆さん、そしてまた観光関連会社の方々にも理解を得られるような取り組みをしてまいりたいというふうに思っておりますので、また議員の皆さん、ぜひご支援いただきたいなど、こんなふうに思います。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問ありませんか。津滝議員。

**第8番（津滝俊幸君）** 今、村長のほうから前向きに進めていくと。村内だけじゃなくて、村外のいわゆる観光関連者からもいろいろと話を聞いて、どういう形が一番いいのかというようなことを、ある程度時間がかかっても私は仕方ないことだと思いますので、将来を見据えてぜひ進めていただきたいなと思います。

経済ってということに対してなかなか行政、特に村として何か動かせる部分があるのかということなどで、なかなかやっぱりこういうところに目が行かないのが実情なのかなと思います。

私もいろいろ調べたりなんかするんですけど、やっぱりきっかけをつくるのが行政の仕事なのかなと。その中で、先ほど成長と分配、新たな資本主義の中にですね、これはそれ以前からもあった話なんですけど、特区というような言い方をされたりして、規制を緩和して新たなまちづくりをしていこうというということで、その一番最初にあったのはスーパーシティ構想ということなんです。松本市と茅野市なんかはもう既に手を挙げているということなんですけど。これはかなり大掛かりなもので財政措置もあつたりなんかするんですけども。

もう一つ、スーパートーシティ構想というのがあります。それこそ白馬村が今一番遅れているデジタル化、もしくは、ゼロカーボン、そういうことをどういうふうに進めていくかということで内閣府、総務省、国交省、経産省、こういうようなところが垣根を越えてですね支援をしていくというような内容のものです。

来年度も、令和4年度も各省庁から予算要求が出ておりますし、白馬村もですねぜひこのスーパートーシティ構想に手を挙げてですね、来年度。いわゆる経済を何かを使いながら活性化させてくってというような形に、私はしていったほうがいいのかと。

ただ、コロナでそれに、要するに、受ける側でもう精いっぱいみたいな形なので、攻めていないんですよ、世の中に対して。

ですから、白馬村はこう在る、こういうことをやっていくんだというようなことの中で、ひとつ、ご提案でスーパーシティ構想、デジタル化を進めると同時にゼロカーボンも一緒に進めていくということをこれを使ってやられたらどうかと思います、どうでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** ただいまのご質問のスマートシティ構想につきましては、成長戦略の中にあるデジタル田園都市国家構想という中に位置づけられているものと認識しております。

これ、資料等を見てもみますと、いわゆるデジタルインフラまたはデジタル連携のものも5つ以上必要があるというのと、基本構想に対する住民の理解、いろんな手続がかなり煩雑になっているというふうに認識しております。

それを考えると2つの課題というのがございまして、1つは、基本構想を策定すると。住民理解というふうになると、一定の期間そういったプロセスが必要かなというのが1点目になります。

2点目は、現在、国でも進めておりますガバメントクラウド。いわゆる標準仕様と自治体DX推進手順書ということで業務の標準化、これの進み方が令和4年度末を目途に現在進めておまして、そことの関連性というのがなかなか職員としても見えていないというところがあります。そこには、やはりIT技術者のいわゆる専門家の知見がなかなか無いとこれについて取り組むのは厳しいかなという点、2点が課題だと思いますので、その点の課題が解決ができれば、考えられる部分かとは思いますが、現時点ではその2つのことを考えると状況からすると厳しいかなというふうに考えます。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありますか。津滝議員。

**第8番（津滝俊幸君）** 消極的な感じを受けたんですけども。私のほうでこのスマートシティ構想を担当している内閣府になるのかな、そこへ連絡を1回入れて、相談した経緯があるんですよ、自分でね。「これはどんなものなの」ということで。その担当者は「実はこういうことをやり始めて市町村からそんなにまだ、今言う、ちょっとハードルが高い」というような言い方があったんですけども、「逆に言うと我々のほうはもっとどんどん相談してほしいんですよ。困っていることがあったら相談してほしいんだ」と。それをそれぞれのところに、省庁に投げて、そこから、例えば足りない、例えば、さっきデジタル関係の人の人材が足りないという話があったらそういった人をあてがうとか、予算的にこういうようなことでちょっと足りないんだけどというようにを申し述べれば、それにどういうものが一番合った補助金なのか、または交付金なのかというようなことをできると。

要するに、「相談してほしい」というような言い方をしていました。私は、議員でありますの

で、そういうことは、そこまではできないわけで、やっぱり行政の皆さんがですねアンテナを高くしながらさらに行動も伴わないと私はいけないと思っていますので、ぜひですねそれぞれの省庁にですね、担当課がありますから聞いていただいて、ご対応いただければありがたいなというように思います。

時間の関係がありますので、次のほうの質問に移らせていただきますが、ぜひですね来年度に向けてですね新たなこの成長と分配にしっかりと乗り遅れることのないように、新しい資本主義に乗り遅れることのないように努めていただきたいなというところであります。

次に、農林業振興について伺います。

上記に関連する要因、要するに先ほどの経済対策について申し上げた要因なんですけど、そういったことも含めて、脆弱な経営体質である農林業は大きく疲弊しています。米食の消費激減による生産調整の締めつけと米価の下落、農業資材の高騰、高齢化、担い手不足など、生産の現場からは農業の未来が見えていません。これは、農業の未来というのは白馬村の農業という意味です。

また、林業にいたっては、植林した杉ですね、白馬村の場合は圧倒的に杉が多いわけですけど、杉の伐採時期に来ているにもかかわらず、伐採や搬出に係る経費の高騰により、木を売っても原価割れをしてしまう状況です。物によっては、今、それを超えるものもあるらしいですが、原価割れをしてしまうような状況です。

そこで、今後の農林業の将来の展望について伺っていきたいと思います。

一つ目として、後継者の育成について。

二つ目、森林整備の事業化について。

三番目、業界の経営体質の改善や振興について。

この業界というのは、農業、林業、両方を合わせてという意味です。

お願いします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 2つ目の農林業振興について、3点のご質問を頂いておりますが、関連がありますので一括して答弁をさせていただきます。

村を代表する農業経営者である議員のおっしゃるように、農林業を取り巻く環境は非常に厳しいと認識しております。

要因の一つはコロナ禍でもありますが、私の考える大きな要因は、人口減少と日本人のライフスタイルの変化だと思っています。もう少し踏み込んで言えば、人口減少もありますが、農業で言えば、食生活変化により米を食べる人が減少した。林業で言えば人が山に入らなくなった。地元の木を使わない、使えなくなったことだというふうに考えています。

まず、農業関係では、議員もご承知かと思いますが、農林水産省では後継者対策として、49歳以下の農業従事者の拡大を目指し、新規就農者総合対策を公表をいたしました。

概要は、経営開始への支援、雇用就農への支援、研修への支援と伺っておりますが、内容が当村に合うかはこれから精査したいというふうに思います。

当地域の特徴として、水田の単作地帯であることから多くの農家は米価下落による影響を受けております。

このため、国、県からは園芸・果樹等の高収益作物転換が求められておりますが、土づくりや技術取得等、短期間で成果が出るものではなく、5年から10年といった間で長期的に取り組む必要があります。

このような中、最近の新規就農者の傾向は、減農薬や有機栽培に特化して取り組む若者や、他県で修業し、Uターンで園芸作物に特化し、取り組む若者などがおります。

村では、このような新規就農者に対して、農業次世代人材投資事業により交付要件に基づいて資金を交付をしております。

しかし、新規就農者育成は村だけではできませんで、県や農協、先輩の認定農業者と連携してサポートをしており、この地で、これから農業を志す若者が長期にわたり営農ができるような雰囲気づくり、販路確保、人と人との橋渡し、情報提供等が村の大きな役割だというふうに考えております。

また、先日、関東農政局の支局長と懇談する機会がありましたが、「園芸・果樹農家は後継者確保ができるが、水田農家は後継者確保が非常に厳しい」とのお話がありました。村内農家からは「米価は下落するが農業機械価格は高くなる傾向で、後継者等への機械更新補助支援をお願いしたい」との意見もありますので、新年度に向けどのような支援ができるか考えたいというふうに思っております。

また、林業に関しては、後継者対策も含め、農業よりもさらに状況は厳しいと認識をしております。

林野庁では、新たな森林・林業の担い手を確保するため、みどりの雇用事業を実施をしており、この制度により北アルプス森林組合に雇用された方もいると伺っております。ご存じのように、村内には素材生産を行なう林業事業体はありませんし、林業事業体に勤務し、林業をなりわいとする林業従事者も数名程度であります。

希望とえば、村内の林業従事者には30歳から40歳代の方もおり、林業整備に勢力的に取り組んでいるということです。

また、村の集落支援員の中には、林業士資格を取得した者や労働安全衛生規則に基づく森林整備に必要な伐木材の特別教育等を受講し、緩衝帯の整備、そして、またナラ枯れ処理、村有林の森林整備に当たっている者もいます。

加えて、今年度は、村内の林家で構成する白馬村林業経営者協会に数年ぶりに30歳から50歳代の3名の新規加入者があったと伺っており、少しずつではありますが、村内の森林整備に取り組



む人も増えております。

森林整備事業は、平成26年度に発覚した林業事業者による補助金不正受給問題の影響もありましたが、飯森地区では、一夜山付近の森林整備が終了し、飯田地区では、現在、森林整備が進んでおります。また、来年度は、堀之内地区でも森林整備が再開をされると伺っております。

森林整備により発生する材は、A・B材は市場出荷が基本となりますが、C・D材は県内木質バイオマスとして利用されております。

木材も地産地消が理想であり、A・B材は現在はありませんが、村内製材所等による地産地消、C・D材は木質エネルギーの村内の循環として、まきストーブやまきボイラーへの利用が域内循環を目指す村の方向性であるというふうに考えております。

実現はいつとは言えませんが、実現に向けて今年度より林業事業者や関係者と連携をし、ゼロ予算で林野庁地域内エコシステム事業に取り組んでおります。

また、平成31年4月からは、森林経営管理制度が始まり、森林所有者は所有する森林を適切に伐採、造林、保育を実施する責務が明確化されました。

しかし、実際には全ての所有者が森林の経営管理を自分で行なうことは困難であり、特に林業経営に適さない森林については、この制度の手続を経て市町村が委託管理を行なうことができるとなりました。

今後、村では同じく新設された森林環境譲与税を活用して、公益性の高い森林の経営管理を実施していく予定です。

最後に、森林業界の経営体質の改善や進行についてでありますけれども、私は農林業経営者ではありませんが、私が考える経営体質改善は様々な壁があることから、究極は、補助金体質からの脱却だと思います。若者に魅力を感じてもらえるか、年配者から若者への技術伝承、人手不足解消のためのスマートIT技術導入も重要であります。

振興については、域内消費、地産地消促進だと考えておりますが、いずれにいたしましても、農林業は自然相手の産業ですありますので、平成5年のような冷夏による米在庫不足やコロナ禍のウッドショックによる木材価格の上昇もありますので、今は厳しいかもしれませんが、産業として継続をしていく必要があるというふうに思っております。

2点目の質問に対するの答弁とさせていただきます。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

**第8番（津滝俊幸君）** 議長、あと何分ありますか。10分ちよつとですか。

**議長（太田伸子君）** 10分40秒です。

**第8番（津滝俊幸君）** はい。何から行こうかな。

まず、聞きたいことが結構あったんですが、時間がもうあまりないので、大事なことだけ聞くんですけど。私がこの農業のこと、林業のことを一般質問の中で何回か聞いてきました。ですがです

ね、私は今3期目でもうじき9年たとうとしているわけですけども、この9年間の中でですね抜本的なもとの課題っていうんですかね、例えば、高齢化とか人手不足とか担い手がいないとか、農産物の低価格化とか、この辺りは何も変わっていません。

変わってなくて、課題は全然変わっていないんです。でも、約10年間、もっと言えば、その前からですね行政側からこれが改善した、こういうものが変わったというようなものは、はっきり言って無いんですよ。だから、そこをどういうふうに考えてつかということなんですよ。

確かに、村長は一生懸命やってくれて、ほ場整備事業が始まりましたし、今、松川から以北のところでもですね、今回ちょっとほ場整備から計画がちょっと先走ったというようなところで減額補正が出てきてはいますけどもね。でも、課題は何も変わってないんですよ。行政が何も、何もっていう言い方はおかしいですけど、手につけないような状況なんですね。

例えば、新規就農者の話をしているんですけど、新規就農者とか林業者も含めてですね、どうなのかと。確かにいくらかは増えているかもしれないですけど、やっぱりもともとは素人ですし、じゃあその素人をちゃんとしたプロにするように行政側のほうは何かやったかということこれもやっていないわけですよ。

これは課長に聞きますけど、例えば、アグリスクールとか、例えば、林業だったらフォレストスクールとか、国からのいろんな支援策もあるんですけど、まずは一番基本的な知識の習得だとか基礎的な栽培技術だとか農業政策だとか、そういうようなことをきちっと教えるべきだと私は思っているんですよ。そういうことをやっていないから、ただ単に、よかったら補助金あるから使ってくださいねじゃ、やっぱり補助金を当てに。さっき、村長は「補助金体質からの脱却」とかと言っているけど、もともと行政がくれちゃってるから脱却も何もないんですよ。そこらを自分達で何とかしていかなきゃいけないと私は思っているんですけど、そこはどうですか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。田中農政課長。

**農政課長（田中洋介君）** お答えします。農林業、本当に担い手づくりというのが一番大きな課題だと思っております。

村でできるというのは本当に限られています。それで、国の制度を使って、ある制度を使って支援させていただく。ただ、それだけでは、お金を配るだけじゃとても農業、林業というのはできないもんですから、技術をどうやって取得していただくかっていうのが、本当に一番、長い時間もかかりますし、一番大きな課題かなと思っております。

確かに役場の職員は2年や3年で代わってしまいます。そこで、農協のOBの方ですとかも雇用しながら農家の方にまず相談していただけるような体制づくりということで村長の思いもありまして、そういう経験のある方を雇用したりしているということもあります。

すぐに結果が出てくるかっていうと、それも長い年月がかかると思いますので、できることから少しずつやっていくというようなのが、そういうところがございますので、お願いいたします。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。津滝議員。

**第8番（津滝俊幸君）** 村もですね、今、農業が置かれている危機的状況というのをよくまだ理解していないんです。これは行政側から発信しているという発信不足もあるし、林業も含めてなんですけど。

我々、農業をやっている者からもですね、今、本当に大変な状況なんだということをやっぱり訴えていかなきゃいけないと私は思っています。

例えばですね、今年のお米の話だけちょっとするとですね、あきたこまちだったらJAの概算金が約1万2000円です。相対価格は1万3,600万円くらいですので、実際には後から2年間で3,000円ちょっとぐらいのお金は入ってくるっていうことになるんですが、個人で生産している場合は1万5,000円、これは令和2年度ですけど農水省が出しています。1万5,000円、生産費でかかっているんです、1俵当たり。もうこの段階で原価割れしてるんですよ。原価割れしてる。はっきり言ってもうやんないほうがいいですよ。よくみんな言いますよね、米なんか買って食ったほうが安いんだという言い方なんです。それはここにあるんです。

ようやく法人になって1万1,500円。そのぐらいの生産費ですから、実際には1,500円程度ぐらいの、2,000円ぐらいか。2,000円ぐらいの利益が出てくると。これが来年どうなるかという話なんですけど。

来年、例えば、ワンタッチ肥料って、S80っていう肥料があるんですけど、この肥料がめちゃくちゃ高くなります。大体、500円から600円上がる。今年の春で100円上がっていますから秋にもう500円上がってます。600円上がるんですね。さらに今もう肥料の原料は全部輸入ですから、入ってきていません。日本に入っていないんですよ。ですから、来年の肥料が間違いなく皆さんの予約したところに届くかという、分かりませんそれは。私のところも同じです。そういう危機的状況っていうのをもうちょっと共有したほうがいいんじゃないですか。そういうことをもう少し発信してもいいと思います。

ただ、人手がないだけじゃなくて、さっき私が一番最初に言ったように、円高に振れちゃってそういうようなことになっているということになるので。

それと、来年からどうですか。アグリスクールをJAと、それから何だっけ。地域振興局と、そういう行政関係を含めて皆さんで立ち上げませんか。そういう人達をちゃんとつくっていきましょよ。1年かけてちゃんとその卒業者をつくりましょよ。どうですか。課長、もう一回。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。田中農政課長。

**農政課長（田中洋介君）** アグリスクールですが、本当にそういう農業の技術を伝えるようなところが非常に大事だと思っております。白馬では地場産推進協議会とかがあってありますが、高齢化も進んでおるんですが、若い人達との話し合いっていうのも今進めていまして、コロナ次第ですが、そう

いう、触れ合いながらやるということを考えていきたいなと思っております。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 津滝議員、質問ありませんか。あと3分です。

**第8番（津滝俊幸君）** 最後です。隣の小谷村ではですね、特定地域づくり事業を活用してですね、特定地域づくり推進組合だったっけな。そういうのを何かつくられたんですね。

農業者と観光業者がちゃんとつながって、その立ち上げた建設業とか、それから農業者、それから観光業者とつながるといようなことで、夏の事業と冬の事業をちゃんとつなげていくっていようなことなんですけど。白馬村もですね似たような、小谷村と経済状況とか環境は何も変わっていないんですけど、白馬村もこの特定地域づくり事業をやったらどうかなと私は思っているんですけど、それこそこういうのを振興公社とかそういうところが音頭を取りながらやったらどうのかなというふうに思うんですけど、村長、どうですかね。最後の質問です。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 今、小谷村という話が出ましたけども、私もそれはいい施策だと思ってすぐ総務課のほうに取り組めたらという話をしたら、白馬村はその該当にならないと。なぜかという過疎地じゃないから。過疎地域でなければこれは該当にならないということでありましたので、小谷村は過疎地であるということで採択をされたようでありますけども、私も非常にいい制度だなということであらうんですけども、そんなことで今回は断念したということではありますが、また違う方法で、何かいい方法があれば、積極的に取り組んでいきたいというふうに思っています。

**議長（太田伸子君）** あと1分です。質問はありませんか。

**第8番（津滝俊幸君）** 今、白馬村じゃちょっとできなかったと。でも、仕組みとしては、お金のあるなしにかかわらずそういう事業っていうのはやっぱり私は必要なんじゃないかなというふうに思っています。ぜひ、何も変わらないと私は申し上げたんですけど、やっぱりやる気さえあれば、少しはいろんなものが改善していくのかなと思いますので、皆さんで情報共有しながらですねいい方向に迎えるように、白馬がいい経済の循環になるように願って私の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

**議長（太田伸子君）** 質問時間が終了しましたので、第8番津滝俊幸議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時07分

**議長（太田伸子君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第1番増井春美議員の一般質問を許します。第1番増井春美議員。

**第1番（増井春美君）** 1番増井春美です。先ほど第8番津滝議員のお話を聞いていまして。

局長（山岸茂幸） 増井議員、マイクをちょっと遠ざけてもらえませんか。

議長（太田伸子君） もう少し。

第1番（増井春美君） 私も同じような意見でございます。こういう議会で一般質問を議員がするわけですけども、その後、どうなったかというのがなかなか私どもに伝わってこないというような感想をしております。あれはどうなったかというのを常々聞きたいというふうに思っております。

それでは、私は、議員になりまして6か月を過ぎてまいりました。できるだけ、村民の身近な問題、課題をこの議会で取り上げていきたいというふうに思っております。

まず、この白馬村第5次総合計画、これはもちろん課長の皆様、ご存じだと思います。まさか引き出しの奥にしまっていることはないとは私は信じておりますが、それで、本日の通告に従いまして、2点について質問いたします。

まず1点目に協働のまちづくりについて。

2点目に、ごみリサイクル集積場の実態調査結果についてです。

それでは、最初に質問に入る前に。失礼いたしました。今、見ていただきました。

まず、協働のまちづくりは、行政と住民がそれぞれの立場を認め合い、尊重し合いながら対等の立場で協力して、まちの将来を考え、まちづくりを進めることとされております。

先ほどの総合計画のこちらの25ページにございますが、内容は次のようなことでございます。

「暮らし、安心して主体的に協働・共生するむらづくり」では、住民、企業、NPO法人、ボランティア団体が行なう村づくりの活動に対して積極的に情報提供や支援を行ない、活動しやすい環境づくりをめざす」とあります。

次に、「行政区への主体的な取り組みの支援」では、地区担当職員制度を活用して各行政区の運営や事業を支援することで、行政と住民が協働する村づくりを推進する」とあります。

次に、「行政区の継続的な活動の支援」では、小規模行政区を中心に集落支援員を配置し、農業・移動・除雪・祭り・若者定住など、様々な活動を支援することで、コミュニティの維持活性化を図る」とされております。

そして地域おこし協力隊も、移住・定住、情報発信、白馬高校支援など、活動をされております。さらに制度を積極的に活用し、村づくりに必要となる実行者を外部から積極的に呼び込みますと掲げられております。

この総合計画に掲げる地区担当職員、集落支援員、地域おこし協力隊は、白馬村において行政と村民が協働の村づくりを進めていく上で地域を活性化していく上で大変重要な制度であると私は認識をしております。

そこで、村長に次のことについてお伺いいたします。

- 1、地区担当職員の概要とその現状は。
- 2、集落支援員の制度の概要と現状は。

3、地域おこし協力隊の概要と現状は。

そして4として、行政と住民が協働を進めるための具体策はあるか。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 協働のまちづくりについて4項目のご質問を頂いておりますので、答弁をさせていただきます。

1点目の地区担当職員制度の概要と現状についてであります。白馬村第4次総合計画から「住民と行政との協働」がキーワードとなっており、協働型のむらづくりを基本理念としていることから、地域の在り方や抱える問題について住民の意見を反映をしながらこれらの解決に向けた行財政運営を行なっていくことが求められているため、職員が地区と役場のパイプ役として信頼関係の構築に努めるといった目的で、平成18年度に地区担当職員制度がスタートをいたしました。

地区担当職員制度の活用事例といたしましては、地区の意見や提案要望の取りまとめ、各課からの周知の取り次ぎ、地区作業への動員、地区懇談会への参加、地区への配布物、地区から相談に対する助言、各地区が抱える問題に対して担当課へのつなぎなど、様々なケースがありますが、基本的には地区からの要望に対し、職員が地区と役場とのパイプ役として信頼関係の構築に努めてまいりました。

毎年4月の区長会議で地区担当者制度の活用について説明をさせていただいておりますけれども、今後も地区からの要望に対し、可能な範囲で対応してまいりたいというふうに考えております。

お困りのことや制度についての要望がありましたら、遠慮なくご相談を頂ければというふうに思っています。

2点目の集落支援員の概要と現状についてであります。集落支援員制度は地方自治体が地域の実情に詳しい人材で、集落対策の推進に関して、ノウハウ、知見を有した人材を集落支援員として委嘱をし、集落への目配りとして集落の状況把握、集落点検の実施、住民と住民、住民と行政の間での話し合いの促進等を実施をするとなっております。

なお、集落支援員の活動に係る経費については、特別交付税措置の対象となっております。

全国での集落支援員数を見ますと、令和2年度末では361の自治体で専任支援員と兼任支援員合わせて4,824人の支援員が活躍をしている現状です。

白馬村では、本年11月末現在で、総務課に2名、農政課に2名、建設課に2名で合計7名の集落支援員を委嘱をしており、地区の書類作成に関することや外国語対応に関すること、地域公共交通に関すること、林業振興に関すること、除雪業務をはじめ道路維持に関すること、外来種の駆除を含め景観維持に関することなど、地区からの要望に対する対応を中心に日々活動を行っております。

3点目の地域おこし協力隊の概要と現状についてあります。地域おこし協力隊は都市地域から

過疎地域等の条件不利地域に移住し、地域ブランドや地場製品の開発、販売、PR等の地域おこし支援や農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行ないながら、その地域への定住定着を図る取組みで、隊員は各自治体の委嘱を受け、任期は概ね1年以上3年未満となっています。

地域おこし協力隊員の活動に係る経費については、特別交付税措置の対象となっております。全国での地域おこし協力隊員数を見ますと、令和2年度末で1,065の自治体で5,464人の隊員が全国で活動をしており、国では、令和6年度までに8,000人に増やすという目標を掲げております。

白馬村では、本年11月末現在では、総務課に1名、観光課に1名、白馬高校支援係に1名、合計3名の地域おこし協力隊員の委嘱をしており、移住定住促進業務、人口減少・少子化対策業務、情報発信業務、多文化共生関係業務、観光振興業務、白馬高校支援業務について日々活動を行っております。

最後に、行政と住民、協働を進めるための具体策についてであります。増井議員のご質問のとおり、第5次総合計画では「暮らし・安心してみんなが暮らせる村」を基本目標の一つとして掲げています。その基本目標の中に行政と住民、協働を進めるための具体策について記載をしています。

大分類としては、多様性を尊重し、住民が主体的に共生、協働する村づくりとし、中分類に、住民参画と協働を掲げ、行政運営への理解と参加を促すため、様々な媒体を活用し、行政情報を住民に提供するとともに、住民生活や各地域の課題に関する意見交換の場を設けながら、住民、企業、NPO法人、ボランティア団体等が行なう村づくり、活動に対して積極的に情報提供や支援を行ない、活動しやすい環境づくりを目指すこととしております。

その具体的な取組につきましては、小分類として3つ記載されておりますが、1つ目は行政区の主体的な取組の支援ということで、本村では古くから行政区を中心としたコミュニティを形成し、各行政区で伝統行事や各種作業施設の維持管理など相互扶助による住民自治が行なわれ、信頼と協力関係を築いてまいりました。

しかしながら、少子高齢化や人口減少、住民の多様化、個を尊重する社会的変化により行政区の加入率は低下をしております。

これからの行政区の意義や在り方を再定義し、地区担当職員制度を活用して各行政区の運営や事業を支援することで行政と住民が協働する村づくりを推進することとしております。

そして、行政区の加入率と地域づくり事業補助金の活用地区数について目標値として設定をしております。

2つ目は、行政区の継続的な活動の支援ということで、集落支援員を中心にコミュニティの維持、活性化を掲げています。

3つ目は、住民の協働、NPO等の支援ということで、ふるさと納税を活用した補助制度などにより住民や白馬ファン、NPO等の組織を積極的に支援し、持続可能で活力ある村づくりを推進を

することとし、協働のまちづくり推進補助金件数の増加について目標値として設定をしております。これらを軸として住民が主体的に協働、共生をする村づくりができるよう行政として支援を行なっています。

以上が、1点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

**議長（太田伸子君）** 下川村長、集落支援員の数です。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 先ほど何て言った、6名。

先ほど白馬村では本年11月末現在で総務課に2名、農政課に2名、建設課に2名で合計7名と申しましたけども「6名」でありますので、訂正させていただきます。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。増井議員、質問はありませんか。増井議員。

**第1番（増井春美君）** ただいま答弁いただいたことについては、村のホームページ等、かなり、今、おっしゃられたようなことが書いてあります。私も十分読み込みまして承知はしております。

ただ、一般の村民の方はこういうことはあえて興味がなければなかなか理解することはできないと思います。現在、集落支援なり地域おこし協力隊の方は村の広報はくば、また、ホームページで月々更新されて見られてると思うんですけども、なかなか一般の方にはそれが伝わっていないというように思います。

先ほど村長にご答弁いただいた人数のことについては、村長はあまり承知されていないのかなという、今、ちょっと印象を受けましたけども。

まず、地区担当職員、失礼しました。そうですね。地区担当職員制度についてですね、これは調べてみますと、私は平成18年の9月、実施要綱制度というのが告示されておりました。その後、15年経過をしているわけですが、残念ながら私はこの制度は機能していないのではないかというふうに思っております。

現区長に何人かお聞きしたり、経験者の方にもお聞きしたりするんですけども、やっぱり残念ながらですね「これ何」というようなことをちょっと聞いたりしております。

私も6年前に区の役員をしております、そういう会議に出ましたけども、大変膨大な資料の中をお話するわけですから、こういうのがあるよという冊子、用紙が配られていたというような記憶でございます。

これは、大変重要な村づくりをするためには、大切なことだというふうに思っております。それで、その辺、この制度について村長はどのようなことをお考えをされているかというのをお聞きしたいと思います。お願いします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** 制度に関することについて、ちょっと私のほうからお答えをさせていただきます。と思います。

確かに増井議員がおっしゃったとおり、平成18年に制定をし、これは第4次総合計画のキー



ワードからであるということで制度を設けました。

一番、地区役員、地区担当職員制度で、区長さんと大きな関わりを持っていたのは、最近、今年希望の地区しかありませんけども、地区役員懇談会、これが一番大きなものだったかなというふうには思っております。

区の役員さんにとっては、なかなか聞き慣れないという部分も、ここら辺の周知につきましては、見直す必要があるかと思いますが、この行政体の中のほうで考えますと、加入率のチェック等につきましては、各地区担当職員の中で分かる者等を確認をしながら、加入率の推計というものを出してはおります。

各役員とのつながりについては、足りないというところであれば、この辺につきましては、今後見直しをするということは考えてまいりたいというふうに思いますが、制度にのっって中で動いている部分もあるという点についてはご理解を頂ければと思います。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。増井議員、質問はありませんか。増井議員。

**第1番（増井春美君）** 私はこの制度について、村長がどういうお考えかというのをお聞きしたかったということでございます。

それで、まず、先ほど私はこの制度が機能していないということ、機能していないとか、そう思うということをお話ししたんですけども、これは考えてみますと、行政の制度に対して15年経過しておりますので、マンネリ化しているんじゃないかというふうな思うことが一つと、あと、制度説明をですね職員の方にきちんと話をされて意識づけがされていないんじゃないかというようなことを思うわけであります。

先日、総務課のほうで地区担当職員制度の名簿を見ました。それぞれ課長の方が統括ということで責任者になっておられました。そういうことで、どうしてもこういうお忙しい中ですから、伝わらないとは思いますが、ぜひそういうことで職員の方に意識づけをしていただければと思います。

例えばですね、私が考えてみたんですけども、今、実質、広報を各区長さんにお届けをされていると思うんですけども、その方によって違うと思うんですが、できるだけですね直接、フェイス・トゥ・フェイスといいますか、顔と顔を合わせて、会話をちょっと意識的にしていただいでですね、自分が地区担当職員でいますよというようなことを一声かけられるのも、行政側から積極的にかけられるのも、各区長さんにとっては、次はこの人にちょっと連絡してみようかと、課題があったりした場合ですね、相談してみようかということにつながるんじゃないかと思っております。

もう一つはですね、このことについてマニュアルはあるかどうか分かりませんが、15年たっておりますので、その辺を見直しをしていただいでですね、職員の方に意識づけをしていただければ。そして、また新たなマニュアルをですね協働のまちづくりということで積極的に進めていただ

ければと思っております。

このことについては、先ほど津滝議員も申しましたけども、この議会で私も非常に思うことは、議員が答弁をして、そのどういうふうになったかというのがなかなか伝わってこないと思います。村長のほうから「検討します」とか「ご理解いただきたい」というような答弁がございますけども、その後、どうももやもやとした感じを私は受けております。

こういうものが整備されればですね、私も地区のほうで経験したんですけども、あるその地区担当の統括の方に話を持っていけば、庁内の縦割り社会、言われると思いますが、連携をその方が取っていただいて、次はどうするかというようなことをですね、忙しいということは十分承知しております。職務外ということも承知しておりますので、ぜひその辺はしっかりとやっていただきたいというふうに思っております。

続きますが、次にですね、白馬村の集落支援員、地域おこし協力隊についてですが、この制度、平成29年の6月スタートだったと私は承知しておりますけども、集落支援員の方が2人、地域おこし協力隊の方が1人、確か広報はくばのほうに載っておりましたが、それぞれのミッションで活躍いただいて、3年がもう経過して任期を終えられまして、その後ですね白馬に定住されたか、また起業された、そして就労されたかっていうのをどういうふうに認識を、現状を把握されているか、お伺いをいたします。お願いいたします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** ただいま、集落支援員というご質問と記憶してお答えさせていただきますと、集落支援員については任期に年数はございませんので、地域おこし隊、地域おこし協力隊のほうは1年から3年という任期があります。集落支援員ということでございましたので、任期については、ないということでお答えさせていただきます。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。増井議員、質問はありませんか。増井議員。

**第1番（増井春美君）** 先ほど答弁いただきました総務課長のとおりで、集落支援員というのは地元でおられる方で熟知された方ということで、地域おこし協力隊についてはですね、移住定住というのが前提にあって、総務省のほうから特別交付税ということでその経費については、給料ですね報酬、様々な経費につきましては、年々金額が上がっておりますけども、当初400万ということでしたが、今、確か440万とか470万とかちょっと上がっているとは思いますが。

そこでですね、私は先日、長野県内で地域おこし協力隊の成功例ということでですね、高評価を得ている伊那市に直接活動されている方にお話をお聞きいたしました。

そこで、なるほどなというふうに思ったんですけども、白馬村でもぜひご検討いただきたいんですが、内容はですね、伊那市は現在15人の地域おこし隊の方が採用をされております。3年の任期、契約終了者は15人おられるということで、これはですね行政から発せられた採用目的に適合

した人材ということです。

この採用目的はですね、漠然とした行動、内容ではなくてですね、極めて詳細、明確にやられているということです。

例えばですね、白馬村でも当然やられていることと思うんですが、例を2つ挙げますと、観光領域では、伊那谷が有する観光資源について山岳フィールドを中心としたイベントの計画立案、運営、情報発信、ワークショップの開催など、継続的に実施をされております。これは、行政から明確にそういうことをやってもらいたいということでございます。

2つ目にですね、教育領域でございますが、学童へのデジタルプランニング教育のネットワークの構築及び実施など、多くのニーズ、カテゴリーにわたります。

応募者はですね、必ずしも領域の識者ではなくてですね、保有するキャリアやスキルをニーズに役立てて実行されているということでした。これは、採用、応募者が立案を、行政側が立案したのではなくて、いわばこれは、失礼しました。採用者、応募者が立案したのではなくて行政が提示したいわば採用条件でもあります。そして、ほぼ100%をですね自主活動契約をされております。

ただし、年間の基本時間は活動に充てるという規定が設けられておまして、年間の活動報告の提出も義務化されております。

基本はですね、白馬村と大きく違うところは、週24時間の勤務、白馬村ではフルタイムで月曜から金曜まで勤務をされる、庁舎内に籍を置いてということでございますが、伊那市庁舎の中には席はないと。報酬もかなり高いわけでございますが、社会保険とかそういうものは自己負担と。

あとはですね、宿舎は市営で……。

**議長（太田伸子君）** 増井議員、少し質問を簡潔にまとめていただけますか。

**第1番（増井春美君）** はい。まとめですね。長いということですので一応まとめます。

採用はですね企業の同様の認識で契約ということですね、一つは。それで、採用人材は専門家というふうに位置づけられています。明確な課題設定、可能なスキルを有する人の人材を採用しております。学歴ではないということで。

もう少しで終わりますので。

行政担当者は採用人材をマネジメント可能なスキルと人格を有している人、行政担当と採用人材をつなぐサポート役は集落支援員のコーディネーターが行なっております。

伊那市はこういう施策で成功しております。白馬村も検討の余地があると思いますが、村長のお考えをお聞きします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** ただいまの増井議員のご質問について、論点と争点を確認したいため、質問の許可を願います。

**議長（太田伸子君）** 吉田参事兼総務課長、聞いていただけますか。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** はい。ただいま、増井議員からは伊那市の成功事例ということでご質問を受けましたけれども、この成功事例というのは、現在、地域おこし協力隊員として、業務に当たっているのか、それか、期間を終えて地域に残っての成功例なのか、それをちょっと今の中では確認ができませんでしたので、お話の説明を聞いていると、地域おこし協力隊として採用している成功例ということで捉えればよろしいでしょうか。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 増井議員。

**第1番（増井春美君）** 先ほど話が長くなって失礼いたしました。現在、地域おこし隊として活躍しているのも先ほど長々と申しましたけども、成功の例でありますし、終えた方がその後、3年を終えた方が起業をされている。そして、ほとんど就業されているんですけども、その方が定住をされて、95%というふうに、かなりの高いことで、定住されているんですけども、地域おこし協力隊というのは、本来は定住、移住定住が目的で国のほうから特別交付税というふうにやられると思いますので、両方の成功例ということでお答えいただければと思います。

**議長（太田伸子君）** 答弁よろしいでしょうか。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** それでは、お答えをさせていただきます。

まず、採用に関してでございますが、確かに詳細の項目、どこまで詳細な項目を挙げるのかという部分はありますが、あまり細かい部分を挙げ過ぎて、なかなか希望しないというのもほかの自治体での例もありました。

ですので、本村の採用の内容からすると、こういう若干おぼろげながら、こういう内容のものに取り組んでいただける方という募集をかけさせていただいております。

その中で、やはりそれをやりながら若干こういうことにシフトしていきたいとか、そこら辺については、こちらのほうではある程度幅を持ちながらさせていただいているということでもありますので、詳細がいいのか、若干、業務を広くしたほうがいいのかというのは、増井議員がどれだけほかの方に聞いたか分かりませんが、私どもも周りに聞いている中ではどちらともいい事例もあり、悪い事例もあるということでもありますので、その辺は考えながら対応させていただきたいというふうに思います。

あと、期間満了後に残るという部分で申し上げますと、伊那市では90%近くというお話でしたが、本村でいきますと、これまでの間、16名の満了者に対して4名ということですので、25%ほどということで、全国的にもまだ低い状況ではございます。

これをどういうふうにしていくのかという部分については、国の制度も踏まえながら村の制度としてどういうふうに残っていただけるか、この辺については、しっかりと検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。増井議員、質問はありませんか。増井議員。

第1番（増井春美君） 今、白馬村の採用の仕方というのは、詳細な、こういう方を求めているというようにことではないということでした。

私は、経験者の方に聞いたりしておりますと、どうも漠然としてですね、自分は何をやっているのかというのがちょっと分からないような、というようなこともよくお聞きしたりしております。

どちらがいいかというのは、いろんな考え方があると思いますが、やはり明確な、こういうことを、先ほど言いました学歴ではなくてですね、スキルのある方に来ていただいて、こういう仕事を各課でやってもらいたいというようなことを明確にですねお伝えしていただきたいというふうに思います。

これは、特別交付税ということで処理されておりますが、人数が何名かというのは私は承知していませんけれども、ぜひそのような形で採用をして、しかもですねフルタイムで1日やっぱり庁舎にいますと、次にどういうふうなことをするかということは、次に3年終わったときに続いていけないというようなこともありますので、そのこともお考えいただいて、進めていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横山副村長。質問になってないですが。

副村長（横山秋一君） 少しだけ、さっきの吉田課長の補足をさせてください。

採用について全部アバウトなわけではございません。

例えば、私が関連している白馬高校支援では、公営塾の講師といった、もう決まった職について地域おこし協力隊を採用しております。

ちなみに、申し上げますと、今年3月期限が切れた方は起業して自分で学習塾を立ち上げるというような定住をされている方もいるということです。

あと、私が観光課時代に携わった中には、サイクルツーリズムに特化して採用している地域おこし協力隊もありましたので、全てがアバウトにしているわけではないと。

ただ、あまり狭くすると、伊那市のような市レベルですと分業化がすごく進んでおりますが、白馬村の場合は広く一人が担う場合もありますので、そういった事情はぜひご理解いただきたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。

先ほどの増井議員ですが、質問になっておりませんので、質問を変えていただければよろしいでしょうか。最後、終わり方が質問になっていないので、質問形式に変えていただきたいと思います。

よろしいですか。

第1番（増井春美君） 結構です。

議長（太田伸子君） よろしいでしたら、次の質問に入っていただきたいと思います。増井議員。

**第1番（増井春美君）** それでは、次に、各地区ごみリサイクル集積場実態調査結果について、お尋ねをいたします。

私も6月の議会のお話をしたときに、5月頃にですね収集業者の方のパッカー車に乗って4日間、村内のごみ集積場を、地区ごみ集積場を7割ぐらいでしょうか回りました。

今回は、この議会のすぐ前にですな2日間、78ごみ集積場、小規模ステーションも含めてありますけども、ほぼ100%回らせていただきました。

そこで、担当課のほうでこのごみ集積場の実態調査をされたということで、そのアンケートの調査結果の内容についてと、2つ目にアンケートを受けての見解、具体的な改善策はどうかということ。3番目に、6月議会で村長が答弁されました「ごみ出しルールが守られていない」に対するその後の対応についてお伺いいたします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 増井議員におかれましては、白馬村が委託している一般廃棄物処理・運搬許可業者の協力を得て、11月の2日間にわたり、再度、村内の地区集積場の現地調査を行ない、その状況と住民課で実施いたしましたアンケートの実態調査について、3項目の質問を頂いておりますので、答弁をさせていただきます。

まず1点目のアンケート実態調査結果の内容についての質問ですが、地区環境衛生委員と小規模ステーション使用者、代表者を対象に調査を実施をしたものであります。

主な調査項目は、施錠がされているか、防犯カメラ・水道の設備があるか、清掃状況、品目ごとの分別の状況とその取組みなど、また、住民当番制による立ち会いの下でのリサイクル物の受入れの考えをお聞きをいたしました。

その結果は、11月の2日に開催をいたしました環境衛生委員会でアンケートのまとめの概要を説明をさせていただきました。

アンケート調査は、回収率96%で、集積場の半数の14地区が鍵・カード式等により施錠を行ない、防犯ビデオは10地区が設置をし、水道設備も19地区が設置、維持管理としての清掃もほとんどが実施をされていることが分かりました。

小規模ステーションでは4か所で施錠、防犯カメラの設置は1か所、水道設備は4か所ありました。

品目ごとの分別状況では、燃えるごみ・燃えないごみは概ね90%以上の地区で分別ができているとの回答でありました。

燃えるごみの分別ができている事例といたしましては、指定袋に入っていない、リサイクル物が混入しているとのことでした。

燃えないごみの分別ができている事例としては、リサイクル物のアルミ缶や粗大ごみが混入している場合があるとのことでありました。

それから、リサイクル物の品目別の分別状況は概ね70%から90%は分別ができているとの回答でありました。

分別ができていない事例として、ガラス・陶磁器くずにびん類が混在をしている、びん類が無色透明・茶色・その他の色に分けられていない、洗って出されていない、発泡スチロール等の緩衝材がリサイクル物で出されている、それからリサイクル全般に汚れた物が混入し、透明袋に入れて出していないとの回答でありました。

分別に関しての地区での取り組みでは、正しい分別の啓発活動として掲示看板等で案内をし、その都度、区民へ文書で通知をし、役員で見回り、悪い事例があったときは全戸に報告をし、会合等の折に報告をしている等の取り組みの回答がありました。

リサイクル物を住民当番制による立会いの下での分別方法が取り入れられないかを聞いたところ、反対が68%、賛成21%の結果でありました。

また、小規模ステーションでは除雪についてもお聞きをし、代表者や当番制、気付いた方が行なうなど、グループ内で管理していただいていることが分かりました。

また、2点目のアンケートを受けての見解と具体的な改善策についての質問ですが、環境衛生委員会の折に、比率的に鍵のない地区集積場の分別が悪い傾向が見受けられることから、ごみ集積場設置補助金の活用と分別収集の徹底として、特にリサイクル物のびん類の仕分けについて指導徹底いただくようお願いをいたしました。

また、事業者から出される事業系一般廃棄物の処理については、各事業者の責任において処理をすることが法律で義務づけられているわけですが、廃棄物収集運搬業者への個別委託による処理へ移行していただくよう村が許可している廃棄物収集運搬業者リストを添付してお願いするとともに、原則、地区集積場には事業系一般廃棄物を出さないように、また、白馬リサイクルセンターへ持ち込む際は事業系指定袋に入れて出すよう村内約500の事業所へ協力をお願いの通知を出したところでもあります。

最後に、「ごみ出しルールが守られていない」に対するその後の対応についての質問ですが、6月にはタウンプラスにより、ごみ・リサイクル物の分け方・出し方早見表を全戸配付して分別ルールの周知を図りました。

また、2点目の答弁と重複しますが、分別の悪い主な原因は、びん類の分別と事業系一般廃棄物の集積場への搬出が考えられましたので、環境衛生委員会にて環境衛生委員の皆様と情報を共有するとともに、分別の徹底の協力をお願いをしたところでもあります。

また、分別がされていないリサイクル物については、委託業者から連絡を受け、確認を行ない、地区にも話をさせていただき、実際に出された状態の写真を掲載をして、ごみ出しのお願いについて広報紙やホームページにて周知を図ってまいりました。

事業系の一般廃棄物の搬出は、村が許可をしている廃棄物収集運搬業者による個別委託による処

理への移行のお願いをしており、今後とも継続をして分別の周知徹底などを行なってまいります。

さらに、今回、頂いたご意見、ご要望をさらに精査をして対応策を考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

2点目の質問に対するの答弁とさせていただきます。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。増井議員、質問はありませんか。増井議員。

**第1番（増井春美君）** それではですね、担当課のほうにお伺いをいたします。

先ほど村長はですね周知をした、周知をしたというのはよく答弁をされますけれども、担当課では各ごみ集積場は78か所ありますけれども、どの程度、リサイクル、現地を見られて、調査をされているのか。

それと、私は6月議会の時に、特にですね質問をいたしましたのは、ごみ出しルールの時間なんですけれども、ご承知のとおり、ごみ出しの時間については「前日の夕方6時から当日の8時まで」というふうに記載もされておりますし、ほとんどのルールというふうになっております。

全体を私が見まして、鍵のかかっているところ、ないところがあるんですけれども、収集業者と一緒に回ってまじたり、独自で行ったりして、時間が守られてはいないんですよ実際のところ。その地区によって長年の慣習でそういうことになっていると思うんですけれども、その辺のこととですね、あとは、事業者に対して何件あるか把握されていると思うんですけれども、リサイクルセンターというのがありますので、その辺のことというのはどのようにされたのか。個別にある程度大きいところを回られたのか。そういうことをちょっとお聞きいたします。お願ひいたします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。太田住民課長。

**住民課長（太田洋一君）** まず、担当課のほうで集積場を回っているかどうかという件ですが、全ての集積場を回ってはございません。できれば私も、増井議員と同様にパッカー車に乗って確認はしていきたいなとは思いますが、それは私の課題としてやっていきたいと思ひます。

ただ、担当のほうでは、収集運搬業者のほうから分別ができていないという所には必ず現地に赴いて処理に当たっておりますし、村長答弁の中でもありましたけれども、地区の役員さんのほうにご連絡させていただく中で対応させていただいております。

あと、ごみ出しの時間の関係でありますけれども、ごみの収集で、当初は当日の8時まで、当日のみのごみ出しだったと思ひます。それがいろんな経過の中で、前日、要はなかなかその時間に出せないとか、多分そういうご要望があったんだと思ひます。いろんな経過の中で、前日の午後6時から当日の朝8時ということで決めさせていただいて、その中で出していただきたいということで、現在もその時間帯で出していただきたいということで取り組んでおります。

この辺につきましては、時間を変更するとか、そういったつもりはございません。この時間の中で出していただきたい。やはり同じルールの中で村民が同じ方向を向いて一定のルールの中でごみ出しをしていただくということは非常に重要かというふうに考えております。



それと、あとは、事業者におけるリサイクルセンターへのごみ出しということで、今回、事業所に対しまして500の事業所にごみ出しについて基本は個別委託になりますので、していただきたいというような文書を提出しました。

実は、このごみ出し、一般事業者に対するこういった案内は2回目です。平成29年度のときも実施されまして、その時点での、個別委託している事業所が91ありました。今回、500に出しまして、既に行なっていますという事業者は242事業者ありました。ですので、一定の効果はあったのかなという、ですので、効果は十分に認識できますので、今回、こういった通知を出す中で、実際にどうすればいいのかというお問合せも頂いておりますので、なかなか一気にというわけにはいきませんが、進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました、増井議員、質問はありませんか。残りあと4分です。増井議員。

**第1番（増井春美君）** 時間も無いということで質問させていただきます。

平成30年の定例議会一般質問で同僚議員がこのような質問をしております。

「ごみ出し時間の前日夕方6時からは日が短くなると暗くなり過ぎてお年寄りや生活弱者には大変厳しいルールであるということで、利用者の利便性を優先してもらいたい」という質問がありました。

そのとき、担当課は「話は聞いているけども『他自治体に比べれば長い』という意見もある。定着した今の時間の中で徹底を図り、高齢者や介護支援者には地区ごとに柔軟なルールで扱いたい」という答弁でございました。

その後、既に3年半たっております。私が調査をしましたが、先ほど申したとおり、このルールは実質守られておりません。

今後どうされるのか、白馬村は国際観光山岳リゾート都市ということで進められておりますが、こういうところからですね、きちんとやはりルールを守っていただきたいというふうに思います。

村長はどういうふうに今のお話をお聞きして、お考えかをお伺いいたします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。太田住民課長。

**住民課長（太田洋一君）** 冬期になると、前日午後6時だと暗いということで、こういうご指摘があるろうかと思えます。

当初、前日の午後6時から当日の朝8時までには搬出時間を拡大したという中には、時間帯によって出しづらいというようなご意見があったということで、前日の午後6時からというところで線を引いて搬出していただくようなということで拡大してきたという認識でおります。

それで、あと、地区に対する、何だっけ。もう一点は何でしたっけ。

**第1番（増井春美君）** 時間の徹底。

**住民課長（太田洋一君）** 時間の徹底の関係ですけれども、今回のアンケートの中でもいろんな、大方守られているんだろうというふうには思っているんですけども、なかなか一部の方と言い切っているのか分かりませんが、一部の方にやはりルールが守られていないということが全体的に守られていないというようなイメージで捉えられちゃっているのかなという気がします。

やはり、ちゃんと守っていただいている住民の方もいらっしゃいますので、その辺のところはしっかり周知していかなければいけません。

特に今回も2回ほど広報紙にそういった具体的に写真を撮って広報紙に載せてお願いしてまいりましたけれども、やはり一番は文字ではなく視覚的に訴えることが大切だと思います。時間を守られるようなことも含めまして、同じ答弁になってしまいますけれども、周知のほうを図っていきたいと考えます。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 質問時間が終了しましたので、1番増井春美議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから午後1時まで休憩といたします。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 1時00分

**議長（太田伸子君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

第8番津滝俊幸議員が所用のため欠席しておりますので、ご報告いたします。

それでは、第10番加藤亮輔議員の一般質問を許します。第10番加藤亮輔議員。

**第10番（加藤亮輔君）** 失礼しました。10番、日本共産党、加藤亮輔です。

私は、今回、村づくりについて3項目質問いたします。

最初に、大規模開発と開発基準についてです。

9月に行ないました五竜白馬の森の大規模開発の未解決課題と村の開発姿勢について、2問質問します。

一つ、五竜白馬の森の大規模開発関連で、10月22日に飯田区から村へ意見書が提出され、また、地元の景観形成住民団体から事業者へ意見書が提出されるなど、豊かな自然と住環境を守る活動が続いています。事業者との協議事項は多岐にわたりますが、雪が降る前に解決が急がれる、崩落させた法面の復旧工事及び雪処理の問題等について、村は事業者にどのような指導を行なっているのか協議内容を伺います。

二つ、皆さんにもお配りしました資料1にもあるように、10月29日の信濃毎日新聞を御覧になりながらお聞きください。

これは、諏訪郡富士見町の太陽光発電設備の設置工事に関する記事です。

周辺地域の安全性の確保及び景観・自然・生活環境の変化を住民から指摘され、不安・反対の声が広がる中、町長は安全で平穏な生活環境と豊かな自然環境を守るためには、一通りの、通り一遍

の規制では高い開発圧力に抗し切れないと判断し、事業者は計画地の近隣住民・関係区の同意書の提出を許可条件にする条例改正案を発表しました、との記事です。

1の質問にもあるように、この白馬村の白馬の森の開発について地元の景観形成住民団体が工事の改善を求めています。また、コロナ終息後の村内のリゾート開発を想像しますと、私も、富士見町長の発信が王道と考えます。豊かな自然環境の保全と良質な開発の誘致のために、村の開発基準に再度、近隣住民の同意書提出を条件に加えるべきと思いますが、村長の見解を伺います。

以上、2点、答弁をお願いします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 加藤議員から大規模開発と開発姿勢について、2項目の質問を頂いておりますので、順次、答弁させていただきます。

最初に、村に提出された意見書を踏まえて、事業者に対してどのような指導、協議を行なったかという質問であります。まず、9月22日付で飯田区長名により「五竜白馬の森開発に関する要望書」を頂きました。

内容といたしましては、1点目は雨水浸透施設の改修と追加施工された盛り土法面の復旧、2点目は長野県大町建設事務所に対しても指導等の働きかけを行なってほしい、3点目は建物の建築完了まで継続的なチェックを行なってほしいというものであります。

この要望を受け、担当の建設課において、大町建設事務所と内容を共有をし、9月の27日に事業者、設計者に加え、大町建設事務所の担当職員からも出席をいただいて協議を行なったとの報告を受けております。

その際、村といたしましては、崩落した法面の適切な処理や敷地内の緑化、雪捨て場の確保、地元地域に対する説明会の開催などを事業者側に申し伝えたところであります。

こういった経過を踏まえ、事業者側から新たな計画が示されましたことから、去る11月16日に五竜地域の景観育成住民協定団体を主体とした地元住民の皆様と、県、村担当者による懇談会を行ない、情報の共有と事業者側の提案に対する意見交換を行なったところですが、いずれにいたしましても、先ほど申しました課題に対しましては、地域の皆さんが納得しなければ前に進まない話でありますので、再度、事業者との連絡調整を行ないながら適切に処理をしていくよう担当課に申し伝えたところであります。

次に、開発行為に対する近隣住民の同意書提出を条件づけるかどうかについての質問ですが、結論から申し上げますと、現時点ではいわゆる同意の義務づけを行なう考えはございません。

これまで議会においても何度となく説明をまいりましたが、旧建設省から出された宅地開発等指導要綱の見直しに関する指針によれば、事業者に対して、周辺住民等の同意書又は実質的に周辺住民の同意書と同一と認められる書面の提出を求めることは適当ではない、ということが示されております。

こういった点を踏まえて、平成28年当時に大規模開発の基準等の見直しを行なった際、それまで村内の開発行為に対して求めていた地元同意をなくすことを決定をし、現在の環境基本条例の中で運用をしているところであります。

一方、コロナ終息後のリゾート開発を想像したときには、村内の開発を抑制したい方、開発を推進をしたい事業者、土地の地権者、行政や行政区、それぞれがお互いの立場と権利を最大限に尊重しつつ、可能な限り、地域との対話を重視をして開発調整を行なっていくことが望ましい姿であるというふうに考えますので、現在、大規模開発において義務づけております地元説明会については引き続きその開催を指導してまいりたいというふうに思っております。

1点目の質問に対するの答弁とさせていただきます。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第10番（加藤亮輔君）** どうもありがとうございます。

地域住民及び景観行政団体との話し合いは行なわれていると。11月16日に行なわれて、そのまま再度、まだ解決、同意の得ていないところがあるから、また再度行なうというような今の答弁だったと思います。今後も引き続き地域住民、それから関係区の方、景観行政団体の皆さんとも真摯に話し合っ解決を図っていただきたいと思います。

そのことについて細かく触れるとちょっと時間がありませんので、この2番目のところを重点的にお話したいと思います。

それで、皆さんには新聞でお配りしましたように、富士見町、これは、住宅の意大規模開発ではなくて、太陽光の開発なんですけども、やはりこの富士見町に太陽光の開発要請が150件ぐらい来ているらしいんです。それは、いい、良質というか、住民が喜んで向かい入れる開発もあれば、こういうように問題になる開発もあるということで、町長がいろんな住民からいろんな話を聞く中で、住民にとっては非常にわずらわしい問題のある住環境を壊す、自然を壊す、そういう開発もあるということで、こういう形の運動が起こって、町長もこれでは駄目だということで、この富士見町には同意を求めるといふ条例はなかったけども、こういう条例を作ったんです、わざわざ。

それぐらいやらかな開発を止めれないというせっぱ詰まったことだと聞いてます。

この新聞記事だけでは到底足りないもので、富士見町の担当の職員の方からも電話をかけて二度三度電話をかけていろいろお話も聞きました。

町長も、先ほど下川村長が言われたように、国土交通省からの通達のこととは知っていると。しかし、それだけで手をこまねていては富士見町の自然を守れない、住環境が壊されると。だから、あえて裁判が起きてでもいいと。私はこういう条例を作って開発の抑制を図りたいと。これだけのことを言えば、普通の真面目な建設会社、事業者だったら少しは考えてくれるだろうと。性善説に立つて、前から工事をちょっと引いてくれるんじゃないかという考えで作ったと言われています。

要は、村の姿勢はどこにあるかというところで、私は先ほど村長が言ったように、同意を求め

るといふ項目については4年前にお話をし、それでこの議会でも承認をしたといふいきさつのはよく知っています。

しかし、それではもう今立ち行かないような状態になってきていると。だから、あえてこういう規制を条例に加えたわけです。

だから、そういうことを白馬村も再度考えてはどうかという意味で、私はあえて述べたわけです。

その上に立ってもう一つ、情報を伝えておきたいと思うんですけど、これはまた僕もあまり、本などを読まないんですけど、ちょっと目次が気になって、岩波書店が発行している雑誌『世界』という雑誌があるんですけど、その9月号に地域からの再エネ革命という特集記事が載ってました。

その中で、やはり同じように、この富士見町と同じような開発が全国各地で起きていると。そういうことに対して、環境に対する条例を作った制定済みの自治体148と、今、検討中の自治体27を加えた175の自治体に、住民などへの説明会が57%の99団体、住民の同意を得ねばならないと義務づけている自治体が19%、33団体あると。

だから、国土交通省がそういうものを出してもやっぱりその地域をきちっと守っていくというのがこの村の姿勢ですから、やはり村のほうで、白馬村は特に国際観光都市を、自然と雪と景観を守る、非常に景観を大切にしている村です。その村がやっぱり景観にそぐわないような物ができるということはやはり阻止をする。これはやっぱり自然を守っていかなければならない土地柄だと私は思うんですね。だから、あえて言っているんです。

再度、お聞きしますが、今のこのアンケート調査なども見て聞いて、どのように考えるか、再度、答弁願います。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。矢口建設課長。

**建設課長（矢口俊樹君）** それでは、開発関係につきまして、私ども建設課のほうで所管をしておりますので、私のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

まずですね、加藤議員のほうから先ほど資料提供を頂きまして、新聞記事のコピーを資料として提示を頂いております。

これは私も拝見をしておりますし、あと、つい先頃、今週の日曜日だったと思っておりますけれども、同じ富士見町の事例が新聞報道、朝刊に掲載されておりました。少しその内容をここで紹介をさせていただきたいと思っておりますけれども、今、加藤議員ご指摘のとおり、富士見町の町長の強い意向があって、まず、自然や生活環境を守るという強い意志の下、地元住民の同意を求める条例を今後作っていきたいということでありまして、一方で、新聞記事を参酌しますと、その論調といたしましては、地権者の権利侵害が懸念されるということ、さらに住民が決定権を持つことになるために、全国的にも大変厳しい内容である。経済活動の自由にも影響しかねず慎重な議論が求められるといったような記事も掲載をされております。

先ほど村長の答弁の繰り返しになりますけれども、平成28年当時、それまではですね白馬村も

富士見町と同様に、一定規模以上の開発行爲に関しましては、地元の同意、いわゆるはんこを求めておたわけてございますけれども、やはり、ただいまのこの新聞報道の記事にもありますとおり、財産権とか、そういった問題、それから旧建設省の通達等もございまして、同意ではなく、地元説明を義務づけるという形で現在運用しております。その実効性というものについては引き続き研究をしていかなければいけないと思っておりますけれども、現状といたしましては、その方式を継続して、進めてまいりたいというお答えになります。

以上であります。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第10番（加藤亮輔君）** 行政が4年前に決めた項目をすぐまた方向を変えるというのは甚だやっばりぶれるというか、村づくりに対しての姿勢としては、行政の立場はよく分かりますそれは、分かるけれども、先ほど言いましたように、やはりここ数年一番言われているのは、地球温暖化の問題も含めて持続可能な村づくりをどうやってつくっていくかというところだと思うんですね。

その中で、やはり持続可能な村づくりをしていくには、そこに住んでいる住民の意向に沿った村づくりをします。そこがやっぱり基本だと私は思うんですね。

だから、住民の中にこういう具合に大きな反対、それからやっぱり首をかしげる行為があったら行政はそれに対して一定のところ、いろいろ配慮をする。で、事業者は当然事業をする権利がありますから、それは申請もするでしょう。

そこがやっぱり行政と事業者との話し合いを持つとか、そういう姿勢がやっぱり私は必要やと思うんですね。

だから、やはり通り一遍に、ただ、こういうことについてこういう姿勢は全然変えないというんじゃないくて、やはり今の状況がどうなっているのかということは調べてみる必要が、それから、また検証というか、精査する必要が私はあると思います。

だから、この問題を一つの糧にしてまた村づくりを考えていってほしいと思います。

それからもう一つね、開発について、村の姿勢が私は弱いと思うんですけど。これは、隣の資料2にあると思うんですけど、これは11月6日の私達の新聞、赤旗が書いた新聞の記事です。

この中に、宮城県丸森町のやはりメガソーラー工事がどういう状況かということが載ってます。一応、これは非常に大きな、東京ドーム25個分の広さにメガソーラーをつくるという計画です。それで一応、環境アセスの関係からいくと4万キロワットアワー以上の太陽光発電は環境アセスメントをやらなければならないというのが基準になってます。

それに対して、この事業者は2万8,000キロワットずつ、2つに分けて申請して環境アセスを逃れようとしたということで、そのことを指摘した共産党議員に対して、梶山大臣がこれはちょっと問題だと。それで検討会を立ち上げて、その後、「今までの判断ではなくて、管理の一体性を中心に判断して、こういうアセス逃れを防ぐようにしたい」というふうに答弁しています。

これも顧みると、白馬村の五竜の開発でね、一次はたしか1,600平米だったと思います。2つ目が5,000平米を超えてると。今度、また、第3次がひょっとしたら隣の土地がまだありますから、そこもやることになる可能性もありますから、こういう具合に分割しては駄目だと国は言ってるんだわね。これはあくまでも太陽光の発電の問題、開発の問題だけど、やはりその住民が住環境が破壊される、住みよい地域を守れないということに対しては、やはり国も今の時代の中で一方的に事業だけを許すような方向じゃなくて、こういうふうにやっていますから。その都度都度、方向性を考えていってほしいんですわね。

だから、今度、白馬村でその事業所が出した場合、まだ1,500か2,000ぐらいきつと私は出てくると思うんですけども。それは県のほうときつと相談されると思うけども、どういう姿勢で臨むか、やはり大規模開発としてみるんか、これは3,000未満の、1,000とか1,500の敷地しかないから普通の工事なんだという見方をするんか、国の指導のような見方をするんか、どっちにするか、ちょっとご見解をお願いします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。矢口建設課長。

**建設課長（矢口俊樹君）** では、お答えをしたいと思います。

まず、ただいま加藤議員からご指摘のありました環境アセスメントに対する国の考え方、これは太陽光発電という事業について一つ国の考え方を示したものであろうというふうに考えております。

今回、五竜の開発を例に取りますと、法律的には都市計画法といったまず法律、それによって開発していただくということが大前提になるわけでありまして、今後新たな開発計画が上がってくるのではないかとのご指摘、あるいはご心配を今されておりますけども、現状では具体的な計画が上がってきておりませんので、今の段階でこうするああするというお答えができない部分もありますけれども。最終的には今までやってきた開発と一体的になるのか、みなされるかどうか。次の開発がまた別の開発になっていくのかどうかという部分は、開発計画を見ながら判断していくことになるかと思えます。

当然、許可権者というのは、長野県になりますので、県の担当部署としっかり情報共有をしながら対応していくというような形になろうかと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上であります。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第10番（加藤亮輔君）** もう少し説明したいと思います。

このアセスのアセス法の中でね言われてる一連性の問題なんですけども、これは環境省大臣官房環境影響評価課長が出した文書です。その中に「一連性については工事の実施場所や時期によるものでなく、当該事業の目的が同一であるかどうか、かつ、思想及び決定の時期が同一か否かなどにより総合的に判断されるものと解釈される。なお、この考え方は令和元年のアセス法の逐条解説にも記載されている」というふうにあります。

そのように、ただ単に時期がちよつとずれとるとか、それから事業者が変わったとかそういうことじゃなくて、その工事全体をどういう思想の下でつくって、それで、その目的が何であるかということが一番重要やというふうに述べられているもので、そういうことをよく検討しながら今後の白馬村の開発事業についても真剣に検討していただきたいと思います。

この問題については、これで終わります。

次に、2項目めについて質問します。

2項目は、ごみ焼却場跡地の活用についてです。

白馬山麓清掃センターの煙突がなくなりました。白馬大橋近辺では新雪をまとった白馬三山が一層雄大に見渡せるようになりました。この跡地は村民の新しい憩いの場にもなり、平地観光の拠点にもなる場所だと私は思います。

そこで、10年、20年後を見据えた跡地利用について、2点伺います。

1、解体後、北アルプス広域連合が白馬リサイクルプラザを建設する計画ですが、目的、工事スケジュール、事業費を伺います。

2、跡地付近は、白馬三山が眺望できる一級の観光拠点です。プラザ周りの整備計画を伺います。

以上、2点、答弁よろしくをお願いします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 2点目のごみ焼却場跡地の活用について、2項目の質問を頂いておりますので、答弁をさせていただきます。

最初に白馬リサイクルプラザの目的、工事スケジュール、事業費についての質問でありますけれども、白馬リサイクルプラザの建設につきましては、北アルプス広域連合が事業主体となり行なう事業のため、北アルプス広域連合に聞き取りを行ない回答をさせていただきますが、白馬リサイクルプラザ建設事業は、大北地域循環型社会形成推進地域計画のとおり、令和4年度の1年間で完了するものとしており、事業目的は、リサイクルに関する啓発・展示・情報発信等の拠点となる施設を目指すものとし、具体的には、資源回収・リユース品受入れ展示、またフリーマーケット・バザー活動、研修会等の開催について支援を行なっていきたいと考えているところであります。

事業費につきましては、現在、実施設計及び予算査定の段階であることを前置きさせていただきますが、外構整備までを含めた総事業費といたしましては1億円以内で建設できるよう調整を行なっているところであります。

次に、白馬リサイクルプラザ周りの整備につきましては、白馬大橋から見る景色は絶景であります。しかし、ふれあいの杜の中に入ってしまうと、山々を望むというわけにはいきませんが、樹木の間から降り注ぐ木漏れ日は風情を感じる空間でもあります。

今後の整備については、地元区と調整してまいりました。ふれあいの杜を中心に広いエリアで緑化していく方向とし、観光公園化に向けた全体構想を立てて進めてほしいとの意見を頂いておりま



すので、その中で検討してまいりたいというふうに考えています。

来年度は、まず白馬リサイクルセンター建設によって仮移動した石彫2体を本設置することとしているところであります。

以上、ごみ処理の跡地の関係についての答弁とさせていただきます。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありますか。加藤議員。

**第10番（加藤亮輔君）** そうしたら質問させてください。

まず最初に、令和4年ということですから、来年の12月いっぱいという意味合いなのか、それとも3月までに工事を終えるということなのか、そこをまず確認したいと思います。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。太田住民課長。

**住民課長（太田洋一君）** お答えします。令和4年度ということになりますので、令和5年の3月31日までということになります。

**議長（太田伸子君）** 加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第10番（加藤亮輔君）** それで、事業費1億円、これは北アルプス広域連合が負担するということがいいのかどうかということ。それからもう一つ、リサイクルセンターをつくっているときに、あそこふれあいの杜に石の彫刻が10点ばかりあったと思うんです。その石の彫刻が今、駐車場の隅とかリサイクルセンターの隅に設置されて、置いてあります。その石の彫刻などについての移動費についてもその1億円の中にこれは含まれているのかどうか。

それから、あとは、リサイクルプラザを造るのですから、当然、駐車場なども造ると思うんですけれども、そういう駐車場の費用も1億円の中に含まれているのかどうか、その辺をもう少し詳細に説明をお願いします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。太田住民課長。

**住民課長（太田洋一君）** 1億円の負担金であります。北アルプス広域連合が事業主体でありますので、白馬リサイクルセンターが建設されましたけども、同様の取扱いとなります。

循環型社会形成推進交付金で3分の1、残りを3市村で負担すると。割合は、白馬村の場合は22.5%を負担するということとなります。

あと、石彫の移動、2体、白馬リサイクルセンター建設に伴いまして、2体、仮移動したんですけど、その本設置、ふれあいの杜に戻すのは令和4年度で予算計上をしますが、白馬村が行なうということでもあります。

あと、旧清掃センターの跡地の駐車場の費用ということではありますが、先ほど村長答弁にもございましたとおり、外構整備も含めまして1億円以内ということですよ。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 横山副村長。

**副村長（横山秋一君）** 村長の答弁で冒頭申し上げましたが、このリサイクルプラザ建設につきまし

ては、まだ私達、私ども副市町村長会議でまだ予算の査定の最中でありまして。はっきり言って理事者である村長たちもまだ予算案というものでは公になっていないものでありますので、金額に関することについては、ちょっとご勘弁いただきたいと。

ただ、組立てについては、さっき住民課長が申しとおりでありますけれども、そこら辺、ぜひよろしく願いいたします。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第10番（加藤亮輔君）** この3月議会の時に広域連合議会で出された資料が白馬村議会の議員にも回ってきたというこの資料の中に、大体、スケジュールとか図面とかは書いてあるんですね。それを見て分からないところを質問しているということでご了解いただきたいと思います。

それで、今言ったこの駐車場については含まれるだろうということですけども、石の彫刻については、ふれあいの杜のほうへ戻すよりも、私は、今度の新しいプラザのほうの周りへ持っていったほうが良いと思います。

あそこは、展示物をつくる、リサイクルプラザのセンターができますし、その中でフリーマーケットなどもあそこで行なわれるというような目的もあると今、伺いましたから、少しへこんであそこに駐車場もあるんですけども、やはり白馬三山を見る観光客も含めて、あそこの駐車場へ入るよりも、今度は今のごみ焼却場のある所へ車を止める人が圧倒的に多くなると思うんですね。そこへそういう貴重な石の彫刻を展示するほうがより制作者の思いが伝わるかなと思います。

だから、あそこの周りへ石の彫刻を移動するというようにしたほうが私は利用価値が高いかなと思いますので、そういうふうな方向を一度考えてほしいなと思います。

それから、あそこに、今、2点だけやるというような感じだったんですけど、あそこの周りには、7点、8点の石の彫刻があったはずですが、今、リサイクルセンターができちゃって、はっきり言えば、あそこの石の彫刻を見て回るような土地柄にもなっていないと思うんです。だから、やっぱりそういう隠れたところへ置いとくんじゃなくて、世に出してあげたほうが良いと思うんですけども、その辺、村のリサイクルプラザ及びふれあいの杜の所の整備計画と言おうか、そういうものができ上がっているかどうか、それからまた、それを作っていかうと、今、考えているのかどうか、その辺のスケジュールが分かりましたら答弁願います。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。太田住民課長。

**住民課長（太田洋一君）** 石彫については全部で9点あります。それで、加藤議員に一つご提案いただいているんですけども、仮設で移動した2体について村内の彫刻家の方の立会いの下、じゃあ、どこに戻したらいいかということで検討させていただく中で、その彫刻家の方のお話を聞く中で「この石はこういった角度から見てここに置きたいんだ」という思いを私どもも承知しておりますので、その方の意向に沿った形で進めていきたいということを思っていますので、ふれあいの杜の中で、その彫刻家の方の立会いの下、決定した場所に戻していきたいというふうに思っております。

全体計画の中ということですが、先ほど村長の答弁にもございましたが、観光公園化に向けたというようなご意見も頂いておりますので、全体構想というところの構築する中で検討してまいりたいというふうに思っています。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第10番（加藤亮輔君）** 石の彫刻の移動についてはね、制作者、それからまた彫刻を設置した丸山さんの意向などを聞きながらより村民みんなが楽しめるような形でみんなが触れ合えるようにしていただきたいと。お願いします。

それであと、あそこのプラザの周り、それから、リサイクルセンターも含めて煙突がなくなって非常に見晴らしがよくなりました。当然、今まで橋の上へ駐車していた車とか、それから、あそこにはたくさんの観光客が来るのを、やはりプラザの周りに駐車場を一定数確保すれば、あそこへ皆さん、車で入られて白馬三山を眺めると思うんですね。そういう点でも非常に交通の難所といおうか、危ないところが解消されると思うので、あそこの利用価値を今後いろいろプランニングしていくと思うんですけど、私のほうからちょっと一言言わせていただければ、白馬村の場合、大出の吊橋とか、グリーンスポーツの杜とか平地観光があります。そこに匹敵するぐらいの場所だと私は思うんですね、あそこのリサイクルプラザができる場所は。

今までの観光客の来る数を見てもそう思うんです。だから、あそこの公園、公園というか、リサイクルプラザと、それから国道148号の堤防をね整備して遊歩道とかサイクルロードとか、そういう形にみんなが楽しめる観光拠点にしていって私はどうかと。前々から考えとるんですけども。

そういう大きな考えで、ただリサイクルプラザの周りだけを考えるんじゃなくて、もう少し平地観光の拠点としてどういう具合にしていくかと。大出の吊橋から詩の小径を歩いて、その後、国道をちょっと歩いて、今度はまた、松川の堤防を歩いていくと。行く行くは将来的には二股ぐらいまで歩けるようになれば一番いいんだけど。それは長い年月をかけてやればいいと思うんですけど。そういう大きな構えで一つの平地観光の拠点にしていただきたい。その辺を、今度は住民課長が今マスタープラン作りを行なっているわけですけども、そういういろんなアイデアとかそういうやつを、この間ワークショップもやりましたけど、そういう村民からのいろんな村づくりのアイデアを、ワークショップに出れない人も含めてどういう形で集めようとしているのか。その辺、何か考えがありましたら、答弁をお願いします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** それでは、現在のふれあいの杜を所管しております総務課のほうからお答えをさせていただきます。

これまで、先ほど住民課長が答弁したように、地元区との話の中で、観光公園化とした、いわゆ

る緑化について検討してほしいというお話を頂いております。

まさしく地元区のほうからも、あのふれあいの杜だけでなく、松川の左岸も含め、できれば、それがモデルとなるようなその全体構想というものを手がけてほしいという要望を頂いておりますので、そういう進め方でいきたいというふうに考えております。

まずは、石彫を戻し、その戻した後のイメージ、これを見ながら、できれば、その全体構想については、地域をよく分かっている、いわゆる識見の方とかがいらっしゃると思うので、そういう方に、松川全体になるのか、村内全体になるのかはまだこれから先になりますけれども、そういう構想で進めてほしいという意見を頂いておりますので、まさしくそのように進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第10番（加藤亮輔君）** では、2点目のプラザ周りの整備の計画、よろしくをお願いします。

続きまして、3点目のスクールバスの拡充と活用についての質問に移ります。

移手段の問題なんですけども、このことについては、村は2019年から2024年の計画期間の白馬村地域公共交通網形成計画を策定しています。

この計画書にも書かれていますように、まちづくりと連携した面的な公共交通ネットワークと地域の足を、維持、確保することが目的です。そして、その計画区間の半分がもう過ぎようとしています。今現在は、スクールバスの運行は中止になっている中で質問をいたします。

1点目は、スクールバスは、小学生を対象に試験運行を冬を中心に2年実施しています、またしようとしています。こういう中で、来年度は通年運行に切り替えて実施していくのかどうかと、また運行形態の拡充、変更予定があれば伺いたいと思います。

それから2点目は、白馬村地域公共交通網形成計画の課題を協議し、実行実施計画を作る、この組織が計画を作る組織は作っても解散したと思うんですね。その後の網計画を完成させていく組織はどこなのかということ。どこが担当していますか。その組織は、今年、この2021年に何回開催されて、その協議内容はどうだったのか、そのこと2点、合計3点伺います。3点よろしく答弁をお願いします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。平林教育長。

**教育長（平林豊君）** スクールバスの拡充と活用について、1つ目の通年運行及び運行形態の拡充・変更予定のご質問ですが、今年度当初の運行計画では、8月と冬期間を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により10月4日から11月5日と1月7日から3月16日に変更をしました。

また、昨年度の反省を踏まえ、運行ルートや発着所など、一部変更しております。

教育委員会としましては、登下校の安全確保のためにはスクールバスは有効な手段の一つである

ことから通年運行を目指しておりますが、保護者からは路線バスの運行、対象範囲の拡大、中学生を対象になど、多くのご意見等を頂いているところであります。

新年度の予算編成はこれから始まることから、保護者からのご意見等を踏まえ、限られた財源の中で検討してまいりたいと思っております。

以上、答弁といたします。

**議長（太田伸子君）** 下川村長。

**村長（下川正剛君）** 3番目のスクールバスの拡充と活用についてということで、私のほうから答弁させていただきます。

スクールバスの拡充と活用について、2点目の白馬村地域公共交通網形成計画の課題を協議し、実施計画を作る組織と開催数及び協議内容についてお答えをいたします。

白馬村地域公共交通網形成計画ですが、現在は計画で示されている事業スケジュールに沿って検討作業を進めております。

加藤議員からは、以前から繰り返し同じ質問を受け、同様の答弁をさせていただいておりますが、それぞれ個別の課題に対する検討については担当課が部会等を開催をし方向性を示すこととなります。

その結果がまとまった段階で検討委員会を開催をし、加藤議員がおっしゃる実施計画を作ることとなります。その検討委員会を運営する組織は、公共交通を所管をする総務課が担当課でありませ

一方、先ほど申し上げました地域公共交通網形成計画について検討をする部会とは別に、既に交通資源として活用している観光課が担当課となるナイトシャトルバスの運行、健康福祉課が担当となるデマンド型乗合タクシーの運行について協議をしている部会があります。

ナイトシャトルバスの運行に関する部会は毎年開催をしておりますが、ナイトシャトルバスにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、本年度の運行はしないことが決まったことから、道路運送法及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき審議を行なう白馬村地域公共交通会議における本年度の開催はありません。

デマンド型乗合タクシーの利用条件の見直し、デマンド型乗合タクシーの運行日、運行時間等の見直しにつきましては、令和元年度に実証実験を行ない方向性が示されており、変更点がありませんので、こちらも本年度の開催はありません。

最初に申し上げました検討委員会に向けた事前準備といたしまして、地域公共交通網形成計画に基づき、現在検討を行なっている観光・生活交通としてのシャトルバス統合運行の検討、シャトルバスの通年運行の検討につきましては、担当課は観光課となり、こちらにつきましては、令和3年度に2回、部会の開催をし、方向性が示されたところであります。

この結果が示されたことから、スクールバスの試験運行の結果、スキー場のシャトルバスの共同

運行、観光と生活交通としてのシャトルバスの統合、デマンド型乗合タクシーの見直しの検討結果が出そろいましたので、現在、それぞれの路線を地図レイヤーに落とし込む作業を進めているところであります。

ここまで進んでまいりましたので、今後の進め方としては、地域公共交通網形成計画の課題を整理する公共交通全体に係る検討委員会について来年度からの開催に向け、引き続き準備を進めているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。加藤議員、あと残り5分17秒です。

**第10番（加藤亮輔君）** まず最初にスクールバスについてお聞きします。

今、答弁を頂きましたように、運行形態について報告書によりますと「地区で区切るのは理解できますが、そんなに距離が変わらないのにバスに乗れずにかわいそうだと感じた」「循環バスのような地区などで対象を絞るのでなく、その停留所に行けば、児童は誰でも乗れるようにしていただければいいと思います」。

それとか、先ほど教育長が答弁されたように「小学生だけではなく中学生も乗れてはどうか」というようなこと。それから「雪の時なんかは近くの人でも乗りたい人がいる」とか、そういう意見が寄せられています。それについてのことを、今、拡充の中でできたらやりたいというような答弁として私は受け取ったんですけども。

まず最初に、こういう路線バスの感じでスクールバスを運行していく。それからまた中学生も乗れるようにするっていうのは、これは教育委員会だけの単独で結論を出して実行できるのか。それとも、先ほど言いました網計画の中でもんで、みんなで承認を得てから実行に移すのか、それはどちらになるのでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。横川教育課長。

**教育課長（横川辰彦君）** 今の加藤議員のご質問の件については、様々な選択肢があるわけなんです。路線バスのように、バス停に行けば誰でも乗れるようにするということになる、本数をかなり確保しないと困難であると。今のところはスクールバスとして一本のところに乗れる子を全て拾ってきて1回で終わらせるということでは、その方法はできないということになります。

で、路線バスにするということは児童生徒だけで運行していくには、今度、あまりにもロスが大きいということで、一般の方も乗車できるようなものも検討していかなければということになると、今度、教育委員会の手を放れて営業路線の認可というようなことになってまいりますので、これは全体で考えるというようなことになってまいりますので、段階によってということになるかと思えます。

また、中学生の拡充の件についても、バスばかりでなく、夏は自転車もありますし、電車もある

ということで、じゃ、どの程度のところの中学生を拾ってあげなきゃいけないのかと。不公平のないようにということで検討していければというように考えております。

ちょっと問題が幾つもあるものですから、答弁が一つにならないんですけれども、いろいろな選択肢があって、今いいところで検討していきたいというふうに教育委員会は考えているところです。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第10番（加藤亮輔君）** そういう答えにならざるを得ないと私も思います。だから先ほど言いましたように、個別で話すだけじゃなくて、網計画の検討委員会を立ち上げて、そういう問題をいろいろと洗い出しながら話し合っていくと。そういうふうにしなれば、やはり教育部局と総務部局というか、村長部局では話がすぐスムーズに伝わらないから、そこを横断的にやはり話し合える組織をまず作ってほしいと。そうすれば、この問題については、解決が私はどんどん遅れていくような気がします。だからそこをまず作ってほしいということ。

それから、最初の質問の一つの中に、来年度通年運行をするんか、しないかということで、教育委員会は運行したいと。できたら運行したいというような答弁として私は受け取りましたけど、村長部局としては、通年運行をしていく方向で予算編成をするのか、それとも、まだちょっと無理だというような感じにいるのか、その辺だけちょっと答弁願います。

**議長（太田伸子君）** 吉田参事兼総務課長、時間が5秒しかありませんので、よろしく願います。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** それでは、端的に申し上げます。まずスクールバスについては、予算編成に取り組んでおりますので、その中で判断をしてみたいというふうに思います。

それと、もう一つの網計画の検討委員会は村長答弁にもありましたとおり、来年度から開催するというふうに先ほど答弁で申し上げました。その前提となる資料としてスクールの運行であったり、デマンドの運行のルート、それと観光の共同運行、これをそれぞれの地図に落とし込んでその資源をどういうふうに使えるのかという作業に来年度から入るという説明をしておりますので、検討委員会は来年から入るといふふうにご理解いただければと思います。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 質問時間が終了いたしましたので、第10番加藤亮輔議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩いたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時07分

**議長（太田伸子君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第3番切久保達也議員の一般質問を許します。第3番切久保達也議員。

**第3番（切久保達也君）** 3番切久保達也です。

質問は今回1件ですので、少し冒頭しゃべらせていただきます。

今日、ニュースですすね悲しいニュースとまたうれしいニュースと2点ありました。

悲しいニュースは、津滝議員からもありましたけども、オミクロン株が日本で1名感染が確認されたということでございます。飛行機に乗っていた同乗者もまだ感染したかどうか発表されていませんが、感染者は飛行機のだ真ん中の席に座っていたということでございます。4年ぶりのせつかくの早い降雪でこれからの白馬の経済に期待が持てる、そのように思っていたところで、非常にショッキングなニュースが入ってきたなというふうに思っております。

一方、うれしいといえますか、すごいなと思うニュースにプロ野球の日本ハムファイターズの新庄ビッグボスでございます。その経済効果が50億を超え、100億に迫る勢いだと。悲しいニュースが多い中でこのようなびっくりするようなニュースも舞い込んできて、大変関心が高くなる、そういうニュースでございました。

それでは、質問に入らせていただきます。

質問はマイナンバーについてということでございます。

マイナンバー制度は、平成27年10月より日本国内に住民票のある全ての人に通知カードによりマイナンバー通知が行なわれ、マイナンバー制度は平成28年1月よりスタートいたしました。

当初は、税金関係と雇用保険関係の処理にしかマイナンバーは利用されません。平成29年より広く社会保障の分野で使用され、この時期より国の各機関でマイナンバーが連携されるようになりました。個人が自分のマイナンバー情報を参照できるマイナポータルの運用が始まるのもこの時期からになります。さらにマイナンバーの連携が地方自治体レベルにまで拡大されました。これ以降、国や地方自治体が管轄している個人情報幅広く共有され、公的サービスがよりスムーズになることが期待されました。さらに民間利用ができるポイント制度がスタートしました。

しかし、国民のマイナンバーに対する関心は低く、メリットがよく分からないなどにより、当初は簡易郵便の受け取りを拒否する国民もいたとのことです。

しかし、税や社会保障の手続などにはマイナンバーが必要となるためマイナンバー付き住民票を取得するなど、負担があったという事例も報告されております。

マイナンバーは年金、雇用保険、医療保険や児童手当等の社会保障や確定申告など、税の手続き、災害対策などの分野の手続きに必要となりますが、手続にマイナンバーを証明するものとして通知カードとマイナンバーカードがございます。

通知カードは令和2年5月25日を持って新規発行は廃止されておりますので、現在はマイナンバーカードのみの新規発行でございます。

マイナンバーカードはプラスチック製のカードにICチップ付きで、表面に氏名、住所、生年月日、性別、顔写真が記載され、裏面にはマイナンバーが記載されているものですが、本人確認ができる身分証明書として使用できるものです。他に自治体サービスやe-TAX等の電子証明書を利用した電子申請等の様々なサービスにも利用できるカードでございます。



また、利便性においては全国のコンビニエンスストアにあるマルチコピー機で住民票の写しや印鑑証明書が取得できるようになるなど、住民サービスが受けられる市町村も見受けられるようになっていきます。

そこで、お伺いいたします。5点お伺いいたします。

1、マイナンバーの受け取りを拒否された村民はいらっしゃいますでしょうか。

2、総務省の示すマイナンバーカード交付スケジュールは、2023年3月末には全国民がマイナンバーカードの保有目標としています。現在マイナンバーカードを発行した白馬村の発行数は何名でしょうか。

3、先日、新型コロナウイルスにおける政府の経済対策でマイナンバーカード活用のポイントが最大2万円給付されることが発表されました、マイナンバーカード発行促進のために行なっている施策はありますか。

4、マイナポータルは行政が運営するオンラインサイトですが、様々なサービスを受けられる方と行政をつなぐ大変便利なものですが、いつからスタートする予定でしょうか。

5、マイナンバーカードの有効活用は村民サービスの向上とともに行政事務の効率化も期待できるところでございます。白馬村の行政事務においてマイナンバーカードを利用した場合の効率化される事務はどのようなことが考えられるのでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 切久保達也議員からマイナンバーについて5項目のご質問を頂いておりますので、順次、答弁をさせていただきます。

1点目のマイナンバーの受け取りを拒否をした村民はいますか、との質問であります。マイナンバー制度は、平成25年5月に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が公布されたことにより平成27年10月からスタートし、住民票を有する全ての方に対して12桁の番号が付番をされました。

この番号は、社会保障、税、災害対策の分野で横断的な役割を果たしており、機関をまたいだ情報のやり取りにおいて個人情報の特定と確認が確実かつ迅速にできるようになるため、行政の効率化や国民の利便性の向上につながり、さらには公平公正な社会の実現をさせることも目的としています。

このマイナンバーカードを、国は平成27年10月以降に通知カードという形で一人一人に対し、郵送で通知をしております。しかし、中には自己の意思により受け取りを拒否をされる方もいました。受け取り拒否をされた場合は、通知カードは役場住民課に返戻され、受け取り拒否をされた本人が直接受け取りにご来庁いただくまで大切に保管をしております。

2点目のマイナンバーカードの交付枚数ですが、11月の1日時点で申し上げますと、白馬村のマイナンバーカードの交付枚数は3,321枚となっております。この枚数にはマイナンバーカードを

なくされた等の理由による再交付数は含まれておりませんので、3,321名がマイナンバーカードを所持していることになります。

3点目のマイナンバーカード発行のために行なっている施策の質問ですが、マイナンバーカードはやむを得ない理由がない限り、受け取り者本人が来庁しなければ発行することができません。そのため、平日は仕事等により直接受け取りができない方への配慮として、令和3年1月から毎週木曜日は午後5時45分から午後8時まで、また毎月第2土曜日の午前9時から午後5時まで、夜間・休日の窓口を開設しております。

なお、この取組みにつきましては、防災無線での広報、今年の3月号の広報紙にて周知をしております、今後とも周知に努めるとともにマイナンバーに関する情報についても周知に力を入れてまいりたいと考えております。

4点目のマイナポータルスタートの予定に関する質問ですが、マイナポータルは政府が運営するオンラインサービスで、平成29年11月から本格運用を開始をしております。いつからスタートする予定ですか、との質問ですが、既にサービスの提供は開始をしております。

マイナポータルにログインすると行政機関等が保管する税などのご自身の情報、行政機関からのお知らせや、やり取りの履歴の確認のほか、行政手続の検索や申請をオンライン上で行なうといったサービスなどを利用することができます。

ぴったりサービスでは、子育て・介護・被災者支援ワンストップサービスについての情報提供や申請様式のダウンロード、マイナンバーカードを活用した電子申請などを行なうことができ、白馬村では現在、妊娠・出産と子育てのカテゴリーでの情報提供と外部の電子申請システムに接続をして利用をいただけるようになっております。

最後に、白馬村の行政事務においてマイナンバーカードを利用した場合、効率化される事務はどのようなことが考えられるか、についてお答えします。

前段といたしまして、マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平公正な社会を実現する社会基盤とうたわれています。マイナンバーを活用することにより、社会保障・税関係の申請時に課税証明書などの添付書類が削減されるなどのメリットやマイナンバーカードに搭載される電子証明書を活用し、インターネットを通じたオンラインでの申請手続において公的個人認証を行ない、窓口に来ることなく申請手続を行なうことが可能となります。

マイナンバーカードを利用した行政事務の効率化についてですが、住民がマイナポータル等を活用した申請手続の内容を各自治体の基幹システムへ連携を行なうことができるようになることで、申請内容のシステムの転記などの事務の効率化につながる事が考えられます。

国では、令和2年度末に総務省により策定された自治体DX推進計画において、令和4年度末を目指して、国と自治体が協力し、原則、全自治体で、特に国民の利便性向上に資する手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にするとともに、それ

以外の各種行政手続についても積極的にオンライン化を進めるとしております。

これに伴い、国ではマイナポータルと自治体の基幹系システムのオンライン接続を行なうための経費に対して補助を行なうとしていますので、今後の国の動きについて注視をしまいたいと考えております。

一方、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対策事業として行なった特別定額給付金事業において、マイナポータルを活用した電子申請で申請内容が基幹系のシステムに連携されないことで、一度、プリントアウトしてから再度基幹系システムに入力をするという、通常の紙媒体での申請より手間と時間がかかる作業となりました。

また、オンライン申請と紙媒体での申請の混在により事務の煩雑にもつながる結果が示すとおり、今後のマイナンバーを活用した手続きにおいても、全ての住民がマイナンバーを使用した申請手続に移行されるまでは紙媒体の申請との併用は続くため、それぞれに対応した事務を続けることが必要となります。

そのため、全ての住民がマイナンバーを活用することで初めて行政事務の効率化につながると考えております。

以上、マイナンバーについての質問に対しての答弁とさせていただきます。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。切久保議員、質問はありませんか。切久保議員。

**第3番（切久保達也君）** 再質問させていただきます。受け取り拒否の方もいらっしゃる、またマイナンバーカードの発行数も3,321枚ということで発行数も少ないというふうに感じております。

残りの村民の皆様がカードを発行してくれるとは思えないようなところではございますけども、令和2年度の成果説明書にありましたが、マイナンバーの普及促進のために行ないました平日・夜間・休日窓口開設サービスを行なったとあります。

平日、夜間の窓口を11回開催して10件、休日窓口3回開催して、16件と少ない発行数ではございました。

先ほどの答弁でも同じようなことを開催したとありますが、それは今年度の予算での取組みというふうによろしいでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。太田住民課長。

**住民課長（太田洋一君）** 夜間、休日の取組みについては、令和3年1月1日からということで、令和2年度に引き続き令和3年度でも継続して取り組んでいるということであります。

**議長（太田伸子君）** 質問はありませんか。切久保達也議員。

**第3番（切久保達也君）** マイナンバーカードの普及に対する取組みとしてはやはり非常に弱いというふうに感じる場所です。発行促進をしていくには、やはり非常に便利で所持していないともったいないと思えるような環境にしていくこと、これが大事かなというふうに感じています。様々なツールを使用しての啓発、普及支援をしていただきたいと思いますというふうなところでは。

事業者の事業者支援交付金活用事業において、Pay Pay キャッシュレスインフラを用いた経済支援策がこれから行なわれます。コロナ禍で生活様式が変化いたしまして、キャッシュレス決済の利用が増加しているわけでございます。

そこで、質問でございますが、本村独自のマイナポイント事業をこれからどんどんやっていくべきというふうに考えますが、考えのほうをお聞かせください。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** 回答になるかはちょっとあれですけど、私のほうからお答えさせていただきます。

先ほどの質問にもありましたとおり、マイナポイントの新規の付与については、2万円という国からの内容が示されております。これは、新しい資本主義の起動の中の成長戦略、その中でもデジタル田園都市国家構想という国の位置づけにもなっておりますので、既に取得されている方については保険証とのひもづけ、それと口座情報とのひもづけ等があるかと思えます。

白馬村で独自にということについては、現時点ではちょっと考えられませんが、新たに取得をするのに当たって、背中を押すようなことがうまくできるのであれば、検討する材料の一つではあるかなというふうに思いますが、それを現時点で持ち合わせているかということになりますと、持ち合わせていないという回答になるかと思えます。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。切久保議員、質問はありますか。切久保議員。

**第3番（切久保達也君）** カードを発行していない村民の方いらっしゃいますが、言い方を変えると発行したくない村民がいらっしゃると思います。どういった理由から発行したくないというようなことが考えられるのでしょうか。お答えください。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。太田住民課長。

**住民課長（太田洋一君）** それぞれの個人の方の考えによるところが非常に大きいのかなと思えます。一番はやはり個人情報が入るのではないかと、というところが一番大きな要素ではないかというふうに考えております。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。切久保議員、質問はありませんか。切久保議員。

**第3番（切久保達也君）** その作りたくない、発行したくないという理由の中で、私のほうでも調べたところによると、やはりセキュリティリスクや紛失リスク、それから、国に個人の資産状況を全て把握されるのではないかと、といったような心配があるようでございます。

このようなリスクに対する対応ですね、こういった理由からカード発行は絶対したくないという方に対する対応というのは何か考えはあるのでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。太田住民課長。

**住民課長（太田洋一君）** 現在、そのような対応策は持ち合わせておりません。

議長（太田伸子君） 切久保議員、質問はありませんか。切久保議員。

第3番（切久保達也君） リサーチしていただきまして、普及に取り組んでいただきたいというふう  
に考えます。

行政事務が効率化されることは民間企業の効率化にもつながります。これからの社会においてま  
ずます人材不足になっていくことを考えても、効率化がやはり重要というふうに考えるところでご  
ざいます。

次に、質問させていただきますが、新型コロナ感染対策のワクチン接種ですが、ワクチン接種を  
行なうための事務ではマイナンバーというのは活用されたのでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

健康福祉課長（松澤孝行君） お答えいたします。ワクチン接種に関しましてマイナンバーカードの  
利用というのは想定しておりません。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。切久保議員、質問はありませんか。切久保議員。

第3番（切久保達也君） 海外、外国のほうでは同じようなナンバーシステムにおいてスマートフォ  
ン等で接種後すぐにワクチンパスポートとして利用されているというようなケースもあるようでご  
ざいます。

次に、質問させていただきます。

外国人の移住者、それから在留資格者、ワーキングホリデー等も含めてマイナンバー制度という  
のは活用できるのでしょうか。また、できるようでしたらメリットはあるのでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田住民課長。

住民課長（太田洋一君） 白馬村の場合、ここ一、二年はコロナの関係で外国人がなかなか入りづら  
い状況でありますけども、外国の方々も冬期に入ってくるケースが多いですが、そういった場合は  
住民登録をします。住民登録するとマイナンバーカードを発行するようになります。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。切久保議員、質問はありませんか。切久保議員。

第3番（切久保達也君） 外国人の方もおよそ日本人と同じような、同じようなではなく、同じとい  
うことだと考えます。

外国人にとってはパスポート等で身分証明ということをするわけだと思んですが、マイナン  
バーカードというのは身分証明書として非常に効果が高いというふうに聞いています。ですので、  
外国人にとってみれば、非常に便利なカードなのかなというふうに考えられると思います。

次ですが、日本はかつて電子立国などと呼ばれていましたが、今ではIT化の世界的な流れに完  
全に乗り遅れていると感じております。

新型コロナ感染症対策ではデジタル化の遅れによって実害が出ました。ある行政機関が感染情報  
をファクスでやり取りをして迅速に把握できず、1人10万円の現金給付で電子申請のトラブルが  
続出し、感染者との接触を知らせるスマホアプリは不具合が何か月も放置され、デジタル化の遅れ

が国民の命や健康を脅かす事態を招いたと言えると思います。

国におきましては、本年9月にデジタル庁が発足されました。600名のデジタル庁職員を動員して「日本を変えるぐらいの気持ちで取り組む」と大臣の力強い宣言も記憶に新しいところがございます。

今後、5年近くにデジタル社会というものは大きく加速していくのではないかとというふうに考えます。

マイナンバーカード、マイナポータルの有効活用で村民サービスを向上させていきたいというふうに考えるんですが、そこでご質問させていただきます。

今後、デジタル社会の発展も視野に入れた上で白馬村の何か独自の施策として村民の皆様にご喜ばれるであろう、そういったサービスの考えはございますでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** それでは、お答えいたします。まず、現在、国で進めておりますガバメントクラウド、これが地方公共団体における標準仕様について進めているというのが1つです。

もう一つは、自治体DX推進計画ということで、行政の標準化というのが進められています。これが一つ令和4年度末、先ほどの村長の答弁にもありましたけど、それを目途に今作業を進めているという、進行中になります。

そこで、切久保議員がおっしゃるように、村のほうで新たな取組みということになると、この新たな国の取組みに合わせて村として、現在、既に取り組んでおります長野電子申請というものがあります。これは、国の先ほど来質問しているマイナポータルのぴったりサービスの傘下に、階層から言うともう一つ下の階層になるんですけども、そこで申請ができるという内容が白馬村でもオリジナルで持っております。これを、公的個人認証、いわゆるマイナンバーカードを使ったり、申請ができるものが出てくるかどうか、そこら辺の洗い出しというのが必要だということで、現在、総務課が担当課になりますので、その作業を進めるようにという話はしております。

まだ、その事務の洗い出しをしている最中ですので、現時点で申し上げることはできませんけども、そういう電子申請化に向けた事務の効率化については、村長の答弁にありますように、行政側というよりも、住民側として効率化が図れるようなものを視野に入れていくというように考えております。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。切久保議員、質問はありませんか。切久保議員。

**第3番（切久保達也君）** それでは、次にお伺いします。マイナンバーカード、マイナポータルの運用スケジュールを確認すると、村長の挨拶にもございましたが、マイナンバーカードと保険証が一体化されるサービスがスタート。10月20日より運用と。その後、一体化されるサービスとして免許証との一体化というような話もあるようでございます。全国の自治体サービスを調べさせてい

ただきますと、マイナンバーカードを利用した様々なサービスが見受けられますが、例えば、選挙の受付に使用される、図書館の図書カードとして使用される。また、ふるさと納税、納税額の通知を活用した寄附金控除の簡素化等々ありますし、地域通貨として活用する。デマンドタクシー予約、温泉券、バスチケット、スポーツ施設利用といったようなことですが、これらのカード発行からマイナポータル等をはじめとするインフラ整備に関して財源としてはおおよそ交付金で賄うというふうに思うんですが、こういったことに自主財源等を使用するということは考えられるのでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** まず、取り組むものについては、国のほうで示しているマイナポータルのぴったりサービスとしては、児童手当、いわゆる子育ての分野や、今、進んでいますけども、これからまず進めなければいけないのは、介護の関係については、既に国から示されているのでこれを進めるということになります。

単費をつぎ込んでやるものについては、どういうものが使えるのかという部分は、マイナンバーカードでなければいけないのか、それとか、例えばPay Payのように口座情報があるだけでできるもの等もあろうかと思しますので、そこら辺を整備する中でどういうことができるのかを精査し、場合によっては単費をつぎ込んで住民の効率化を図るというのは考えるべきものであるとは思いますが、その辺は状況を見極めながら判断してまいりたいというふうに思います。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。切久保議員、質問はありませんか。切久保議員。

**第3番（切久保達也君）** 11月の18日に行なわれました商工会と議会による懇談会がございました。この懇談会では、理事の方から「情報発信の仕方が分かりにくい」「緊急のものはしっかり伝えるべき」といった意見を頂きました。

現在、白馬村におきましても、情報を得るツールとしてホームページがございます。また、白馬村の防災ナビアプリにおいては防災情報、防災無線の内容がアップされるなど、利便性は向上しているというふうに感じます。

しかし、いまだアプリの存在を知らない村民等もいらっしゃるようでございます。

この理事からの意見を聞いて思い浮かぶのが、現在、大変多くの国民が使用していますLINEというメッセージアプリでございます。調べますとLINEでは主に企業との連携が主なところで、各自治体との、自治体行政機関との連携も始まるというようなことでございます。

LINE株式会社マーケティングソリューションカンパニーというところによりますとLINEを使用している日本人は8,600万人、人口の68%が活用しているということでございます。

10代から30代では90%を超える使用率、60代以下も52%に達するというところでございます。もはや国内の生活インフラとして定着している、このような大変多くの国民が使用している

LINEと、やはりマイナポータルとの連携をすることで白馬村が発信する情報は素早く村民に届くのではないかといったようなことを思い浮かびました。

私の質問としてはもうないわけですが、最後に行政手続が自治体の一つの窓口にてワンストップサービスが可能になり、村民が受ける行政サービスの利点が多くあり、また職員から見れば、業務量が減少し、負担軽減により今までにも増して村民に寄り添ったきめ細やかな対応ができるなど、双方に利点があることからマイナンバーカード、マイナポータルを充実させていくということが大事というふうに考えます。

以上で、私の質問を終わりにしたいと思います。

**議長（太田伸子君）** 質問がありませんので、第3番切久保達也議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 2時57分

**議長（太田伸子君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

第6番田中麻乃議員の一般質問を許します。第6番田中麻乃議員。

**第6番（田中麻乃君）** 第6番田中麻乃でございます。本日は通告に従いまして、1点質問させていただきます。

1、多様性を認め合う村を目指してです。

10月23日に開催された第21回白馬村青少年育成村民大会・第34回白馬村社会福祉大会では、白馬中学生のすばらしい意見発表を聞かせていただきました。

特に3年生の「人を好く権利」と題した発表は、性別にとらわれず、自分自身が自由に人を好きになる権利と合わせて、社会課題であるLGBTQに対する偏見や差別への問題提起として受け取ることができました。

また、白馬村文化祭でも、ジェンダー平等に関する中学生の出展を多く拝見いたしました。ジェンダー平等に対する若年層の高い意識に希望を感じるとともに、これが社会の常識になることを心から願っています。

LGBTQとは、レズビアン、女性同性愛者、ゲイ、男性同性愛者、バイセクシュアル、両性愛者、トランスジェンダー、心と体の性が一致していない方、に加えて、自分の性が分からないという「クエスチョニング」と性的少数者を表す「クィア」のQを加えたセクシュアルマイノリティー全般を表す言葉です。

株式会社LGBT総合研究所が行なった2019年の意識調査によると、日本におけるLGBTQ、性的少数者の割合は約10%、有効回答者数は34万7,816名、であるとされています。これは他国と比較しても高い傾向にあります。

性的少数者の存在は極めて可視化することが難しい一方、性的少数者の若者は異性愛の若者に比



べて自殺未遂率が3倍から6倍高いとの調査結果が出ています。教育的視点から、幼少期からの理解促進、偏見解消、いじめ削減への取組を行なうことが最も重要であると考えます。

また、大企業や地方自治体は2020年6月から、中小企業は2022年4月から適用となった改正パワハラ防止法、正式名称は「労働施策総合推進法」においては、SOGIハラスメント、相手の性的指向や性自認に関する侮辱的な発言、アウティング、労働者の性的指向・性自認などを本人の了解を得ずに暴露すること、といった行為もパワーハラスメントであると明確にうたわれております。

地方自治体や企業にはそれらを防止する義務が法律で定められたのです。性的少数者がいないのではなく、明らかにしていない前提で周囲に性的マイノリティーの方が必ずいることを考え、日々の言動や行動に配慮する必要があります。

そこで、以下について伺います。

1、第21回白馬村青少年育成村民大会・第34回白馬村社会福祉大会での中学生の意見発表、文化祭でのジェンダー平等に関する作品をどのように捉えたか伺います。

2、性的マイノリティーの子供の現状を把握しているか、また、課題をどう捉えているか、教育と啓発、支援へとつなげていけるような取組みについて伺います。

3、長野県でも性の多様性を尊重するための職員ガイドラインが策定されています。LGBTQの方々に寄り添った共生社会を目指す上で、SOGIハラスメントやアウティング防止について村民や企業に対して周知啓発を図り、アライと呼ばれる理解者を増やすことが重要です。村の認識とこれまで及び今後の取組について伺います。

4、パートナーシップ制度、またはファミリーシップ制度の導入について村長の考えを伺います。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 田中麻乃議員から多様性を認め合う村を目指してについて、4項目のご質問を頂いておりますので、順次、答弁させていただきます。

1点目の白馬村青少年育成村民大会・白馬村社会福祉大会での中学生の意見発表、文化祭の作品などをどのように捉えたか、との質問であります。中学生の意見発表について少し触れますと、同性の有名人を素敵だと思ふ人は大勢いると思いますが、同性愛者を含む誰もが性的マイノリティーの素質があると言われていたこと、性的マイノリティーの人々への関心を高め、知ることが重要だということを発表の中で述べておりました。

さらに、性的マイノリティーの権利向上の活動を行なっている団体への寄附行為やイベントへの参加等、具体的に行動に移してみることで、そして最も重要なこととして、性的マイノリティーについて理解をしようとする心が大切であり、私たち一人一人が関心を高め、その存在を認めることこそ権利向上につながると思っております。

また、文化祭でのジェンダー平等に関する中学生のポスター作品は、いずれの作品も生徒一人一

人が自分の感性でジェンダーを絵に表現をしており、学校教育において多様であることへの理解を深めることの重要性を認識をいたしたところであります。

世界情勢の改善に取り組む国際機関である世界経済フォーラムが、各国における男女格差を測るジェンダーギャップ指数を発表しております。

経済、政治、教育、健康の4つの分野のデータから作成をしている指数を公表しておりますが、2021年の日本の順位は156か国中120位であり、先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中で、韓国や中国、ASEAN諸国より低い結果となっております。

私も自身の固定観念を取り払い、性別に関係なく一人の人として見ていくことの大切さと男女で支え合うための環境づくりの重要性を改めて認識をしたところであります。

2点目の性的マイノリティーの子供の現状の把握、課題をどう捉えているか、教育と啓発、支援へとつなげていける取組みについてお答えをいたします。

子供の現状把握についてですが、性的マイノリティーに限らず、子供の様々な心の悩みには、養護教諭をはじめスクールカウンセラーや心の相談員を配置をし、総合的な支援の中で状況に合わせての対応となっております。課題をどう捉えるかということですが、全ての年代に言えることですが、LGBT等について正しく知識や理解を深めることが課題かと考えております。

最後に、教育と啓発、支援についてですが、白馬中学校では今年度の重点としてSDGsを取り上げており、その中で、ジェンダーレスについての取組みが、今年度は制服変更や意見発表等に成果が出ているとのことであります。

今回の発表で終わることなく探求を続けていただきたいと思うとともに、大人に対してもSDGsの観点から啓発をしていかなければならないと感じるところであります。支援につきましては、先ほどの答弁のとおり、学校においてきめ細かな対応を行なっているところであります。

また3点目の、LGBTQの方々に寄り添った共生社会を目指す上での村の認識とこれまでと今後の取組みについてをお答えいたします。

田中議員ご質問のとおり、長野県において令和2年3月に性的指向・性自認について理解を促進し、誰にでも居場所と出会いがある長野県づくりを推進するため、「We Are ALLY」「性の多様性を尊重するための職員ガイドライン」が作成をされております。

また、全国では、ガイドラインの作成にとどまらず39の市町村及び5つの都府県で性的指向・性自認及び性的少数者に対する差別的な取扱いを禁止をすることなどを規定している条例を定めております。

大阪府や東京都といった主に都市部において性の多様性の尊重が図られておりますことは見聞きしておりますが、長野県内や北アルプス圏域におきましてこのような動きが活発であるとは言い難い現状であります。

今回の議員の質問において、初めて聞く言葉、例えば、S、O、G、I、ソジ、ハラのようなも

のもあり、社会的認知度が高いとは言えません。しかしながら、このような悩みを抱える当事者にとっては非常に重要な問題であると言えます。

まずは、知識と認識の向上を図ることが肝要と感じますが、早い段階で長野県作成のガイドラインを使つての庁内学習会を実施できればと考えているところであります。

最後に、パートナーシップ制度、またはファミリーシップ制度の導入についての考えでございますが、地域として多様性を受け入れる広い心を持ちたいとの思いがある私といたしましても向き合うべき事項であるというふうに思っております。

日本においてパートナーシップ制度導入は、2015年東京都渋谷区、世田谷区を皮切りに近年急速に広まっており、今年9月の時点では全国の118の自治体で導入され、人口カバー率は4割を超えたと聞き及んでおります。

ちなみに県内では松本市が今年4月に導入したとのことであります。これらは、人権・平等という観点のもとより、多様性を尊重し、誰もが、自分らしく、安心して、学び、働き、暮らせるまちづくりのため、自治体や関係者が努力をして、行動した結果であるとも言われていることを知りました。

このような現状を見たとき、制度導入は時代の趨勢かという感想を持つところである一方、果たして人口9,000人規模の一村で取り組むべき課題であるのかという思いも正直ございます。

さらに申し上げますと、この質問の通告を受けますまで、パートナーシップ、ファミリーシップ制度についてほとんど意識していなかったのも事実でありますので、今後、制度導入の意義や導入自治体の状況を研究してまいりたいというふうに考えております。田中麻乃議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

**第6番（田中麻乃君）** 今の答弁は本当に正直な答弁だったなと感じています。なかなか、今回の質問をするに至った背景なんですけれども、もともと私は3年半ぐらい前に、1期目の本当に最初的时候にLGBTQツーリズムという質問をしたときに、役場の皆様の反応がまだ醸成されていないなというところをすごく感じた部分もありまして、ただ、今回中学生の意識がとても高いのを感じて、やっぱり今、村の大人の意識と中学生の意識がすごく離れているなということを実感した中で今回の質問をさせていただいております。

ですので、今回の質問をきっかけにぜひ知識の向上であつたり、普及に向けて村も動いていただけたらなと思っています。

質問を続けていくんですが、2番目の性的マイノリティーの子供の現状を把握しているかというところに関して、LGBTQの子供に限らず全体的な現状を把握するのに養護教諭やスクールカウンセラーと話しているということだったんですけれども、学校で特別、性的マイノリティーの子供から受ける相談件数というのを把握しているかどうか伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） ご質問の内容ですけれども、様々なものが受けております。

ただ、今、その中で性的マイノリティーについて相談があるかということとはちょっと個人情報にも係ることですので、ちょっとこの場での答弁は控えさせていただきたいと思います。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） 現在、学校で使われている教科書のうち、LGBTに触れているのは何項目か、もしご存じでしたら教えてください。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 申し訳ない。ちょっと正確なのを持ち合わせてませんので、申し訳ありません。

議長（太田伸子君） 田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） まず何でこんなことを聞くのかと申し上げますと、2020年から性的指向に関する、文科省の性同一性障害や性的指向、性自認に関わる児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施についてという形で通知を出しております。また学習指導要領には細かくは載っておりませんが、教科書等で徐々に普及されているというふうに聞いております。

長野県で初めてパートナーシップ宣誓制度を導入した松本市では、これは昨年のデータなんですけれども、道徳、国語、歴史、公民、家庭、技術、保健体育の7科目、17冊、教科書で言えば17冊で、社会的認知は少しずつですが広がっているように思っています。文部科学省が学校で行なった調査におきましても、小学校低学年のときからもう既に性の違和感を意識している子供たちがいるという報告もあります。これらを踏まえLGBTQの問題は大人になってからではなく、子供の頃からの対応も必要であると認識しております。そういった場合に、先ほどの答弁ですといろいろな個人情報の観点もあるということですので、細かくは言えないという答弁でしたけれども、子供が悩んでいるときに、相談できる場はあるのか、相談があった場合の対応をどのようにされているのか、お伺いしたいと思います。

この文科省の通知、教職員向けのテキストには、学校全てにおいてグループとして対応していく必要があるというふうに書いております。

そういった中で、今の白馬村の教育委員会の対応をお伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） LGBTQに限らず、相談窓口としては、まず養護教諭、それから、こころの相談員というものを配置しておりますので、そこから入り口となりましてまずお伺いをする。そのところで、さらにケーススタディということでスクールカウンセラーさんですとか、学校の担任の先生などが入ってチームとして対応していくというようなことになっております。

その部分、子育て支援課とも連携しながら進めていっているというところですよ。

この教員向けのきめ細かな対応の実施については、医療機関との連携ですとか、あるいは、保護者、本人の同意を得られない場合については、一般的なことについても医療機関から聞くのも手ですよというようなことも書かれておりますので、そういったことは必要に応じてというように対応しております。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

**第6番（田中麻乃君）** 教職員が性的指向やジェンダー、アイデンティティに基づきいじめにしっかりと対処できるように、しっかり研修を行ない、LGBTQの子供を、生徒、いやがらせから差別から守る責任があると考えております。

文科省では、平成27年、先ほど示させていただいた資料もそうですけれども、平成27年4月30日に性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等についてを通知しています。その中には、自殺総合対策大綱において、自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティーについて、未理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて教職員の理解を促進するとされています。

まずは、教職員が性的マイノリティーに対する偏見等をなくして理解を深めることが必要だと考えますが、特別、性的少数者に対する学校での具体的な取組みはされているのかどうかについて伺います。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。横川教育課長。

**教育課長（横川辰彦君）** 職員研修につきましては、学校長の計画としてやっております。

教育委員会として特別にこのLGBTQに特化しているというものはやっておりません。

ただ、先ほどの自殺総合対策大綱の中にも、教職員の理解の促進、適切な教育相談ということが明確に書かれておりますので、そのところを進めては頂いております。

特に今回中学校については、SDGsに絡めて、ジェンダーレスの関係を特に取り上げておりますので、中学校のほうでも事前準備ということで教職員の学習をしていただいているというように理解しております。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

**第6番（田中麻乃君）** 先ほどから答弁にも発言されておりました白馬中学で行なわれたSDGsミーティングなんですけれども、私もジェンダー平等を実現しようの5番のほうで講師としてお呼びいただきました。

第1回目の講話では、生徒たちから「LGBTQ当事者に出会ったことがない」と発言を頂いたので、10%はいるという前提で考えると生徒の中にも実際にはカミングアウトしていないという子もいらっしゃるでしょうし、いることに気づいていないだけかもしれませんが、その生徒たちからそういったLGBTQの当事者に出会ったことがないとお話が出ましたので、2回目の授業では、

白馬村出身のゲイの友人と共にLGBTQ差別についてお話をさせていただきました。

その友人は「100人いれば100通りの考え方、性の在り方がある。これは性の多様性を豊かなこととして知ってほしい。あなたも自分のセクシュアリティに自由に生きてほしいというメッセージであると同時に、それにもかかわらず世の中には差別がある。そこから目をそむけないでほしい。気づかないことで害を加える人、加害者になり続けたくないでほしい」というメッセージを生徒達に伝えておりました。

授業が終わった後も熱心に質問する生徒もいて、当事者の経験や気持ちを聞くこと、正しい知識を学ぶことの重要性を感じたところです。

多数、民間のNPO団体でも、児童生徒、学生に対して、LGBTを切り口に、多様性を体感、実感するための授業を、教職員にはLGBTの生徒がいることを実感し、セクシュアルマイノリティーの子供にとっても過ごしやすい学校、小学校をつくる、アライ先生になるための研修を企画しております。

そのような外部団体と連携して、子供たちへの授業や教職員への研修を行なうお考えはないかどうか伺いたします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。横川教育課長。

**教育課長（横川辰彦君）** 白馬中学におきましては、さきに行なわれましたPTAの研修会、人権研修会の中でそういった方も呼びびして講演も行なっております。

議員今ご指摘のとおりのようなこともやり方の一つかと思っておりますので、選択肢の一つとしてご意見は賜りたいと思っております。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

**第6番（田中麻乃君）** 村長の答弁でもございましたように、なかなか村の中でそういった知識ですとか意識が醸成していない中で、やっぱりそこを外部の方に頼っているような考えを入れていくことはとても大事だと思いますので、ぜひとも前向きに検討いただきたいと思います。

子供のうちは性が多様であるという知識がないため、今の場合は中学生のお話ですので、特に小学校の話で今申し上げていますが、周りとの違いに悩み、なかなか自分では解決できないものです。

株式会社LGBT総合研究所が行なった2019年の意識調査では「自分の周囲にはLGBT、性的少数者はいない」という回答者が83.9%という高い結果であり、その存在を実感としては得られていない状況が浮き彫りになっています。

日常的に周囲から否定的な言動がある環境下では、LGBTの自分が受け入れられるはずがないと諦め、自己否定につながることもあります。このお話もよくご相談でお受けいたします。

また、周囲のLGBTでない人も身近にLGBTの人がいないと思い、何気ない言動で傷つけて

しまうことも少なくありません。

しかし、周囲に一人でも理解者がいれば、希死念慮、自殺願望を持つLGBTの子供は約30%減ると言われています。つまり、LGBTでない人もLGBT問題の当事者と言えます。村民全体への周知啓発を行ない、多様性を認め合える環境づくりをぜひ推進していただきたいと思っておりますが、答弁の繰り返しになるかもしれませんが、お考えのほうをぜひもう一度お聞かせください。

**議長（太田伸子君）** 横山副村長。

**副村長（横山秋一君）** すみません。全体的に言わせていただくと確かに3年半前、LGBTツーリズム、対応したのは私でございます、非常に恥ずかしながらそのときはLGBTという言葉は初めて知りました。つけ焼刃でレインボーフラッグだったりとかいろんな言葉を使って何とか乗り越えた記憶があります。

それ以降、私自身、進化していない自分がいるというところで、やはり反省するところでもあります。というのは、さっき言った中学生の作文もそうなんですけど、そんな考え、中学生になかったと思うんですね、ほんの三、四年前までは。そういった中で、そういう教育が育まれてきたというのが非常に進歩だなというふうに考えています。

それと、最近、本当に身近に感じてきている例としては、白馬が舞台になって、結構、ロケ地になっている山女日記というドラマ、最近まであったんですけど、その八ヶ岳の回で、女性同士の同性愛が一応ベースになったストーリーがあって、言い方は悪いですけど、NHKでもこういうドラマで取り上げるというような時代になったんだなというようなことはつくづく感じました。

そんなことを感想に持ちながら通告書にあった長野県のガイドラインを見させていただきましたら、非常に一般質問に対応するために読み出したんですけども、自分自身のためになる、非常に分かりやすく職員全体に広めたいなというような内容でありましたので、まずは、うちの職場からそういった機運を醸成していきたいというのが今の感想です。

答弁になっているか、分かんないですけど、よろしくお願いします。

**村長（下川正剛君）** 続けていいですか。

**議長（太田伸子君）** 下川村長。

**村長（下川正剛君）** 今、副村長のほうからお話がありましたけども、白馬村での5か年計画、「多様性があり、お互いに学び合い、成長する村」だという、そういった言葉を掲げているわけでありますけども、それが私は原点ではないかというふうに思います。

外から来た人も中に今までいた人もお互いに交流していろいろな学びをしながら白馬村が成長していくっていうことが、今、麻乃議員の一般質問を聞いていて、原点がそこにあるのではないかというふうに強く感じたところであります。

そういったことを我々行政としても、村民にもしっかりと広報しながら、そしてまた学校、いろ

んなところでそういった、この差別ということも含めた、そういった勉強をしていかなければいけないということを改めて感じたところであります。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

**第6番（田中麻乃君）** 前向きに受け取っていただいて心より感謝申し上げます。

白馬中学生の生徒から実は行政にぜひ伝えてほしいと言われたことがあります。

「啓発していただくためにもパンフレットやポスターを作成して周知啓発をすること」「役場に特別な相談窓口をつくってほしい」など、意見を頂いておりますが、そこに対してのご答弁をお願いできたらと思います。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。横山副村長。

**副村長（横山秋一君）** トータルの、例えば、お子さん方の相談といったところでいくと、例えば、子育て支援課にそういった相談も受け付けるような検討はしていってもいいかなと思っております。

先ほど言ったとおり、何しろ相談を受ける側がこういった知識がないと本当に逆効果というかです。ね、本当に変な、さっき言ったアウトじゃなくて何でしたっけ。そういうことにもなりかねませんので、そこら辺はしっかり教育をした上でというのが前提になるのかなというふうに感じます。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

**第6番（田中麻乃君）** きっと中学生聞いていただいているかなと思います。

ご参考までになんですけれども、こちら、すごく分かりやすいリーフレットで、このリーフレットは2013年に全国で初めて行政としてLGBT支援宣言をした大阪市淀川区が保護者世代の方々にLGBTQのことを知っていただくために作成しているものです。こちらは子供たちがメインになっているんですけれども、子供たちの現状や社会の取組みとしての支援事業でしたりとか、あと、本当に困ったときに相談できる窓口とか書かれております。

この中には、先ほど中学生の制服もジェンダーレス制服になる、なるのかな、決まったんですかね。そういうところのお話もあつたりするんですけれども、制服のズボンとスカート、好きなほうを選べる学校もあるねんというところであつたりとか、履歴書の性別欄無くなるかもしれへんというところとか、すごく分かりやすく書いてあります。

ぜひそういったところでも身近なものであるといったところを普及していただくためにもこういった啓発のチラシも作っていただけたらいいのかなと思います。

性の多様性の教育は、今後さらに重要となってくると考えます。セクシュアリティのことをきちんと伝え、子供たちの相談、悩みをきちんと受け止められる大人を増やして、子供に関わる施策全てをLGBTQの観点から見直していただきたいと強く要望いたします。

続きまして、先ほど職員教育はこれからだというお話でしたので、ぜひ進めていただきたいと思っております。



村の窓口でLGBTQであることや、LGBTQパートナーであるために利用できない制度等について相談をされたことはあるかどうか、お伺いいたします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。横山副村長。

**副村長（横山秋一君）** 私が把握している限りでは、そういった相談を公的な機関として受けたということはないかと思います。

**議長（太田伸子君）** 田中議員、質問はありませんか。田中議員。

**第6番（田中麻乃君）** 白馬村の規定や制度の中で性別の限定により性的マイノリティーが排除されている制度や規定があるかどうか、把握していたらで構いませんのでお伺いいたします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。横山副村長。

**副村長（横山秋一君）** 私も県のガイドラインを見た中で、身近な業務の中でそういったものを排除するものはないか調べようというものがありませんでした。私も本当ここ1日くらい考えたんですけども、例えば、男子限定、女子限定みたいなようなものは、行政上、業務上、今、村の中ではないのかな。例えば、申請書でも男に丸をする、女に丸をするというのは、戸籍関係は別にしてですけれども、いろんな申請の中では無いのかなと。まだ各課に照会しておりませんので、一応、私の範囲では無いのかなというふうに感じています。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

**第6番（田中麻乃君）** 今、答弁でもおっしゃっていただいたように、長野県のガイドラインには家族や親族であることを条件としている制度については同性パートナーから申請等があった場合、利用ができるのかを必ず検討すること。こちら、ガイドラインのほうにも当事者から申入れがある前に対応、検討しましょうという形で記載があります。ですので、当事者が来てから考えるのではなくて、対応を先に検討して、当事者に対応できるようにしてくださいというものです。対応が可能なものはホームページ等で積極的に広報すること、制度の見直しは住民対象だけではなく、職員向けの制度についても同様に検討することが記載されています。

これをきっかけに村の各種制度の見直しといいますか、少しチェックしていただくなど、対応をお願いできたらと思います。

先ほど答弁でもございましたが、文書の性別欄についてお伺いします。

今、副村長の答弁だと無かったように思う。男女別というのは無かったように思うという形だったんですけども、学校に提出するアンケートや書類等もいまだ男女の記載ってあったと思うんです。私は丸をつけて腑に落ちないなと思って丸をしている記憶があるんですけども。

長野県のガイドラインでは自分の性別に違和感がある場合でも性自認と異なる性別の記載を強制され、精神的苦痛を伴う場合があるため、性別欄が必要な理由を精査し、合理的な理由がない場合は廃止と記載されています。県立高校入試では、令和2年度から性別欄が廃止されました。教育関係を含めて、性別欄についての今後のご対応についてお伺いさせていただきます。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 正直に申し上げて今のところそれを考えていなかったものですから検討させていただきますと思います。

議長（太田伸子君） 田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） 恐らく何げないことだと思うんですよね。今まであんまり疑問に思っていなかったことを今申し上げていると思います。

ただ、やっぱりそれが偏見であったり、差別につながるのを知らないことも一緒なんですよね。なので、知らないからこそ何げない言葉で人を傷つけたりすることもありますので、ぜひ村の申請書もそうですけれども、教育関係の文書においてもそういった性別欄についてもご検討いただければと思います。

最後に、パートナーシップ制度、またはファミリーシップ制度の導入について、村長のご答弁では「向き合う事項である」という答弁を頂きました。

ただ、今後、何ていうんでしょう、8,000人の、ほぼ9,000人の自治体でやる必要があるのかどうかということに関して、もう一度伺いますが、今までのLGBTQに対する知識啓発であったり、人権問題としての差別をなくすといったところで、向き合う必要があるのかどうかという消極的な感想というのは、いかがですかね。変わりませんか。そういうこと、もう一度伺います。

議長（太田伸子君） 横山副村長。

副村長（横山秋一君） 調べた中でやはり大きな市レベルの導入自治体が多かったということもあって、そんな感想を村長が持ったかと思うんですけれども、確かにこの県のガイドラインを1冊読んだだけでもかなりこれはもう行くのが時代の流れだなというのは分かります。

そういった中で、ただ、やみくもに入れますだけでは実効性が伴わないので、そういった受け皿というかですね、そこまでしっかり固めた上で判断をしていきたいというふうに考えます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第6番（田中麻乃君） これで最後になりますけれども、先ほど村長の答弁でもございましたように、パートナーシップ制度があるのは、2020年10月現在では130の自治体で施行されておりまして、全国の総人口の4割以上の自治体人口をカバーしており、全国的に広がりを見せております。

世界を見れば、既にアメリカ、ヨーロッパ及び南米諸国などが同性婚が法制化されています。世界の主要7か国、G7で同性婚を認めていないのは日本だけです。アジアでは台湾が2019年に政府が同性婚を認める法案を可決したことは我が国の同性愛者を大きく勇気づけました。

一方、日本では、政府が同性婚を法的に認めておらず、各地で裁判が起こされています。法律上、同性同士が結婚できないことは違法だとして、複数の同性カップルらが国を訴えていた裁判で、札幌地裁の武部知子裁判長は3月17日法の下での平等を定めた憲法14条に違反するとして日

本で初めて違憲判決を下したことは、LGBTQ差別に反論する初めての法的根拠の一つになったと考えております。

この同性婚禁止違憲訴訟の判決文にもありましたが、自治体が率先して制度を整えていくことには大きな意味があります。

同性パートナーシップ証明制度は共に暮らす市民である地域の同性愛者に対し、地方自治体ができる限りの権利回復を試みる制度だと考えております。これにより、LGBTQという言葉が行政用語として要綱や条例等へ書き込まれ、行政サービスの対象として位置づけられることの意味は大きいと考えております。

地方自治体として、まずは、パートナーシップ宣誓制度を制定することで、職員や市民の皆さんの意識に変革をもたらす効果や医療や住居、教育、防災など、様々な施策で性的少数者の権利擁護を意味するようになることが期待されます。

ぜひとも前向きにこの制度の導入により、性的マイノリティーに関する社会的理解が進み、多様性を尊重される取組みが広がっていくことを期待して、私の一般質問を終わらせていただきます。

**議長（太田伸子君）** 質問がありませんので、第6番田中議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会第2日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日12月2日は午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 異議なしと認めます。よって、明日12月2日は午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これもちまして、本日は散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 3時34分



令和3年第4回白馬村議会定例会議事日程

令和3年12月2日（木）午前10時開議

（第3日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

## 令和3年第4回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 令和3年12月2日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	増井春美	第7番	太谷修助
第2番	横川恒夫	第8番	津滝俊幸
第3番	切久保達也	第9番	松本喜美人
第4番	加藤ソフィー	第10番	加藤亮輔
第5番	尾川耕	第11番	丸山勇太郎
第6番	田中麻乃	第12番	太田伸子

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	横山秋一
教 育 長	平林豊	参事兼総務課長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤孝行	会計管理者・会計室長	長澤秀美
建 設 課 長	矢口俊樹	観 光 課 長	太田雄介
農 政 課 長	田中洋介	上下水道課長	関口久人
税 務 課 長	田中克俊	住 民 課 長	太田洋一
教 育 課 長	横川辰彦	子育て支援課長	下川浩毅
生涯学習スポーツ課長	松澤宏和	総務課長補佐兼総務係長	鈴木広章

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸茂幸

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前10時00分

## 1. 開議宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和3年第4回白馬村議会定例会第3日目の会議を開きます。

矢口建設課長が公務のため遅参しております。

### △日程第1 一般質問

議長（太田伸子君） 日程第1 一般質問を行ないます。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は10名です。5名の方の一般質問は、昨日終了しておりますので、本日は5名の方の一般質問を行ないます。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内の再質問は議長においてこれを許可いたしますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第9番松本喜美人議員の一般質問を許します。第9番松本喜美人議員。

第9番（松本喜美人君） 改めまして、おはようございます。

議長（太田伸子君） 松本議員、マスクを外していただいて結構です。

第9番（松本喜美人君） 失礼しました。改めまして、おはようございます。9番議員の松本喜美人です。私は、最初に若干国の施策等に触れさせていただきたいと思っております。

一般質問2日目ということで、昨日の同僚議員の質問の中と同じフレーズの部分が多々あるかと思っておりますけど、ご容赦頂きたいと思っております。

政府は、生活と暮らし支援及び経済対策として、過去最大の55兆7,000億円の財政支出を閣議決定し、主な財源は国債の発行、借入れで賄うことであり、国債残高は初めて1,000兆円台に突入し、本年度末国債発行残高は1,200兆円とも言われております。令和元年度の国内総生産、GDP、561兆2,670億円の240%と異例の規模であります。

また、コロナ対策で昨年実施された国民1人当たり10万円が給付された特別定額給付金は、70%が貯蓄に回っているとの調査結果が、本年4月25日に新聞報道されております。

本事業は、給付金予算額12兆7,344億円、給付済み金額は12兆6,700億円、予算執行率99.5%で、貯蓄金額は8兆8,690億円になります。

さらに、日本銀行が公表しております統計に、本年6月末時点での各家庭が保有する金融資産残高は、前年同月比6.3%増の1,992兆円となり、過去最高を更新し、金融資産の内訳は現金預

金が前年比4%増の1,072兆円で、半分以上を占めているとの新聞報道が11月16日にされております。

この2件の報道から、国は国債を発行して施策展開を進めるが、支援金等を受ける国民は貯蓄に回し、資産形成を図っていると考察され、景気浮揚の一つであります個人消費の伸びがなく、ただし原油価格の高騰や為替の円安傾向による消費者物価指数は大幅な上昇が見込まれ、さらにコロナウイルスの新たな変異株オミクロンの発生やサプライチェーン、物流確保であります。課題も多く景気浮揚に足かせ要因が見え隠れしており、注視すべき局面と認識すべきと考えます。

そして、画一的支援や経済対策でなく、本当に苦しみあえぐ生活困窮者や事業者へきめ細やかな支援が必要と感じております。

今回は通告書に基づきまして、1、村長2期目の公約について、2、新年度の予算編成について、3、村長進退についての3項目について村長の見解をお伺いいたします。

1項目について質問させていただきます。

下川村長は、平成30年8月7日に「白馬を明るく元気な村に さらなる前進」をスローガンのもと、政策の5本柱として、1、持続可能な観光地を目指して、2、安心して暮らせる白馬を目指して、3、豊かな教育立村を目指して、4、農業振興と豊かな自然環境の保全、5、明日の白馬村を担う人材育成を掲げ、具現化のため11項目を公約として2期目がスタートし、3年と4か月が経過いたしました。

そこで、次の3点についてお伺いをいたします。

1、現時点での達成度について、自己評価は。

2、11項目のうち達成度の低い項目は何か、またその要因は。

3、任期満了まで残された期間約8か月間で、11項目のうち一定の成果までレベルアップを図る項目は。

以上、3点についてお伺いいたします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 松本議員から私の2期目の公約達成度について、3項目に質問を頂いておりますので、順次答弁をさせていただきます。

まず、1つ目の自己評価であります。公約に対する評価は本来住民の皆様から頂くものであり、自分自身で行なう評価は客観的な角度で行なうことが難しいということをお断りしておきます。

11項目全般の評価であります。全項目とも村にとっても非常に重要な課題であるという認識のもと、達成度の違いはあるものの、全ての項目に対して取り組んだという思いがあります。

最低限のラインはクリアしているのではないかとこのように思っておりますが、取組みの中では、特に白馬駅前の無電柱化の推進や、南部のほ場整備の推進による優良農地の確保といった項目は、可視化しやすく成果が現れており、滞在型の山岳リゾート地の創出は地域未来投資推進法を活



用しながら、民間企業のグリーンシーズンに注力をした取組みを行なっていたところであり  
ます。

そんな中で、コロナ禍による停滞はあるものの、白馬村の新たな魅力を発信し始めたと感じてお  
ります。

また、魅力ある観光局への改革においても、私が代表理事となり、局務を時代が求めているサー  
キュラーエコノミーの取組みや自己財源の確保に向けた事業展開など、変化の兆しが見えつつある  
というふうに見ております。

一方、2つ目のお尋ねの達成度の低い項目と、その要因であります。取組みはしたものの、結  
果としてまだまだ成果が現れたとは言えないのは、複合施設としての図書館の建設、そしてまた子  
供の遊び場の確保と、それから公共交通の利便性を図り、住民の足を確保といった項目かと思いま  
す。

いずれにいたしましても、一朝一夕で達成できる内容ではなく、しっかり検討、議論をしている  
ものの、図書館についてはその立地場所の議論の難航や、そしてまた公共交通については、実施計  
画に向けて住民の生活交通と観光交通面の両面から検討することから、大変手間がかかる事業とい  
う性質であるとともに、両事業とも財政的な側面も要因になっていることも事実であります。

また、3つ目の任期満了までの間に一定の成果までレベルアップを図る項目でありますけれども、  
先ほど申し上げましたとおり、いずれも重要な課題でありますので、全てレベルアップを図ること  
が使命であるというふうに認識をしているところであります。

ただし、私が掲げた公約は3年4か月前のものであり、当時私の中にはSDGsという言葉もな  
く、世界中を震撼をさせる新型コロナウイルス感染症の存在は予想だにしませんでした。公約にと  
られることなく、気候変動への取組みやウィズコロナ、アフターコロナ対策は最優先すべきもの  
であるというふうに考えております。

そのような考え方の中、公約の項目であえて申し上げるならば、持続可能な観光地を目指す上で、  
新たな観光財源の導入は必須であるというふうに思っております。

コロナ禍で中断をしている未来観光税については、適切なタイミングを見極めつつ、検討再開を  
図ってまいりたいというふうに思っておりますが、この関係については、事業者の了解というか協  
力も得なければいけないし、また議員の皆さんからも、ぜひ後押しをしていただいて、将来の未来  
観光税についての議論を取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それからまた、財源の関係でございますけれども、私平成26年に就任をしたわけでありまして  
けれども、その中でふるさと納税を取り組んでまいりました。今まで毎年毎年多くの皆様方から寄付  
を頂きまして、非常に大きな成果だというふうに思っておりますし、特にこの白馬産の米について  
は、非常に人気も高いというようなことで、農業振興にも大変貢献したというふうに私は自負をし  
ているところであります。

いずれにいたしましても、いろいろな部分でまだ公約に向かって推進をしていかなければいけないというふうに思っておりますけれども、全力で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

1点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。松本議員、質問はありませんか。松本議員。

**第9番（松本喜美人君）** 村長よりまだまだ8か月ほど残っているという、この時点での評価ということでもありますけれども、答弁頂いた内容の中で、3年4か月のうちですね多分任期途中ということもありますけれども、2期目、4年を考えたときに多分後半の2年間というもの、全てコロナに振り回されたといいますか、重要な影響を受けて当初の公約の着手はできたものの、その後の進捗状況は会議等も自由に開催できないというような中で、今日に至っているのではないかなど。

先ほど村長の答弁の中にもありましたとおり、公約につきましては、ほとんど全て着手をし、さらにハード的な部分については、現在工事が進行中というようなことであります。

特に、ソフト事業につきましては、着手をしたものの会議等ができないと進まないというようなことで認識をさせていただいております。そういった中で、私の気になるところを若干再質問で伺わせていただきたいと思います。

まず、5本柱のうちの1つであります観光振興の項目であります。持続可能な観光地を目指してということで4項目上げてございますけれども、その中に白馬らしい滞在型山岳リゾート地の創出及びハクババレーの推進という項目があります。

私は、この中に先ほど村長答弁の中に触れております白馬の未来観光税も含めてっていうような捉え方をしておりましたけど、先ほど村長の答弁の中では、観光局の改革というような項目の中で触れたのではないかと思いますけれども、そこで確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、仮称でありますけど、白馬の未来観光税の検討着手並びに地域未来投資促進法を根拠法令として、計画では令和4年度が最終事業年度になるかと思っておりますランドステーション白馬とグランピング事業を含めての評価ということでよろしいかどうか、確認をさせていただきたいと思っております。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** ランドステーション白馬とグランピング事業を含めて評価という質問だと思いますけれども、先ほども若干触れましたけれども、地域未来投資促進法という経産省の事業がございまして、そこに地域を牽引する企業に国は支援をするよということで、白馬村の2社が選ばれたというようなことで、その中でランドステーション、そしてまた北尾根のグランピングのというようなことで取り組んでいただいたところではありますが、ご案内のように、コロナウイルスの感染で非常に観光地厳しい状況でありましたけれども、おかげさまでその白馬村のこのランドステーションとグランピング、そしてまた更には、岩岳のマウンテンハーバーですか、非常に大勢のお客様が来ていただいたということに対しては、私は非常によかったなというふうに思っているところであり

ます。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。松本議員、質問はありませんか。松本議員。

**第9番（松本喜美人君）** それでは、引き続いて再質問させていただきたいと思います。

村長の公約の中に、5番目の柱といたしまして、明日の白馬村を担う人材育成、いわゆる行財政改革の柱がございまして、その項目1つたわれております。それは、職員の研修と人材交流による役場組織の活性化ということであります。

そこで、この人材交流による役場組織でありますけれども、この4年間、1期目の部分も若干含まれるという解釈でありますけれども、4年間に長野県、それから北アルプス広域連合、県地方税滞納整理機構等に職員を派遣し、また白馬山麓事務組合では、派遣職員の受入れが実施され、現在継続中の職員や派遣の任が解かれた職員がおります。この事業の評価には触れておりませんが、この事業の最大効果は村長、どのようなことかお考えを伺いたいと思います。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 人材育成の関係でありますけれども、議員もご案内のとおり、白馬村では国が進める地方創生人材支援制度を活用いたしまして、総務省のほうから藤本副村長をお迎えし、非常に職員の中でも意識が上がったというようなことでありますし、今でも藤本さんにはいろいろな情報を頂いて、白馬村といたしましては非常にこの人材育成制度が引き続いて、白馬村のためになっているなということを改めて実感をしていることと、それから、長野県のほうへの人材派遣、そしてまた広域連合、いろいろなところに人材育成ということで派遣をしているわけでもありますけれども、やっぱり外に出て他人の釜の飯を食べるということは、非常に職員にとっても有効だということふうに思っております。

引き続き人材育成のために、そういった取組みをしていきたいと思っておりますし、また課内でも庁内でも、いろいろなこの人材育成の講習会等々開催をしながら、職員の意識の高揚に努めているところであります。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。松本議員、質問はありませんか。松本議員。

**第9番（松本喜美人君）** それからですね、任期までの残り8か月間でレベルアップをという質問に対しましては、全ての項目でレベルアップを図りたいという答弁を頂きました。また新たなコロナの発生等々で、先行きが、見通しが立たないというような状況になりつつあるのかなと認識しております。

全ての項目にたとえ一歩でも目標に近づくような努力をしていただきたいということと、それから、やはり役場職員の人材育成が今後の白馬村の発展に大きく左右する項目でありますので、これはもう常に心がけて職員の養成といいますか、レベルアップを図るということを念頭に忘れること

なく、実施をお願いしたいなという項目であります。

時間の関係もありますので、私の立場で評価をするということではないと思っておりますし、今のその進捗状況がどのレベルかっていうことでお聞きをさせていただきました。

それでは、2項目の質問に入らせていただきたいと思います。

令和元年12月以降に、中国武漢市において発生したとされる新種のコロナウイルスは、瞬時に全世界に拡散し、地球規模での感染防止等の病魔との戦いが2年間継続中であり、政治、経済、人々の暮らしが一変し、国内においては感染状況が下火傾向にあるものの、収束の見通しが立たない状況であります。

新年度予算編成時期となりましたが、そこで次の5点についてお伺いをさせていただきたいと思います。

まず1点目、新年度の事業計画において、現時点における重要課題と重点施策は何か。

2番目といたしまして、現在進行中の事業において、中断、先送り、凍結を検討した、もしくは検討したい事業はありますか。

3番目、予算編成には、前年度実施しました枠配分方式と一件査定方式、2方式の併用が考えられますが、どの方法を採用予定か。

5番目、本年度目標に新規地方債の発行額は、元金償還金額範囲以内とする方針目標がありましたが、新年度も引き続き方針目標に定めますか。

以上、5点お尋ねをいたします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 2点目の新年度の予算編成について、5項目の質問を頂いておりますので答弁をさせていただきますが、1点目の新年度の重要課題と重点施策についてお答えをいたします。

最初に、予算編成における重要課題として上げられることといたしましては、昨年松本議員の一般質問で、副村長が「今の村の財政状況を職員全員が把握することが大事である」と答弁をしたように、職員の財政状況に対する認識不足というのは、重要な課題の一つでありました。

議会初日の挨拶でも触れましたが、今年度は新年度の予算編成に入る前段階として、特に若手職員向けに近隣市町村との比較も交えながら、財政勉強会を開催をし、職員の白馬村の財政状況に対する理解を深めさせました。

これまで大まかにしか分かっていなかったことが、しっかり理解ができたなど非常に好評で、職員の育成にもつながったと思っております。

加えて、各課所管の資産についても、その活用方法により歳入を見込めるものについては積極的に進め、さらなる収入確保に努めるよう指示をしておりますし、歳入に見合った歳出を念頭に、前例踏襲という固定観念から脱却をし、徹底した歳出の削減も指示をしているところであります。

重点施策に関しましては、予算要求に先立ち、今月の中旬には各課ヒアリングを実施をして、新

年度予算の重点事業を決める予定であります。

ただし、グランピング最終年度である地方創生推進交付金事業や気候非常事態宣言をした白馬村といたしましては、小水力発電事業は、継続的な重点事業として行なってまいりたいというふうに思っております。

このように、白馬村の財政状況を踏まえながら、令和4年度予算も当たり前なことです。白馬村第5次総合計画の基本理念の実現を目指す事業を推進をしていく方針であります。

2点目の現在進行中の事業の中断、先送り、凍結についての考え方は、まだ予算編成に取りかかったばかりでありますので、具体的な事業を述べることはできませんが、厳しい財政状況のピークを迎えている現状を把握をしながら、事業の先送りや凍結について判断をしてまいりたいというふうに考えております。

また、予算編成会議においても、各課には実施計画としての3か年に掲載されていても、確約されているものとは判断せず、事業の必要性を鑑み、先送りや凍結の判断についても指示をしているところであります。

3点目の通常予算と骨格予算の考え方についてお答えをいたしますが、令和4年度は村長選があるわけでありすけれども、予算編成時期や新年度当初の選挙というわけではありませんので、基本的には通常の予算編成を行なってまいります。

4点目の枠配分方式と一件査定方式であります。令和4年度の当初予算編成に当たっても、歳出の徹底した圧縮を行なう方針であり、枠配分方式も採用しておりますが、基金繰入れなど財政の担当課での査定も若干行ないます。

枠配分方式における一般財源の配分については、令和2年度予算は対前年比95%、令和3年度予算も対前年比97%という枠配分を行なった結果、2年前より90%近く削減した課もあり、これ以上の削減は難しいと考えており、令和4年度予算は原則として前年度歳出の一般財源枠と同額となるゼロシーリングを要求限度額として指示をいたしました。

これは、特別会計に対する繰り出しも同様の考え方でありす。ただし、財政担当課では、令和3年度から各課における事業のスクラップ・アンド・ビルドを行なった上で枠配分を行なっておりますので、場合によっては各課において一件査定方式に事業をスクラップし、新規事業をビルドするという事は考えられるところであります。

最後に、地方債の新規の発行額は、元金償還額以下を目標に定めるのかについてであります。松本議員のご質問のとおり、令和4年度も地方債の新規の発行額は、最低限元金償還額7億3,000万円以下に抑えることといたします。

ただ、実質公債比率や将来負担比率の悪化を食い止めるためにも、先ほどの元金償還額よりもさらに抑えるつもりで予算編成として取り組む考えであります。

以上、2点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。松本議員、質問はありませんか。松本議員。

第9番（松本喜美人君） 村長より答弁を頂いたわけでありまして。新年度の重要課題と重点施策という質問に対しましては、最終的には今月の中旬でないと決まらないという答弁であります。私の考える部分がほとんど盛ってくるのかなということでもあります。

基本的に、私はハード事業ではなくて、これからはソフト事業が全ての点において大事になるのではないかなというふうに捉えております。

それと、質問の中で予算編成のその枠配分方式の中の答弁の中で、いわゆる前年度の予算に対する減額率っていうのか、数字でありますけれども、答弁の中に平成2年度は5%減額で、前年度予算の95%でいくんだと。それから、今年度は3%減で前年度の97%で予算が計上され、今日に至っているということでもあります。

それで、新年度もちょっと確認をさせていただきたいんですけども、今年度並みというような答弁であったのかなと解釈しておりますけれども、その部分について再度確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、経常的経費の一般財源の配分については、前年度と同様の97%を要求限度額にするということではよろしいか、確認の質問をさせていただきたいと思っております。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

村長答弁にもございましたが、昨年97%、これをもう超えるのは厳しいだろうということで、ゼロシーリングとなりますから、昨年度と配分額からすると同額ということでご理解頂ければと思います。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。松本議員、質問はありませんか。松本議員。

第9番（松本喜美人君） それからですね、予算編成の目標とございますか、中に新規地方債の発行額は、元金償還額範囲内とする方針を、目標がありました。そして、先ほどの村長答弁では、本年度とございますか、3年度と同じく新年度についても、この方針で継続していくという答弁を頂いたかと思っております。

そこで、再質問をさせていただきますけれども、新年度の地方債の償還金額が元金と利息合計額で7億5,800万円で、ピークに達する年度であります。令和5年度は7億1,200万円という予定というか、返済計画がなされているはずであります。

そこで、原則この数年間、この方針を継続する考えはありませんか、お伺いいたします。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

参事兼総務課長（吉田久夫君） それでは、財政担当課の立場としてお答えをさせていただきます。

まず、令和4年度は、先ほどの村長答弁のとおりであります。今年度の実施計画、いわゆる3か年の実施計画の中で、既に令和5年度までの間は償還元金以下に抑えるというシミュレーションを

しておりますので、5年度まではその方針というふうに捉えていただければ結構かと思えます。

なお、今年度、令和3年度の起債の発行額に伴う償還計画、これを見据えたときには、財政担当課とすれば令和6年度まではこの方針は最低でも継続すべきという考えを持っております。

ただ、それ以降につきましては、実施計画の組み方がどうなるのかというのが大きな影響を受けますので、現時点で申し上げますとすれば、令和6年まではこの方針を継続すべきという考えを持ち合わせているということでご理解を頂ければと思います。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。松本議員、質問はありませんか。松本議員。

**第9番（松本喜美人君）** ありがとうございました。

それではですね、私の最後の質問に入らせていただきたいと思います。

令和4年8月6日で村長任期が満了となりますが、進退についてお伺いをいたしたいと思えます。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 松本議員の3点目の質問でありますけれども、私自身が来年8月に村長の任期満了を迎えるが、その進退はいかかとのことですが、個別の事案については答弁を差し控えさせていただきますが、強いて言えば、私が2期目を迎えた平成30年8月7日から今日までのこの任期を、全力投球で全うすることのみを念頭に置き、日々の職務に当たっているところであります。

したがって、進退云々につきましては、全く白紙の状態であるというふうに答えさせていただきます。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。松本議員、質問はありませんか。松本議員。

**第9番（松本喜美人君）** 村長より、残された任期を全力で全うしたい旨の答弁というふうに解釈しております。

それで、本日最後の質問にしたいと思っておりますけれども、村長2期目の再選出馬を表明されたのは、平成30年4月26日であります。

そこで、進退について遅くともこの時期までには判断したいとの考えをお持ちでしょうか、お伺いいたします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 先ほど答弁したとおりであります。

以上であります。

**議長（太田伸子君）** 松本議員、質問はありませんか。松本議員。

**第9番（松本喜美人君）** 私はですね、よく言われることに政治と経済という言葉がよく使われます。

政治が安定することは経済も安定するという、これは歴史が物語っておるわけでありまして。そし

て、経済的には非常に苦しい状況が続いておるわけでありますので、政治の面では現職の責任として一日も早く進退を表すということが、経済の安定、更にはこのコロナ禍からの脱却につながるというふうに考えております。

そういう点では、下川村長に出来る限り早く進退の表明を要望いたします。

そして、白馬の観光トップシーズンが始まろうとしておるわけでありますけども、順調な降雪とコロナに打ち勝つ白馬を期待し、早いですけども私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**議長（太田伸子君）** 質問がありませんので、第9番松本喜美人議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時50分

**議長（太田伸子君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第5番尾川耕議員の一般質問を許します。第5番尾川耕議員。

**第5番（尾川耕君）** 5番尾川です。よろしく申し上げます。第3回目の一般質問でまだまだ緊張しておりますが、よろしく申し上げます。

まず、第1問です。取り組みやすいゼロカーボンの政策は、

白馬村では、2019年12月に気候非常事態宣言、2020年2月にゼロカーボンシティ宣言をしました。これらの宣言に向けた基本的方針について協議するために、白馬村再生可能エネルギー連絡協議会設立準備会を設置し、次世代への効果的かつ総合的エネルギー政策を展開し、地球温暖化対策及び低炭素社会に寄与することを目的に地域の特性を最大限に生かして、再生可能エネルギーの活用について令和2年6月から延べ4回の準備会を開催し検討してきたそうです。そして、2021年3月に白馬村再生可能エネルギー連絡協議会を設立し、気候非常事態宣言、ゼロカーボンシティ宣言の具体的な行動計画を策定するとしています。

温暖化防止の国際条約、パリ協定では、地球温暖化を1.5度に抑えるために、2030年には温室効果ガスの排出を半減、2010年比することを求めています。そのためには、2020年から10年間の場合、毎年7.6%の削減が必要となります。2025年からの5年の場合では、毎年、15.4%の削減が必要となり、これはほぼ不可能と言われていています。遅くともあと4年以内に、具体的で効果的な対策を始めなくてはなりません。始めるのが遅ければ遅いほど、毎年の削減率が大きくなることに注意が必要です。

国連のIPCCは、8月9日に世界の平均気温が産業革命以前に比べ、2040年までに1.5度上昇する予想を発表しました。従来の分析より10年ほど早まりました。また、人間が地球温暖化に影響しているのは疑う余地がないと断定し、温暖化の進行で極端な高温や大雨、干ばつなどが増えると指摘しました。更に、昨年は1.1度とされた平均気温の上昇が、最新のデータでは1.2度



上昇しているとの報告がありました。今後、研究や調査が進むにつれ、また、来年、エジプトで行なわれるCOP27でさらなる削減要求がなされる可能性も十分あり得ます。私は、今すぐ子供たちのために、大人の責任として脱炭素への目に見える形の行動を行なう必要があると感じざるを得ません。

質問です。白馬村再生可能エネルギーに関する基本方針等連絡協議会が行なわれていることや、審議の内容の広報の方法はいかがでしょうか。その協議会の審議状況と来年度の行動計画の予定は、

3として、上記以外の他の組織や庁内でゼロカーボンの勉強会や研究会があるのかどうか。

4、今後の住民や事業者への啓発活動の予定は、

5、協議会で議論は進められていますが、村の方向性に決定的な影響力を持つ村長の意見・方針として、気候変動・気候危機、脱炭素の問題をどのように捉え、この村のかじ取りをしていくお考えでしょうか。

あと4年ほどの2025年をキーワードにお答えください。よろしく申し上げます。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 尾川議員から取り組みやすいゼロカーボンの政策について5項目のご質問を頂いておりますので、答弁をさせていただきます。

1点目の白馬村再生可能エネルギーに関する基本方針等連絡協議会の審議内容の広報の方法についての質問ですが、会議の資料と議事録については、村のホームページで随時、公開をしているところであります。また、傍聴についてであります。当初は予定をしておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から傍聴をやめている状態が続いていますことは、ご理解を頂きたいというふうに思います。

2点目の白馬村再生可能エネルギーに関する基本方針等連絡協議会の審議状況と来年度の行動計画の予定についてお答えをいたしますが、本定例会、冒頭の挨拶でも申し上げましたが、10月末に第4回の協議会が開催をされ、再生可能エネルギーを利活用する施策と目標値、省エネルギーの取組みに関する事項等についてまとめの段階に入っており、おおむね予定どおりのスケジュールで進んでいると聞いております。

審議状況については、第1回では行動計画の作成方針や調査方針、スケジュールについて。第2回では勉強会とエネルギー消費量の把握方法について。第3回では定量目標とビジネスモデルについて。第4回では定性目標とビジネスモデルについての協議が行なわれ、あと2回の協議会で取りまとめる予定と聞いております。

ただし、本計画策定に当たり、国の補助金を活用して調査及び計画策定業務を行なっており、国への報告書の提出期限は1月の末となっているため、国への報告は1月末とし、協議会としての最終計画書については、国へ報告をする報告書をベースに年度内に完成し答申される方針となっております。

ります。

来年度の行動計画の予定は、答申される計画書に沿って、住民と事業者の行動計画を実行に向けて、行政と住民、事業者が一丸となって取り組んでいきたいと考えております。

3点目の他の組織や庁内でゼロカーボンの勉強会や研究会などがあるかについてですが、庁内では、平成30年度に白馬村木質バイオマスの資源活用検討協議会により、白馬村公共施設における木質バイオマスの発電、熱利用設備導入計画を策定をし、公共施設としてのFS調査は終了しましたが、調査結果から見える本村の今後における木質バイオマス活用の流れを確認することができました。また、令和元年度には白馬村庁内小水力発電研究会により報告書を作成をしております。このほか、白馬村観光局ではコロナ禍でのリカバリーロードマップの一つとして注目される循環型の経済モデル、サーキュラーエコノミーをテーマに、地域のあるべき姿を提唱し実装を目指すプロジェクト、グリーンワークハクバを行なっていると聞いております。また、ハクババレーツーリズムでは、ハクババレーSDGsビジョンを制定し、山岳エコツーリズムの聖地の実現に向け取り組んでいるというふう聞いております。

4点目の今後の住民や事業者への啓発活動の予定についてですが、協議会の協議内容につきましては、これまでと同様、ホームページに資料と議事録を公開していきますので、御覧をいただきたいというふうに思います。また、計画策定後には本編に加えて概要版を作成をすることとしておりますが、これらの住民や事業者に対して、様々な媒体を通じて周知や行動の呼びかけを行なってまいりたいというふうに考えます。

最後に、2025年をキーワードに村長の意見・方針はについてお答えをいたしますが、気候変動・気候危機、脱炭素の問題ですが、日本でもこれまで感じたことのない酷暑、そしてまた台風の強力化、短時間における集中豪雨など、全国各地で気候変動に起因すると考えられる異常気象が多発をし、これによりまして多くの被害が発生をしているところであります。人類の活動を原因とする気候変動によって劣化する地球環境は、もはや持続可能とは言えず、危機的状況にあると認識をしております。地球温暖化に起因する気候変動は、本村にとって極めて深刻な脅威であり、雄大な自然の恵みを受けてきた本村だからこそ、村民とともに気候変動に対して行動を起こさなければならぬと考え、気候非常事態宣言、ゼロカーボン宣言に至ったところであります。

協議会の中の資料を見ますと、化石燃料の削減による先導的シナリオにより、二酸化炭素の排出統計に用いられる各分野において、積極的な再生可能エネルギーの導入、省エネ技術向上と電源構成改善等を行なうことにより、白馬村は2050年にゼロカーボンを達成することができることになっております。また、再生可能エネルギー100%域内調達についても努力次第では可能という資料が示されております。

私は常々、1人の100歩より100人の1歩という言葉を使っておりますが、気候変動対策への取り組みについては、まずは村民一人一人が関心を持つこと、なぜ現在のような状況になったか周

りの人と話すこと、そして発信をすることなど、お互いに意識や認識をすることが大事というふう  
に考えております。この計画策定を皮切りに、村民一人一人が気候変動の問題に対し、決して他人  
事として捉えるのではなくて、一步一步できることから取り組んでいけたらというふうに思ってお  
ります。繰り返しになりますが、白馬村はこの雄大な白馬三山をはじめ自然環境を財産として発展  
をしてきた街であります。地球温暖化に起因する気候変動は、本村にとっても極めて深刻な脅威と  
認識をしており、2050年のゼロカーボン達成に向け、2025年はその通過点となりますが、  
村民と事業者、行政が一丸となり取り組んでまいりたいというふうに考えております。そして、こ  
のすばらしい財産を後世に残してまいりたいというふうに思っております。したがって、キーワ  
ードと言えるものは、1人の100歩より100人の1歩の取組みを進めるということが言えると思  
います。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。尾川議員、質問はありませんか。尾川議員。

**第5番（尾川耕君）** ご答弁ありがとうございます。

まずは、村長に確認したいことがあります。

白馬高校生が中心になって、2019年9月20日にグローバル気候マーチ in 白馬が行なわれ  
ました。120名ほど参加があったと聞いております。そして、村長にメッセージや署名を渡され  
ました。白馬は、国内で3番目に気候非常事態宣言をした村と記憶されています。長野県よりも早  
く宣言をしております。村長はなぜ気候非常事態宣言をしたのですか。それまで温暖化や環境問題  
に興味があったからですか。その情熱はどこから湧いてきたのか。個人的な感情と村長としての立  
場、両方あるかと思えます。いかがでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 宣言に至った村長の思いをという質問というふうに捉えて答弁をさせていた  
だきますが、まず、白馬村が観光で生きる村として、非常に雪が年々少なくなってきているという、  
そんなことが原点にありました。そういった中で、アメリカのユタ州、パークシティの方が白馬  
村においていただきまして、この環境問題について講演会をしていただきましたが、その中で、長  
野県の阿部知事も参画したわけでありますけれども、これからこの気候非常事態は非常に問題だと、  
このまま行くと本当に雪の降るときも雪が降らなくなる、観光地としてこの白馬村は冬のシーズ  
ンのなりわいが、事業として行なっているわけでありますけれども、この冬のスキーが、お客様が来な  
いということになっては大変なことだというような、そういったことが一番の原点であります、  
そんな中で、白馬高校生を含めていろんな方たちが白馬駅からこの白馬村役場までパレードをして、  
地球温暖化、気候非常事態ということで私のほうに要請書を提出をされたところであります。そん  
な中で、庁内でもいろいろな検討をする中で、白馬高校生やそれから一般の村民の人たちの情熱に  
も動かされたということはありますけれども、一番の原点は雪が少なくなるということ、そしてまた、

気候変動によって災害がまた発生すること、そんなことも含めて宣言をしたところであります。よろしいでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。尾川議員、質問はありませんか。尾川議員。

**第5番（尾川耕君）** ありがとうございます。やはり、これは村長を含め、みんなの課題だと感じました。しっかりやっていきたいと、僕も更に思いました。

それで、もう一つ質問です。ここに白馬村第5次総合計画があります。後期の計画です。2021年から2025年の計画です。この3月に発表されきれいな冊子になっております。これは村の最上位の基本構想・計画と思っているんですが、村にとって、村民にとって、行政マンにとってどういう位置づけになるのでしょうか。お願いします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** 総合計画につきましては、尾川議員おっしゃるとおり、村の最上位計画という位置づけになります。当然、総合計画の前期計画においては、基本構想というものを本村においては議会の議決事件としておりますので、計画からすると一番上位につけるものということでご理解いただければと思います。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。尾川議員、質問はありませんか。尾川議員。

**第5番（尾川耕君）** やはり、最上位の計画ということで、分かりました。

少し余談ですが、先日行なわれたマスタープランのワークショップの参加者、70人ほどであったと思います。多目的ホールにたくさんの人が集まって意見を出し合っていました。私も出席し、6名ほどのグループの中で話しました。その中に、白馬に移住したいと考えている人がいて、会が終わってからその人が私に言いました。「白馬を愛している人がこんなにいるんですね。素直に感激しました」とおっしゃってくれました。役場と一緒にむらづくりをしていきたいと思っている人は、ほかの地域より多いように感じます。再エネ協議会は熱い議論になっていると聞いております。一緒に考え、みんなで行動する。そんな方向になっていけばと思っております。

気候非常事態宣言の、宣言の一つとして、村民とともに白馬村から積極的に気候変動の危機に向かい、他自治体の取り組む模範となりますと宣言されております。しかし、この白馬村の第5次総合計画の後期計画の中には、67ページに書いていますが、行動計画の策定の目標値が令和7年、2025年となっております。ということは、実際の行動は2026年から開始するということになるのでしょうか。遅すぎはしないでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** 総合計画につきましては、KPIということで目標値を設定しております。これまで前期の計画の中でも、目標値の設定というのは変更している項目もありますので、これの策定した時期というのが遡ることになりますから、タイムラグがあります。その辺につ

いては状況を見ながら目標数値、K P I への設定変更ということはこれまでも行なっておりますので、変更は可能ということで理解いただければと思います。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。尾川議員、質問はありませんか。尾川議員。

**第5番（尾川耕君）** ということは、来年の4月から何か行動を起こすというふうに考えてもよろしいでしょうか。先ほどの村長の答弁では明確な回答が無かったような気がします。来年4月から何か具体的に行動を起こすのでしょうか。よろしくお願いします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** 具体的な行動につきましては、村長の答弁にもありましたように、まず、定量目標ということで、いわゆるCO<sub>2</sub>の、いわゆるゼロカーボンを目指す取組みについてどうしていくのかというのは、これはもう少し協議会から発展した中で話を詰める必要があるであろうというふうに事務局としては考えております。その一方で、定性目標、これはいろんな環境負荷の軽減とか、ゼッチ（Z E H）、いわゆる住宅とか、ゼブ（Z E B）、事業者のビルとか、いろんなやり方がありますので、そういう周知についてはやっていきたいというふうに考えております。

ただ、既に、例えば平成24年に策定した地球温暖化対策地域推進計画であるとか、平成29年にはクールチョイスの宣言を行なっております。そういうことが実際になされていないということがありますので、改めてそういうものを今回の再生可能エネルギーと併せて周知することを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。尾川議員、質問はありませんか。尾川議員。

**第5番（尾川耕君）** 先ほども言ったように、やはり早く早くやるべきだと思います。2025年を通過して2030年に半分に減らす。これは驚異的に減らしていかないとやはりいけない問題だと思います。そこで、まずは公共施設とその他に分ければ、それぞれ二酸化炭素排出量はどうなっていますか。協議会のほうで既に計算はしていますか。お答えください。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** 公共施設とその他という分け方での計算はしてございません。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 尾川議員、質問はありませんか。尾川議員。

**第5番（尾川耕君）** 一般的に考えれば、公共施設の関係のほうが、やはり全体のパイからすれば非常に小さなものだと思います。しかし、役場でやろうと思えばすぐに行動を起こせる場所です。予算が幾ら増えるか分かりませんが、この質問のタイトルにした取り組みやすいゼロカーボンの方法です。お配りしたレポートを御覧ください。

日本の温室効果ガスの排出量の約91%が二酸化炭素から、そのほとんどが化石燃料——石炭、

石油、天然ガスからです。上から2つ目の図2の電力グラフです。全体の75%が化石燃料などを燃やして二酸化炭素を出しています。日本の二酸化炭素排出量全体の約32%が電力由来とされています。なので、2050年までには全ての火力発電所から、水力や風力、太陽光発電に替えていくことになります。

2016年、電力小売の自由化によって、誰もが簡単、早ければ5分で、電力会社やプランを変更して再エネ電力を利用できるようになりました。だから、役場庁舎やふれあいセンター、ウイング21、学校等の公共施設に再エネ電力100%をすることは簡単です。もちろん、次に数年かけて、1歩ずつ、地域内にミニ水力発電やほかの再エネ発電などを造って、そしてその電力に切り替えて、そういった必要がありますけども、やっていくことはできます。そのほかに、省エネ対策の断熱改修や節電、公用車をEVやハイブリッドに替えたりすることはできないでしょうか。

住民や事業者から、もっと格段にたくさんの発生源になっております。ここで、気候非常事態宣言でうたうところの、村民とともにということが重要だと思います。既に住民一人一人、役場の職員も含めみんなが、先ほど村長が言ったように、大雨や異常気象、そして最大の雪不足の影響をまろに受けています。子供たちや孫たちにとって、もっともっと強く影響を受けることになります。だから、村民とともにみんなが一丸となって取り組んでいかなければなりません。今すぐにも、遅くとも来年春から村民や事業者に対して積極的に啓発活動を行なっていくべきだと思います。

広報はくばやホームページではもちろんのこと、独自のリーフレットを季節ごとに発行したり、エコ系の団体や観光協会、旅館組合等の諸団体、自治会などの協力を得ながら勉強会なども行なっていくべきだと思います。いかがでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** まず、先ほどの分類のところ、行政とその他ということで、その分け方はしてないということをお答えさせていただきましたが、もう少し説明をさせていただきますと、今回のこのCO<sub>2</sub>排出量につきましては、産業形態別、いわゆる部門別にそれぞれ算出をしているということです。本村における電気由来のCO<sub>2</sub>の量、それと化石燃料における量というものも、これも既に算出をしているという状況です。

それと、これを村民に知らせるという部分については、現在、最終の取りまとめとして2回ほど残してはありますけども、その中で住民の皆さんや事業所の皆さんにゼロカーボン住宅の推進やゼロカーボン対策の推進、環境行動の推進、モビリティの変革等と呼びかける予定にしておりますので、その媒体については出来次第、概要版として作りますので、それについては配る方針で考えているというのは村長の答弁にもございました。

あと、公共施設の自然電力の利用につきましては、既に総務課で一括してまとめているものもあれば、担当課で個別にやっているものというものもありますけども、既に10を超える施設についてはそのような契約となっておりますので、この辺も協議会の中で話をし、変動制がいいのか、

定率がいいのか、その辺についても安易な取りかかりでなくというようなお話も出されております。まさしく、尾川議員が幾つかの説明をされましたが、その内容というのは、協議会の中で議論されている内容ですので、それをいかに分かりやすく住民の皆さんに配るように整えるかということ、我々、今、取り組んでおりますので、できたらその辺を見ていただき、指摘等があればいただければと思います。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。尾川議員、質問はありませんか。尾川議員。

**第5番（尾川耕君）** しっかりと広報に努めていただきたいと思います。

最後の質問です。村長に質問です。

村長には、とても強い郷土愛があると感じております。また、お孫さんもいらっしゃると聞いています。子供たちや孫のため、未来を守り、地域を守ることは大人の責任だと思います。今、まさに地球全体が世界の子供たちの将来の生存が脅かされています。そう感じるからこそ、グレタさんは活動を始め、白馬高校生や中学生、世界中の若い世代が世界を変える行動を始めています。この村を、村の未来を変える絶大な権限が下川村長にはあります。2期、村長を務め、その前は議員や議長でもありました。村長の権限は、大統領や知事などと同じ、非常に強い権限です。気候非常事態宣言やゼロカーボンシティ宣言を発令した村長として、もっと積極的に行動を始めてみませんか。ゼロカーボンの方向性を村民の皆様にも明確に示し、例えば、保育園や小中学校、管轄は違いますが白馬高校に再エネ100%の電力を導入する。まず、それを導入して、それから2030年頃までに村内で新たな再エネ電力を建設していく。そんな方針をしてみませんか。村長のご意思をお尋ねいたします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 村長は郷土愛があるということをお褒めをいただきまして、本当に背筋がかゆくなるような思いをしていたところであります。

先ほどの繰り返しになりますけれども、この非常事態宣言に至った一つには、我々、これだけのすばらしい景観は次の子供たちに受け継いでいかなければいけないというそんな思いも一つにあったことは事実であります。先ほど来、いろいろな村民に対してもしっかりと村としても広報をしていかなければいけないというふうに思っておりますが、先ほど総務課長が言ったように、今、協議会でいろいろ議論をしておりますけれども、そんな内容を村民の方々に周知をしまいたいというふうに思っております。

そしてまた、白馬村は特に水の関係が豊富でありますので、できるだけ小水力発電の推進ということは私も念頭に置いているわけでありまして、できれば、今、尾川議員の言ったような、そういった、例えばスキー場で使う電力とか、そしてまた、学校、そういったところに白馬村で生産した小水力の電力を使うということは、非常に大事であるというふうに思っております。そんなこ

とで、自然というか、電力の関係についても推進をしてみたいというふうに思っておりますけれども、お金のことを言えばいけないんですが、結構経費がかかるというようなことで、やることによって効果は上がることは分かっておりますけれども、先ほどの予算編成のときの話もありましたけれども、できるだけそんな方向で進めていければなど、こういうふうに思っておりますので、そんなことでご理解を頂きたいというふうに思っています。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。尾川議員、質問はありませんか。尾川議員。

**第5番（尾川耕君）** 村長、ありがとうございます。確実な1歩を踏み出してください。残り僅かか、まだ延長して村長を続けてくださるか分かりませんが、しっかりよろしくお願いいたします。

続いて、第2問、コロナ対策のほうに移りたいと思います。

コロナ対策、観光客に安心、安全な白馬をアピール。

昨年の1月、2月から国内に広まったコロナのため、国内、国外、個人、エージェント、修学旅行、スポーツ合宿、大会、イベントなど、全ての観光需要が激減し、多くの事業者が非常に苦しい経済状況に耐え忍んでいます。

今までは、国民1人、一律10万円の特別給付金をはじめ、一時支援金や月次支援金、県特別応援金や国の雇用調整助成金などを使いながら、税金の免除や猶予、銀行の返済猶予や借換え、追加融資など、様々な方法を駆使して耐え忍んでいるのが実情ではないでしょうか。

そんな中、村の経済対策として、先の11月臨時議会で6,920万円の予算として、白馬Payキャンペーンを行なうことは消費の活性化や観光消費の獲得につなげ、白馬にスキー客や観光客を誘致するものだと思います。金銭的なインセンティブだけでなく、安心、安全な村をキーワードに、村の政策を積極的に発表、アピールして、ウィズコロナ的な社会経済活動に変化させる必要があるのではないのでしょうか。

そして、先日、商工会との懇談会がありました。その中で、ウィズコロナ、アフターコロナを乗り切るための検討委員会の報告や要望を受けました。また、私が各方面で村民に対し、コロナ関係のインタビューをして感じたことと同一のことがいわれていました。例えば、情報発信、村のホームページやフェイスブック、紙媒体で発信しているコロナに関する情報は、散在して非常に分かりにくい。その他の広報手段、広報はくば、スマホアプリのマチイロはくば、白馬村防災ナビ、広報無線等うまく連携が取れていない、活用しきれていないこと。具体的には、ホームページの新型コロナウイルス感染症状況のほうも、見出しの一覧で一つ一つを開いていかないと必要な情報が見つかりません。また、申請受付開始や終了間近なものや、既に締め切ったものなど、分かりやすくする工夫が必要ではないのでしょうか。さらに、役場の窓口や電話も一本化されておらず、サポートを受けにくい状況です。

そんな中、観光地白馬は冬を迎えようとしています。白馬の冬の観光産業の特徴として、スキー客、旅行者が少しでも入り始めると他のことがストップしてしまいます。考える余裕がなくなりま



す。先シーズンのような村内の感染拡大が無ければ、そして第6波が無ければ、また波が小さければ、ワクチン接種も進み、コロナ対策にも慣れた国内在住者が去年より多く白馬を訪れると予想されます。政府も新たにワクチン検査パッケージの導入やGo Toトラベルを来年1月末ぐらいに再開しようとしています。その情報が的確に事業者や住民に届くのか、また、受入れ準備がしっかりできるのか、そのことが非常に気になります。先に示したように、村からの情報発信がうまく伝わっていない状況なので、政府の新しい施策が始まることへの不安が大です。

そこで質問です。1、村は、住民や事業者へのコロナ影響等を調べるアンケートなどを行なったものか。

2、行政ホームページやその他の広報手段を用いて、コロナ関連の情報、国や県、村独自など、より伝えやすくするための対策は行なわないのか。今のままで十分と考えるのか。

3、観光客に安心、安全な白馬を積極的にアピールしないのか。

4、グループメール等を活用し、事業者や住民を含め情報を共有し、各事業者等が持つ情報や行なっている対策、アイデアを共有できるような仕組みが作れないのか。

5、住民や事業者向けのZoom等を活用したオンライン研修会を開催できるような準備をしているのか。

6、上記を円滑に進めるにもコロナ関係全般の情報を統括する担当者、またはチームなどを作る考えはないでしょうか。

以上です。よろしくお願いします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 尾川議員から2点目のコロナ対策、観光客に安心、安全な白馬をアピールについて6項目のご質問を頂いておりますので、答弁をさせていただきます。

1点目の住民や事業者へのコロナ影響などを調べるアンケートは、村としては実施はしておりません。ただし、アンケート調査ではありませんが、村内の産業経済や雇用情勢、金融市場を取り巻く感染症の影響については、北アルプス地域振興局、商工会、観光局、村内金融機関、村が集まり定期的に情報の交換や情報共有を図っております。本年度は、これまでに6月、8月、10月に開催をしております。そこでは、事業者における資金需要や見通し、経営相談から見える地域の情勢や経済分析について報告を頂くほか、県や村が実施する支援策に対するアドバイスも頂いているところであります。

2点目の行政ホームページ等の広報手段を用いてコロナ関係の情報発信についてのご質問ですが、これまで一番多くの情報提供と各種支援の対象が幅広かった時期は、令和2年度の年度当初の頃であり、国や県の各種施策をはじめ、村関係も徴収猶予等の情報を頻繁に提供をしておりました。この頃は、事業者から住民まで幅広く各種施策が同時に進行しており、住民に対しても分かりやすいものが必要であり、ここで判断したのは、村ホームページに加え各課からの個々の情報の発信では

なく、ペーパー1枚程度で分かりやすく、誰がどのような内容、支援で、どこで相談できるかといった施策の一覧のチラシを作成をし、ホームページや総合窓口でご案内をさせていただくなどにより乗り越えてまいりました。これらが十分と考えるかと言われると、それぞれの制度において必要な場合は対象者にダイレクトメールも出しますし、事業者支援についても関係するそれぞれの機関と連絡、調整をしながら進めてきた点では、大きな苦情や不満を頂いておりませんので、大きな問題は無かったというふうに判断をしております。

3点目の観光客に安心、安全な白馬を積極的にアピールをしないのかについてお答えをいたしますが、村として注力すべきは、安心、安全な白馬を裏づける行動を村内で徹底することであると考えます。その一つとして、希望する村民が安全かつ安心に、スムーズにワクチンを接種できる環境を整えることが代表例であります。従業員の検査体制の強化そしてまた支援や、会社寮等の感染予防対策などを含めた感染症対策事業を確実に実行することが求められており、そのうえでの情報発信であると考えます。こうした安心、安全な観光地を目指した取組みについて、ハクババレーとして情報を発信してまいります。

4点目のグループメールなどの活用についてお答えをいたしますが、尾川議員が言うとおおり、グループメールのメリットとしては、チーム内でのスムーズな情報共有に役立てたり、コミュニケーションツールとして活用したりすることができることから、一般論としてはツールの一つとして役立てる場面はあるものと考えます。その一方で、グループメールを利用する際に、特に注意をしたのが情報の漏えいとしております。グループメールは、手軽に利用できる一方で、事前の設定を誤ると情報漏えいのリスクがあるという注意点もあり、セキュリティ面の充実度はあまり高くないため、活用は個人間にとどめ、ビジネスシーンでは控えたほうが良いと指摘をしているウェブも見受けられます。結論といたしましては、まず、行政として議員が提案する各事業者が持つ情報や対策、アイデアをこのようなツールに頼らなければ共有できないことなのか。そもそも、行政が行なう内容なのか、ツールを使うのであればどのような使い方がよいのかを整理することが必要と考えます。

5点目のZ o o m等のオンライン研修についてであります。白馬村ではZ o o mのライセンスを取得をしておりますので、既にオンラインの研修開催は可能であります。ただし、100名を超える規模となるとライセンス上、対応できないような状況であります。

最後に、コロナ関係全般の統括するチーム等についての考えであります。2点目の質問でも触れましたけれども、感染拡大、当初から第5波までの間、幅広い施策や緊急性を兼ね備えた時期を乗り越えた現時点で、必要かと言われると、必要ないというふうに考えます。

以上、2点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。尾川議員の質問時間は答弁を含めあと9分30秒です。尾賀議員、質問はありますか。尾川議員。

**第5番（尾川耕君）** もう、9分ほどしかないので——ちょっと待ってください。失礼しました。残すところ僅かなのでうまいことしゃべられなくなっちゃいましたけども。

私がここで指摘したいのは、情報発信の専属する人が役場の中に1人、必ず必要ではないかということ。それが、ITができて、もちろん見出しを作ったり、イラストを作ったり、簡単にまとめて村民にしっかり伝えれる、そういうことができる人材が1人は必要なかと考えております。今、村の中で、役場の中でそういった技能を持った人はいるでしょうか。お答えください、お願いします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** どこまでが対応できる職員なのかという部分がありますけども、例えば、アドミニストレーターを持っているとか、そういう資格自体を持っている職員はおりますけども、情報担当者として異動する際に、それを持っていなければそこに行かないのかというふうになれば、それは話が別というふうに思いますし、それぞれ情報担当者も一生懸命やっております。つまりいたときには、過去の情報担当がそれぞれ年数をこなしておりますので、そのグループ間でいろんなやり取りをしているという実態もあります。当然、なかなか難しいこととかがあればベンダーであったり、県ではDXの推進課というものもありますので、そういうところにも相談をしながらということに対応しております。

専門の職員を必要とするかどうかという部分については、今後進められる国のガバメントクラウドの進ちょく等を見ながら、なかなか今の職員の知識では無理だというふうになれば、そういうことも考えなければならない時期も来るかもしれないということでお答えさせていただきたいと思っております。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。尾川議員、質問はありませんか。尾川議員。

**第5番（尾川耕君）** 議長、あと何分ですか。

**議長（太田伸子君）** 6分14秒です。

**第5番（尾川耕君）** 白馬村の広報自体が、いろいろ僕も書き出してみたんですけども、広報はくばから始まって、マチイロとか、行政無線とか、ケーブルテレビ、フェイスブック、いろいろと数えてきたらありました、13ほどありました。それを全て統括するというか、全ての情報をきれいに整理して届ける、そういう仕組みもやはり必要ではないかなと感じております。

そこで、先ほどの松本議員もおっしゃったように、やはり職場の職員がしっかり技能を身につけて、しっかり目配りをしてやっていく体制が必要だと感じております。コロナの関係でいろいろな勉強会とか、いろんなことができなかつた、そして飲み会とかもなく、役場の職員同士の横の交流がなかったのかもしれないかもしれません。その辺をしっかりと密にしながら、そして新しいこと、ITを含め、海外のことを含め、いろんなことの情報共有しながらみんなで勉強していく、みんなで高め

合っていくつというような組織づくりをぜひともして行ってほしいと思います。これをやることによって、しっかりと皆さんがやってる仕事、大変な仕事たくさんやっていると思います。それが村民の皆さんにしっかりと伝わるようになると、私はそう思っています。だから、IT専門家とは言いませんけども、広報専門家、それをしっかりと統括できるような仕組みづくりをどうか考えてほしいと思います。

以上で、質問を終わらせたいと思います。ありがとうございました。

**議長（太田伸子君）** 質問がありませんので、第5番尾川耕議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

**議長（太田伸子君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第11番丸山勇太郎議員の一般質問を許します。第11番丸山勇太郎議員。

**第11番（丸山勇太郎君）** 11番丸山勇太郎です。

私は本日2問質問いたしますが、早速1問目の質問に入ります。

公園、ポケットパークの管理と整備についてです。現在、改定作業中の都市計画マスタープランでのアンケート、あるいはワークショップ、過去の各種計画づくりでのそれらを通じても、公園整備の村民要望は相変わらず多く、また、村民が憩える小規模公共スペース、いわゆるポケットパークも望まれています。村内には、あるいは役場周辺にも、かつてそれなりの目的で整備されながら管理が行き届かず、村民や観光客の利用に供せない公園やポケットパークがあり、さらに将来的にもその価値や可能性を期待されながら、結局活かされていない場所があります。次の場所について、現在管理や整備がどうなっているのかを伺います。

- 1番、役場の中庭。
- 2番、保健福祉ふれあいセンター南側の親水広場。
- 3番、白馬東山自然園。
- 4番、世界の樹木園。
- 5番、ふれあいの杜公園。
- 6番、松川河川公園。

お願いします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 丸山議員から、公園、ポケットパークの管理の整備について6項目の質問を頂いておりますので、答弁をさせていただきます。

1点目の役場の中庭につきましては、ご質問要旨のポケットパークとは若干異なりますが、この役場庁舎の建設時に、外構工事の池を含めた庁舎の敷地内にありますので、庁舎管理の一環として

総務課直営で管理をしているところであります。

なお、今後において整備が必要と考える役場庁舎空調設備の改修等を見据えた場合には、耐震化工事を終了した既存建物本体には影響を少なくすることも視野に入れると、この中庭を、必要となる設備の敷地として有効活用することも検討が必要というふうに考えております。

2点目の保健福祉ふれあいセンター南側の親水広場については、庁舎管理と併せて総務課を中心に社会福祉協議会等と連携をして管理を行なっておりますが、主には草刈りや枯れ葉の片づけ、ごみ拾いなど、状況を見ながら行なっているところであります。

3点目の白馬東山自然園は、地域の要望により、平成9年から平成11年にかけて県営ふるさと水と土ふれあい事業を導入し、遊休荒廃化を防ぎ、自然保護、景観形成、水環境保全を掲げ事業を完了いたしました。事業竣工後は、地元飯田区で維持管理を実施しておりましたが、地域住民の高齢化や維持費の捻出が困難となったことや、事業当初に植栽をしたアヤメ、ハナシヨウブなどの植物が野生鳥獣の被害に遭い全滅してしまうなど、維持管理が困難の相談があり、現在は地元飯田区から地元企業である白馬森のわさび農園が管理を引き継いで、周辺一帯の維持管理を行なっているところであります。

4点目の世界の樹木園の管理と整備についてお答えいたしますが、この樹木園は長野冬季オリンピックパラリンピックの開催を記念し1997年に完成したもので、毎年2回ほど草刈りを担当課の職員で行なっておりました。管理が十分に行き届いておらず、樹木園の中をゆっくり散策できるような環境にはありませんでしたが、村民ボランティアによる草刈りの協力があり、本年予算をかけずに改めて整備をする中で、ベンチを置き、樹木のネームプレートを設置する等いたしました。このため、文化祭の機会を利用し、散策をしながらクイズラリーを行ない、村民に樹木園を歩いていただく機会を設ける等の取組みを行ないました。今後は草刈りを中心とした整備を行ない、更に憩える場となるような管理を行なってまいりたいというふうに考えております。

5点目のふれあいの杜につきましては、敷地内に白馬リサイクルセンターが建設をされたことにより、今後の整備について、地元区と調整をしてまいりました。現在、駐車場に仮置きしている石彫を令和4年度に本設置するに当たり、設置場所について石彫家と現地を確認の上、地元区に説明する中で、今後の整備についての協議調整を行ないました。

丸山議員も地元の議員としてお聞きをしていると思いますが、ふれあいの杜整備についての地元の意向として、ふれあいの杜は地区から外れた所にあり、観光施設に位置づけた公園として、行政側で維持管理を行なって欲しい。また、施設ができたからといって、区として管理することは難しい。地元のことが分かる関係のある専門家による全体構想を立ててから徐々に実施する等、ふれあいの杜を中心に広いエリアで緑化していく方向としてほしい。まずは石彫の移設を、来年度実施をし、その後松川の河川公園と道路百選等を含め、全体的な村の観光公園化に向けたステップとしてプランづくりを進めてほしいといったご意見を頂いております。

村といたしましては、まずは来年度の石彫の移設を優先し、移設後の様子を参考として、今後の整備方針について検討をしてみたいというふうに考えております。

最後に、松川の河川公園につきましては、建設課が主体となって管理をしておりますが、両岸にあります芝生広場につきましては、委託により年三、四回ほど芝刈り作業を行なっておりますが、左岸の管理道路沿いにつきましては、建設業組合等のご協力を頂きながら、草刈り等日常の管理に努めているところであります。

以上であります。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

**第11番（丸山勇太郎君）** 答弁いただきましたが、今回、私、この上げました6つの所、場所、共通点は活かされていないということ、それとごく一部を除き、管理が行き届いていないということです。このほか、奈良井ですとか木流川の塩の道上部の公園の部分のこともありますけども、今回はこれらについては触れないでおきます。

今、村内でちゃんと管理されている公園というのはグリーンスポーツと、サンサンパークと、大出公園ぐらいかないというふうに思っております。私の今回の質問は9月議会の一般質問の続きのつもりです。私は、9月議会のときにこのようなふうに言いました。「白馬村にとって、景観でもてなすという考え方が大事」だと。特に観光地として、これから持続可能な、本当に村長が言う国際山岳リゾートにしていくためには、景観でもてなすという考え方が必要だと思います。この考え方で姿勢こそが、今言いましたように真のリゾートになっていく道ではないかと。でもですね、新しく予算をかけなくて、予算をかけて造成しなくても、これだけの場所があるということです。要は活かし次第。ろくに管理されず活かされていないという状況があるわけです。プラスアルファで遊具などを用意すれば、あるいは子供が喜ぶ仕掛けが何かあれば、お母さん方の要望にも応えられるのではないかとこのように思っております。

では、順番に行きますけども、参考に写真を用意いたしました。お手元の写真をぜひ御覧ください。

役場の中庭、毎日玄関ホールを入れればこの景色が目に入るわけですけども、これを見てどう思われますでしょうか。あるいは2枚目、私、これの方がもっと残念なんですけども、これ、保健福祉ふれあいセンター横の親水広場、建設後間もなくの写真が探したらありましたので、それをスマホに撮って貼り付けたんですけど、結構きれいに再現されておりますけれども、それとその下は現在の様子です。一番手前の桜は、これ、恐らく枯れてるのではないかとこのように思いますが、村長、この写真を見てどう思われますか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 別にどうは思いませんけども、荒れてるなという感じはしております。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

**第11番（丸山勇太郎君）** いや、この写真見てどうにも感じないんですか、村長は。あ、そうですか。

さっきも言いましたように、景観でもてなすというような気持ちが無いとですね、このままでいいのかっていうことになるわけですけども。例えばこの役場の中庭、ちょっと辛辣な言い方をすれば、私には泥の池とまき割り場にしか見えません。役場がみつともないとかみすぼらしいとかの声もあるというふうに聞きます。それは庁舎の壁の汚れだけではなくて、この中庭から受ける印象もあると思いますけども。

そこで質問です。これ、ちょっと手をかければきれいになるんですよね。別の目的で使うというようなことも将来的にはあるかもしれませんが、取りあえずはみんなの目に触れる場所なわけです。まずは樹木の手入れと草刈り、それとこの池の掃除、あと、このまき割り場状態になっていることなんですけども、どこかこれ、別の所でできないかどうか、ちょっとその辺をまずお聞きします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。横山副村長。

**副村長（横山秋一君）** お答えいたします。

まず、役場の中庭につきましては、日々の庁舎管理の中では草刈りは頻繁に行なっておりますが、どうしてもこういったふうに伸びた日の状態ではこういうふうに見えるときもあります。これは庁舎管理の中で、美化には努めてまいりたいと思っております。

まき割り場につきましては、確かに村民ホールから見える範囲内では極力目立たないようにしては行きたいと思っておりますけれども、ほかに、いわゆるストーブ設置場所との距離等での中に置きますと、やはりこの中庭を活用していきたいというふうには考えております。あんまり散乱したくないようなことは心がけていきたいというふうに思います。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

**第11番（丸山勇太郎君）** この割ったまきもですね、それを村民ホールのガラスの内側、外側にずっと積み上げてるわけですけども、せっかくコロナ前はロビーコンサートなんかも開いてた場所なんですけども。それで、誰でも弾けるピアノも寄贈していただいて、それを据えてですね、そこがまきを積んだ状態で、再びコロナが終息した後、今、音風コンサートとかいう言い方で、ケーブルテレビでしか放映できてませんけども、再びあのホールでのこのコンサートが開けるような姿にだけはしておいてほしいな、外の様子も含めてですね、そのように思います。

次、2番目のふれあいセンター南側の親水広場です。これは木流川のかつての県営の水環境整備事業で、国道から上流1,000メートルに、当時2億円が投じられた事業のその一環として造られたものでございます。事実上の起点は国道ではなくて、このふれあいセンター前の親水広場なわけ

です。当初は、この写真にもありますとおりヤマザクラとベンチを配しまして、緩い階段で川の中へ降りていって川遊びもできるという、文字通りのポケットパークなわけです。今、そのヤマザクラは手入れをされず、恐らくこの一番手前の桜、これ枯れています。草は伸び放題状態、ベンチも傷んでいます。さっきは、手入れはしているような答弁がありましたけど、私はそこを手入れしているというには思えないわけですが。ちなみにこの水環境整備事業の時に、裏の駐車場に向かう川沿いにはコブシを植えてありますけども、その入り口から2番目のコブシももう既に枯れております。

副村長に再度質問いたしますけども、役場の管理責任者であり社協の理事長でもある副村長に質問いたします。

同じ役場の敷地内で、事実上、第2庁舎化しているふれあいセンター、その所管は健康福祉課ということですが、そこにまた社協も入っているわけです。この健康福祉課、社協が、かつてあそこに「せみとんぼ」が入っていた時には、あそこの子供たちとかその指導員の方々で手入れなんかもしてたわけですが、今それいなくなったら、社協が入っているながら、何かこう見て見ぬふり状態なわけですが。また3階には教育委員会も入ったわけです。ほんのちょっとの時間で手入れはできることではないかと思いますが、結局自分事として手入れする気はないのかなど。そもそもですね、このかつて厚生省事業でやったからふれあいセンターは所管は健康福祉課だっているんじゃないかと、この役場敷地内はさっきも言ったように、この中庭も含めて全部施設も敷地も総務課が一括に所管して管理すべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。横山副村長。

**副村長（横山秋一君）** まず、この写真拝見いたしました、これはもう素直に反省するところであります。もっと私がですね、目配りをする必要があるということは感じました。

確かに庁舎敷地内なので、庁舎管理の一環というのは、それはそれでいいと思いますので、そういった方向では行きますが、あくまで1番目にするのはやはり社協の職員であったり、ふれあいを使う人間でありますので、そこら辺はそれぞれ自主的な申告によって、どういう方法を取るかは別にしていきたいと思っております。

1つだけ、ちょっとちくりと言わせてもらえれば、ぜひこうなった写真を撮ったときに一言言っただけであれば、私個人としても草刈りは幾らでもやりますので、ちょっと私、目が届かなかったもので、ぜひこんななっているよということを、そのときおっしゃっていただきたかったというのが感想であります。

**議長（太田伸子君）** 下川村長。

**村長（下川正剛君）** さきほどこの正面玄関の池のある所、私がかねがねあの場所を見て、もう石が積んであって池がある、そしてその池の水も汚い、濁っているというようなそんな状況もあるものですから、ちょっともうあの池は埋めちゃって、それで幾らかでも、あそこに職員の駐車場とか何



でも、撤去したらどうかという話が、考えは持っておりますけれども、いかんせん石を動かすだけでも相当なお金がかかるわけでありまして、いずれにいたしましても、正面の玄関からこの西山のアルプスを見たときに非常に景観が悪いというのは、私がかねがね思っていたもんですから、池はもう埋めちゃってというふうな思いをしているところであります。

**議長（太田伸子君）** 総務課長でよろしいですか。先ほど総務で一括管理ということをお聞きになっておりますけれども、よろしいですか。

（発言する声あり）

**議長（太田伸子君）** 丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

**第11番（丸山勇太郎君）** 私もですね、実は村長、原稿の中では、そういうことは、実は用意してあったんですよ。なかなかねあの池の手入れは大変です。1回やりましたよね。他でもない私自身が総務課補佐だった時に、やはり3階から見下ろした議員に言われてですね、有志6人ぐらいで池の中入ってすっかりきれいに泥上げしたことありますけど大変な作業でした。1つの手段ですね。1回は全部、泥上げそのためにはして、下のコンクリートを全部はつらなきやいけないですけども、その後築山にするとかですね。ちょっと池でなくしてもいいのかなっていう気もしないではないです。あの水自体がそもそも流しておく必要があるのかどうか。恐らく同僚議員が黒豆を作っている田んぼ、かつて田んぼだった所にかける水だったと思うんですが、今やその役割は終えてますし、結局あれが下って駐車場の中を流れて木流へ放流されているだけなんですよ。たまには溢れたりとか、木流から逆流したりとかね、あんまりいいことになっていませんので、そういうのも一つの方法かなというふうに思います。

次に、白馬東山自然園のことについて触れます。通称アヤマ園、これもですね、かつて県事業のふるさと水と土ふれあい事業で1億円が投下された所であります。先ほど村長答弁にもありましたとおり、これは平成9年、10年、11年にかけて1億円が使われたと。パンフレットもこのようにありますけれども、この中でですね私がどうしても気になるのは、今回このことを飯田の複数の方に聞いてみましたが、確かにもう飯田から、飯田区からの手は離れたと、離れてもう地主にお返ししたって言うんですよ。地主は北側でキャンプ場を営業されてる会社に任したって言うんですけども。この事業費の内訳を見ますと用地買収費があるんですよ、410万円。ということは、一部は村の財産になっているのではないかというふうに思うわけですが。あるいはトイレ、四阿、これは村の財産ではないかと思うんですが、そこ、どうなっているんでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。田中農政課長。

**農政課長（田中洋介君）** 四阿についても、私が確認したところ飯田区で管理していたということで聞いておまして、飯田区のものになっているのでは——ちょっと今、正確なことは言えませんが、と思っております。それで、今、わさび園のほうで引き継いで管理しているというようなことを聞いております。

以上でございます。

**議長（太田伸子君）** 横山副村長。

**副村長（横山秋一君）** お答えします。私も質問の通告を受けて、現地と関係者に聞き取りしたところ、四阿の場所については村の物だということで、あくまで所有者は村、ただ、管理は農園の方でやっていただいて、昨日行って見てもすっかり冬囲いもされている状況でありました。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。丸山議員。

**第11番（丸山勇太郎君）** 私もその建物、四阿ですとかトイレは村の物だというふうに思っているんです。だとすれば、わさび園のキャンプ場の会社に貸せるなら貸せるの賃貸借契約っていうものがなければならぬと思いますけれども。更に、いわゆるこのわさび園、白馬東山自然園っていうものは、廃園という手続をしたのかどうか、ちょっと公園という形ではもうない、ほとんどキャンプ場になってるわけですけども。廃園なら廃園という手続をしなければいけないんじゃないかと思えますけど、どんなものでしょうか。それと、財産に関して村の物であるならばちゃんと業者との契約行為がなければいけないと思えますけれどもいかがでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。横山副村長。

**副村長（横山秋一君）** 議員さんもお承知かと思いますが、アヤメ園自体が、既にこれが開設して10年未満でアヤメは全くなくて、いわゆる荒地になっていたという現状があります。そうした中、私、農政課長になった時に、最後の遊歩道の木道の修繕をした記憶がありますが、多少の投資では全くどうにもならないというような施設でありました。といったことで、地区との話合いが進んで、当時全く何もなかった所に、そこを使って事業を展開している事業所に一括管理をすることになったということでもあります。

したがいまして、確かに村としての東山自然園というものは一旦整理をしなければいけないというふうには考えます。ただ、いわゆるこういった公共的な事業が入っていますので、あくまで四阿とかそういったトイレとかについての所有については、しっかり村なら村という位置づけをしっかりと取った上で、自然園という位置づけのある、もし関係法令等あれば、そこら辺は速やかに手続を取っていきたいというふうに考えます。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

**第11番（丸山勇太郎君）** ぜひそうしてください。そうするべきだというふうに思います。

次にですね、世界の樹木園です。これも先ほど答弁にありましたとおり、オリンピックを記念しオリンピック前に造られたんでしたっけね。ウイング21とともに造られました。これは白馬だけじゃなくて、野沢温泉とかその辺にもたしか造られたような気もしますけども。私、見に行ったときには文化祭直前だったのできれいに草刈りされていて、紙をパウチしたものではありませんけども、樹木名表示もされておりました。景色もよく本当にすばらしいところです。木を植えたほかの所に比べれば管理されているということですけども、実はこれもですね、かなりほっといた時期が

ありまして、きれいにし始めたのは2年前ぐらいからっていうふうに聞いているんですけども。それは先ほど村長答弁にもありましたとおり、民間ボランティア、いわゆるこれは音楽関係者の皆さんなんですよ。夏の終りコンサートとかやっている長沢昭壽先生とかが筆頭に草刈りをしてくれると。樹木園だけじゃなくてウイングの周りから、あるいは船山の南側辺りも全部刈ってくれているというようなことも聞いているんですけども。先日行ったときには文化祭直前でしたので、これは職員がやったことのようにですけども、杉の丸太を玉切ったもので五輪のマークを描いてみたりとか、道のように並べてみたりとか、装飾もされておりました。ここ本当にね、お金をかければ、ほんのちょっとのお金ですごくいい所になるというように思うんですけども。まずちょっとそこ、そんなところのことで、担当課でもいいですけども、どんな考えを持っているか、ちょっとお聞かせください。

議長（太田伸子君） 松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤宏和君） お答えします。

担当課としましては、予算も限られているものですから、丸太というのは間伐、総務課だとか農政で間伐やってる中で、それを有効利用するという形で、職員でもアイデアを出す中であのような五輪マークをかたどったりしたということでございます。ベンチについてもジャンプ台の方で余っているものを、あそこ今はJRが通っていますけれども、白馬三山を見るのによからうということでも余っているベンチを置いたり、粗大ごみで出るようなテーブルですとか、そういったものも利用し低予算でということをやっておりました。

今後についても特に大きな投資はすることなく、限られた予算の中で、予算をかけずにきれいに整備をしていきたいということで考えております。樹木の名前につきましても、パウチかけたものであまり耐久性がありませんので、今後もう少しいい方法で名前を紹介できればということで、今検討しているというところでございます。

以上です。

議長（太田伸子君） 横山副村長。

副村長（横山秋一君） すみません。多分、ご質問の趣旨は、綺麗になった樹木園をどう感じるかということだったと思うので、大変すばらしい場所になったと思います。大変伸び代のある施設というかですね、私もびっくりしました。10年前はお荷物だと言われるような空間でしたけれど、私、線路挟んだところに自分の畑があるので、あそこが荒れていたおかげで非常に獣害にも遭っていたという中でもありますけれど、線路1つ隔ててこんなに綺麗になったのを見てびっくりいたしましたんで、そこはちょっと手を入れればすばらしいことになるだろうなというふうに私も文化祭の時に思いました。

議長（太田伸子君） 下川村長。

村長（下川正剛君） 樹木園でありますけれども、あそこ結構地下水高いんですよ。ちょっと何分

か歩いていてもじゅぶじゅぶするというような場所で。それから世界の樹木園というようなことでありましたけれども、何か木も枯れたりなんかしていて、これは見苦さいなど、当時は図書館のね候補地として一時あそこはどうかというようなこと、庁内でちょっと検討した経過があるんですけども、どうも先ほど言ったような、地下水が高いというようなこともあったり、それから樹木も全然手入れをしなんでどこの木だか分からないような状況だったんですが、今回、公民館の方で文化祭の時に綺麗に整備をしていただいて、本当に松澤スポーツ課長からも、ぜひ村長見てくれということで案内されたわけでありまして、本当に先ほど音楽家の昭壽先生の話もありましたけども、そういったボランティアの力も借りながら、役場のスポーツ課の人たちで整備をしたということで、本当にありがたく思っております。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

**第11番（丸山勇太郎君）** 村長、本日の一番最初の同僚議員の質問の中で、達成度の低い項目として、子供の遊び場の確保ということを行いましたよね、言いました。私の同期議員の議員最初の質問で固定遊具付公園の建設というのを質問しました。結局、それが達成されていないわけです。この世界の樹木園、先ほど副村長は伸び代があると言いましたが、ここ、ちょっとお金かければですね、すごくいい所になると思うんです。それは、さっき担当課長はあまりお金をかけずにつけましたけど、ちょっとお金かけましょうよ。ニセアカシアの一团があつた真ん中にあるんです。これは世界の樹木で植えたもんじゃないです。自然に生えたもの。あのニセアカシアの一团をですね、これを全部始末して、そこに四阿か何か造ってですね、一部は芝生なんかにしてももらえればなおいいんですけども、そこに遊具をうまく配置したりすればですね、本当にさっき村長が達成度の低い項目と言った子供の遊び場の確保になるんです。これはウイングのすぐ横にありますから、駐車場はありますし、トイレに行きたくなればウイングに入ればいいわけですし、飲み物もそこで買えると、本当にいい場所、1,000万だか掛ければこれできると思うんですけど、村長、どうですか。これ、村長、最後の仕事になるのか、続きの仕事になるのか知りませんが、やりませんか。最後、形に残しませんか。黒澤明の「生きる」の映画じゃないですけども、最後の仕事しませんか。最後って言っちゃいけないかもしれませんが（笑声）しませんか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。

**村長（下川正剛君）** 私、村長就任当時から、若いお母さんたちから、何とか子供の遊び場を確保していただきたいという陳情も何回も頂いております。その中で、私も何とか白馬村の将来を担う子供たちのために、何とかしたいなという思いでいたわけでありまして、今、白馬村のいろんな優先してやらなきゃいけない部分もありますので、それはそれとして、今後どういった方法があるのかどうか、また検討してまいりたいというふうに思います。

特に白馬の場合には、今の子育て支援センターにもあったり、それからグリーンスポーツにも遊具があったり、いろいろバラバラにあるわけでありまして、お母さんたちの要望している公園

は、ちょっと我々と違った大きな、例えば大きな市にあるような、そんなような公園をイメージをしているようでありますけども、白馬村はそんなことはできませんので、特に若いお母さんたちは子供を遊ばせるのに、大町の西公園のほうに行っているというような、だから私の考えてる小さな公園じゃなくて大きな公園を描いているようでありますけども、それはそれとして先ほど言ったように、将来を担う本当に子供たち、大事にしなきゃいけないなという、そんな思いをしている中で、そんなことも今後できることから進めてまいりたいというふうに思います。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありますか。丸山議員。

**第11番（丸山勇太郎君）** 5番目のふれあいの杜公園と、6番目の松川河川内公園のことについて触れますけども、これは昨日同僚議員も質問いたしました。ふれあいの杜公園につきましては、白馬山麓清掃センターの建設とともに道路の東側に整備され、石彫を展示する森林公園となっておりますけども、一時は誰も行かざる公園になり、今回公園のど真ん中をリサイクルセンターに提供しましたけども、いまだ周辺には樹木が茂り、石の彫刻が静かにたたずむすばらしい場所です。むしろリサイクルセンターを造ったからこそ世に出るのではないかと。そこです、昨日も同僚議員が質問して答弁されてますし、今日の村長答弁にもありましたけども、どういう要望が出てののかということ、やはりこれも参考資料としてお手元にお配りしてありますので、ちょっとこの記以下を読ませていただきます。

公園は、リサイクルセンターの建設により施設周辺が裸地化したままであり、まずは公園らしく復旧するとともに、次項の内容も考慮に入れ、丸山譲氏監修のもとで仮置きしてある石彫を再配置し、SDGsが提唱されている昨今、リサイクルの推進施設と公園とが一体化した未来志向の象徴的な場所として、再び世に出してください。

2番目として、共有地を貫く村道0105号線の白馬大橋付近は、「日本の道100選」道路であり、元来大変すばらしい景観を誇る場所であると同時に、今後の白馬村観光にとっても、高い可能性と利用価値を有する場所です。

道路西側は、清掃センター解体後に「リサイクルプラザ」なる施設が造られると聞き及ぶものであり、施設の設計に配慮し、駐車場も広く確保して、松川での川遊びや芝生広場に訪れる観光客や村民の利便性を確保する考えがあることも聞き及んでいます。

ぜひ、石彫を戻すだけにとどまらず、ふれあいの杜公園、日本の道100選の橋、また松川河川内公園や近接するニレ池も含め、周辺の一体的な整備構想を樹立して、時間をかけても魅力ある白馬村の新たな観光スポットとしてください。

という要望です。この要望に応えていただけるといふところの答弁だったというふうに思いますけども、とにかくですね、このふれあいの杜も元来非常にいい所、更に河川内も、川の左岸の河川内道路は、誰かしらスケボーやったりですねローラースキーやったりしているんです、行けば。あそこ、もっと生かせる場所にできると思うんですが、とにかくこの河川内外含めてですね、ちょっと

絵を描いてほしいと、青写真を描いてほしいと思うんですが、前々住民課長矢口課長が住民課長時代には、ポンチ絵かもしれませんがそういった絵を描いたということも聞いております。これをプロに頼んでですね正式な青写真をつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** それでは、お答えをさせていただきます。

まず、村長答弁にもございましたとおり、地元区からはふれあいの杜だけにとどまらず広いエリアで構想を立てながらやってほしいという話で、地区のほうとの話合いは進めております。議員おっしゃった図面、ポンチ絵につきましても、地域と話す中でどういうものが必要なのか、どういうものをやっていくのか、できれば地元でまとめてもらいたいという話の中から出てきたのが、その全体構想としてそこにとどまらず、おっしゃったような松川の河川公園であったり、道路100選の山麓線等を生かすようなことを構想として手がけてほしいという要望ですので、できる限り幅広いような構想を立てていきたいという考えではあります。そこで出されたのが、じゃあ有名な人をお願いをして高いお金を払うということではなく、できる限り地元、この白馬を知っている方に構想を描いてもらうような形で、できればハードというよりは、おっしゃるような景観等にふさわしいようなものにできれば進めてほしいということでもありますので、その意見を尊重すべく、取りあえず令和4年度は石彫を戻し、その石彫の配置も含めどういふふうにするのがいいのかというのは、更に翌年になろうかと思っておりますけれども、時間をかけて進めてまいりたいというふうを考えております。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 下川村長。

**村長（下川正剛君）** 今、ふれあい公園の件で質問がありましたけれども、今の東山のアヤメ園もそうですが、当時は地元の人たちの相当な要望があつてああいう公園を造ったと思うんだけど、結局最後になると管理ができないということでもうお返すするというような、そういった状況もありますんで、慎重にやらなければいけないというふうに思います。東山に限らず、いろんな施設を造ってくれ、造ってくれという要求、要望でやるんだけど、最後は自分たちで管理ができないから村にお願いしますということが常でありますので、ちょっと慎重にやらなきゃいけないというふうに思っております。

それはそれとして、もう1点、今、丸山議員が言うように、あそこの白馬大橋、まさに、前にも私そういう話をしたと思っておりますけれども、上高地まで行ってあの景観を見るよりも、我々白馬はあの白馬大橋からすばらしい山岳景観が見れるじゃないかということは、再三私のほうにも、都会から来た人たちが、どうしてあそこをもっと活用しないんだという意見も頂いております。私もあそこを通るたびに、あの橋の上で写真を撮っているあの姿を見ると、本当にすばらしい場所だなというふうに思っておりますし、それから今のふれあい公園の関係もそうですが、何とか自分たちで手

をかけながら、何とか遊歩道みたいなものができないのかなと、そんな思いもしておりますし、今度リサイクルプラザができます。そうすると、あそこはまさに、さらによくなる場所だというふうに私も大変期待をしているところではありますが、予算の少ない中で、みんなで知恵を出し合って、何とかすばらしいこの白馬の観光スポットの一つになればいいなというふうに思っているところがあります。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

**第11番（丸山勇太郎君）** 村長、同じ認識じゃないですか。本当にね、象徴的な場所になる可能性が十分ある、とてつもない可能性のある場所だと思ってますんで。

つけてもですね、この写真の一番表の2番目の、今のふれあいの杜のリサイクルセンターの横のこの様子の写真を見ていただきたいんですが、もともと、本当に風情あるカーブを描いた流れの小川があったんです。そこにわざとつり橋架けてみたり、四阿かなんかあったんですけど、かつては、それはもう村で壊したんですけど。今回ね、その復旧が本当に一応水の流れは確保しましたよってというような、ただ直線の土側溝にされてるんですよ。ここだけはちょっと風情ある、幾らかカーブ描いたこの水の川の流れってか水の小川の流れにさせていただきたいんです。そうしないと、これから下のリサイクルセンターから下の石彫が死んじゃうんですよ。ここん所だけちょっとやってもらいたい、ぜひ。

（「水の流れていただかや」の声あり）

**第11番（丸山勇太郎君）** これの敷地の縁に芝桜は、これは広域連合が植えてくれたんですけども、これを大町市長に直訴してですね、広域連合長に直訴して、芝桜ぐらい植えてくださいよってことで、ようやくここだけ植えてもらったんですよ。この残った部分、この部分だけでもねもうちょっと整備してもらおうと全体が生きてくる。リサイクルセンターと一体化した公園として、また世に出せるんじゃないかというふうに思っていますので、ぜひこれで、もう広域連合はこれ以上はどうもやる気はありませんので、村がやるしかないのでぜひお願いします。

次の質問に入ります。

2問目の質問は、広域議会からの追跡質問になります。災害廃棄物処理計画についてです。

近年、気候変動の影響から豪雨、大型台風が頻発し、更には高い確率で近い将来に大型地震も起こるとされています。ひとたび大規模災害が起きれば、大量の災害廃棄物が発生します。一昨年10月の台風19号による千曲川大氾濫では、実に20万トンもの災害廃棄物が発生しました。国は相次ぐ災害を受けて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律により、災害廃棄物処理計画の策定を命じました。過日、広域議会において、大北管内の策定状況を質問したところ、池田町と松川村は策定済、大町市は今年度策定中とのことでした。本村の策定予定を伺います。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 災害廃棄物の処理計画の策定の予定についてのご質問ですが、近年、全国各地で毎年のように多くの自然災害に見舞われ、本村においても平成26年の神城断層地震により大きな被害を受けました。近隣では、令和元年の台風19号災害等、大規模な自然災害が発生をし、災害廃棄物も大量に発生をしている状況もあります。環境省が策定をした災害廃棄物対策指針に基づき、自然災害による被害を軽減するための平時の備え、更には災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑、迅速に処理するための応急対策、復旧復興対策についての災害廃棄物対策を実施するために、災害廃棄物処理計画の策定が必要であると認識をしております。計画策定に向けては、長野県を通じて環境省、中部地方環境事務所から中部地区ブロックにおける災害廃棄物処理体制強化モデル事業参加への募集があります。長野県が市町村と調整した上で、中部ブロックにおける災害の廃棄物処理計画策定モデル事業として応募をし、支援を受けながら災害廃棄物処理計画の策定等の支援を行なうものであります。このモデル事業では、災害の廃棄物等の発生量推計及び廃棄物処理施設の処理可能量を提供し、5回のワーキング会議と講義に対応した演習により、モデル自治体の災害の廃棄物処理計画案の作成を支援をするものであります。長野県災害廃棄物処理計画や既存ワークシートとの整合を図りつつ、最新の知見を反映した災害廃棄物計画の基礎となる資料の提供や、令和元年度東日本台風による災害廃棄物処理における対応について、長野県の被災自治体へヒアリングをした結果について、モデル自治体の処理計画案への反映といった特徴を有するモデル事業であります。例年1月に募集案内がありますので、この事業に応募する考えで、令和4年度実施のモデル事業に参加し、事業として行なわれる5回のワーキング会議での講義と演習を受ける中で、災害廃棄物処理計画のある程度の骨格ができるのではないかとというふうに考えており、令和5年度中の策定を目指してまいりたいというふうに考えております。

2点目の質問に対する答弁とさせていただきます。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。質問時間を含めて、あと4分です。

**第11番（丸山勇太郎君）** 何で5年度中なんですか。もう池田町も松川村も策定されていますし、大町市も今年度策定されればそれを参考に作ればいいわけですよ。池田町のやつも、私、もう入手してあります。もし、必要なら差上げますけども。要はですね、災害想定、これはちょっとプロに少し意見を聞かなきゃいけないとこですけど、あとは仮置き場をどこにするかっていうことなんですよ。災害ごみの分別の方法は、もう大町市に合わせいくしかないんで、3市村の枠組みでやっているわけですから、来年度作れませんか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。太田住民課長。

**住民課長（太田洋一君）** 今、丸山議員おっしゃるとおり、災害ごみの想定量というのは、やはりちょっと素人ではできないというふうに考えております。このモデル事業に参加するに当たっては、



今、大町市が策定中ということで、ちょっと大町市のほうにお聞きしたところ、大町市は令和2年度にこの事業に応募をされて、令和2年度に講習を受けて、令和3年年度ですか、今年度策定、多分今年度で策定されると思います。この研修の中には、長野県の担当部局の方も入って、あとこれに手を挙げた市町村が入って、あと長野県の方でコンサルに委託してコンサルも入ってやります。その中で資料の提供や災害ごみの量の算出の仕方、そういったワーキング会議が5回の中にも含まれています。ですので、そういった会議を通した中で、ある程度お金をかけず自前のできるのではないかというふうに考えておりました、令和4年度で応募しまして、令和5年度中に策定を目指すというふうに考えております。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

**第11番（丸山勇太郎君）** 今、住民課長の答弁で納得しましたけども、せっかく太田住民課長のうちに作ってもらえればなというふうな、ちょっと思ったものですから。今、答弁にもありましたとおり、大枚な委託料を使わずに、これは作れるんじゃないかというふうに私も思っていますので。7年前に神城断層地震を経験した村としては、ぜひ必要な計画だというふうに思っております。作っても作らなくてもいい計画ではないと思っておりますので、では、答弁どおり令和5年度を目指して作っていただくことをお願いしまして、私の質問を終わります。

**議長（太田伸子君）** 質問がありませんので、第11番丸山勇太郎議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時05分

**議長（太田伸子君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第4番加藤ソフィー議員の一般質問を許します。第4番加藤ソフィー議員。

**第4番（加藤ソフィー君）** 第4番加藤ソフィーの一般質問を始めさせていただきます。

**議長（太田伸子君）** 加藤議員、マスクを外してください。

**第4番（加藤ソフィー君）** 質問は2つです。

第1問目、新型コロナウイルスワクチン接種に関する情報提供について。

9月の一般質問において、新型コロナウイルスワクチン接種に関する村民への情報提供が不十分ではないかという指摘をさせていただきましたが、その後の状況について伺います。

新たに12歳の誕生日を迎えた方に接種券を送付する際に同封する資料について、検討するとの答弁でしたが、見直された点などがあれば教えてください。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 加藤ソフィー議員の新型コロナウイルスワクチンの接種に関する情報提供についてということで答弁をさせていただきますが、12歳の誕生日を迎えた方の接種券送付時に同

封する文書のご質問にお答えをいたします。

新たに接種対象年齢の12歳になった方につきましては、誕生日の1か月前を目安に接種券と予防接種票に、当村で接種に使用しているファイザー社ワクチン用の、12歳から15歳の子供を持つ保護者に向けた説明書と、村からの新型コロナワクチン接種を希望される場合の予約方法等について記載した新型コロナウイルスワクチン予防接種の案内の4点をセットにして送付をしています。

これらの中で、ファイザー社のワクチン用の説明書では、ごくまれではあるがワクチンの接種後に軽症の心筋炎や心膜炎の副反応の報告があることを追加をしています。

また、村からの案内では、1、2回目の接種について、新たな国からのワクチンの配分がなく、在庫もないため、県の大規模接種会場を案内するような内容の一部変更をいたしました。年代別の感染者数、重症化率、死亡率や副反応に関する詳細なデータ等は、インターネットなどで容易に入手可能であることから、必要性は薄いと判断をいたしました。

新型コロナワクチン接種につきましては、対象年齢が12歳以上に拡大をされ、2回目の接種を受けた方を対象に3回目となる追加接種が12月から開始をされます。また、国では対象年齢をさらに5歳以上引き下げ、早ければ2月から接種を開始できるよう、自治体において接種体制を確保するようとの通知が来ております。

今回のワクチン接種は、あくまで本人の意思に基づき行なわれる任意接種であり、接種を希望されない方に強制するものではありませんが、間もなく本格的なスキーシーズンを迎え、第6波も予想される中で、コロナの感染拡大を防ぐために接種勧奨する立場の村といたしましては、アレルギー等何らかの事情によりワクチンを打つことができない方にも配慮をしながら、国の指示に基づき、準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

1点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

**第4番（加藤ソフィー君）** インターネット等でワクチン接種に関しての情報を見ることができるとの答弁でしたが、ホームページ以外ではどのようなところで見ることができるのか、教えてください。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

**健康福祉課長（松澤孝行君）** 主には、やはりインターネット等で情報の方はご確認いただけるかと思っております。

ほかにはですね、県の方から配布されたチラシですとか、あとは今ちょっと出してないですけども、村の方から新聞折り込みでコロナのワクチン接種等の情報についてはお配りした経過がございます。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

**第4番（加藤ソフィー君）** 今年の文化祭での健康福祉課の掲示物において、コロナワクチン接種についてのポスターが貼られているのを拝見いたしました。

ああいったものですね、工夫された広報ではないかと思うんですね。具体的には、ただの文字だけの紙を配ったり貼ったりすればいいのではなく、グラフをつけたりですね、色とかイラストですとか、そういったような一工夫をするだけで伝えたいという気持ちが村民に伝わってくるのではないかと考えています。

文化祭で貼られていたポスターは、今でもどこかで見ることは可能なのでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

**健康福祉課長（松澤孝行君）** 文化祭のほうで、ワクチン関係について、接種関係について展示をさせていただきましたが、あれは文化祭用ということで、今現在では見る所はございません。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

**第4番（加藤ソフィー君）** ああいったものを画像にしてホームページに載せるということは可能なのでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

**健康福祉課長（松澤孝行君）** 今後の情報の伝え方については、先ほど村長答弁でも申し上げましたけれども、高齢者に対して3回目の接種が2月ぐらいから始まりますし、新たに5歳以上ということで、さらに年齢の低い方たちについても接種のほう広がってまいります。

そういう方たちにつきましては、今まで以上にですね、より分かりやすい形で情報の方は発信していかなければならないと考えております。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

**第4番（加藤ソフィー君）** ぜひ、分かりやすい情報の提供をお願いしたいと思います。

9月の一般質問にて質問させていただいたので、ご理解いただいていると思いますが、ワクチンのリスクを心配する方やワクチンを打てない方もいます。村として勧奨しなければならないことはもちろん理解しますが、一方でワクチン接種は強制ではないこと、打たないと選択する方たちもいるという周知をですね徹底して、村長が大事にしたいとおっしゃる多様性を受け入れるための村民の理解が必要です。それには繰り返しにはなりますが、きちんとした情報提供が求められます。

3回目の接種券をこれから郵送するとのことですが、今、申し上げたような任意であることですか、ワクチンが打てないという方がいるということといった内容が記載された説明書等の同封を求めますが、それについてはいかがでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

**健康福祉課長（松澤孝行君）** お答えいたします。

ワクチン接種についての認識は、議員おっしゃるとおりでございます。

今後ですね、通知書等、新たに接種が始まる方、3回目の追加接種の方につきましては、ワクチンを何らかの事情で打てない方がいるということと、それに対してのご理解をワクチン打った方にいただきながら、また反対にですね、ワクチン未接種の方につきましても、ワクチン接種にご理解をいただくような内容で通知をしまいたいと考えております。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

**第4番（加藤ソフィー君）** 村民がどのような選択をしても、差別なく受け入れ、気持ちよく過ごせる村にしていくために、誤解を生まない、分かりやすい情報提供をよろしくお願いいたします。

では、次の質問に移ります。食育と農業についてです。

生きることは食べることであり、食というものは人々の暮らしそのものです。地域全体で食育に取り組み、そこで知識を得たり、体験をしたりすると、健全な食生活を身につけられるだけでなく、農業への理解や共感を得られ、興味を持つ方が増えたり、環境に配慮した食の選択が村民の中で広まり、持続可能な社会への大きな一歩となり得ます。

村の第2期食育推進計画は、今年度が計画の最終年度となります。そこで、以下のことについて伺います。

計画の基本目標の1つ、食文化の継承と地産地消の推進という目標に対しての現時点での成果と課題は何ですか。

2、子どもたちへの食育は、学校で果たす役割が大きいですが、周りの大人たちの食や農への理解や知識も同時に必要とされます。大人たちへ向けての食育についてはどのような取り組みをしていますか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 食育と農業について、2項目の質問をいただいておりますので答弁をさせていただきます。

最初に、食文化の継承と地産地消の推進という目標に対しての、現時点での成果と課題についてをお答えをいたします。

まず、食文化の継承に関しましては、村内の学校や保育園でも行事食等の提供や、食文化に関する授業を行なっています。今年度実施をした白馬村食育に関するアンケート調査では、郷土料理の認知度が前回平成28年度調査時の57.8%から78.1%と大きく増加をしており、多くの村民が郷土料理を知っているという結果が出ています。

また、食育ボランティア等による郷土食のイベント等においても、村民の食文化への興味の高さを感じているところであります。

その一方で、古くからある料理、特に漬物文化等は、塩分、糖分の高いものも多く、高血圧や糖尿病などが問題となる現代においては、どのように時代に合った変化を加えながら、いかにして継

承していくか課題と捉えております。

また、食文化の継承に関する情報発信についても、若い世代が取り入れやすい方法を探していくことが課題と考えており、農政課では運用開始をしているクックパッド白馬村公式キッチン等を活用した情報発信に努めてまいります。

地産地消の推進といたしましては、村内各所の直売所での販売やスノーピークランドマーク白馬週末マルシェでの販売が挙げられます。また、11月の29日には、学校給食センター納入制度説明会を開催をし、地産地消につながる取組みを行なっております。これらの事業評価は別として、取り組んだ成果として挙げられるものと思っております。

また、当村は農産物を生産できる時期が限られており、年中供給できる地域ではないことや、品目によっては育てることが難しく、全ての食を地産地消することは困難だということが課題と考えております。

次に、大人たちに向けての食育についての取組みについてお答えをいたします。

大人向け食育の取組みにつきましても幾つかありますが、まず学校や園から保護者に向けてお便りや給食の試食会等を通して食に関する情報発信を行なうとともに、乳幼児健診や特定保健指導等において、親世代から家庭の食環境の鍵となる世代に対し、健康と食の指導を行なっておりますし、地域の健康づくり推進員と協力をした学校の健康と食の教室や、地域について出前講座等を行なっております。

その他の取組みといたしましては、白馬村社会福祉協議会による独居高齢者等を対象にした季節のふれあい弁当の配食は、地域のボランティアや民生委員と高齢者を結び、季節の食材を食べるということだけではなく、食への関心や喜びにつながるものとなっておりますし、食育月間に合わせ、毎年6月には食育に関する記事を広報紙に掲載をしているところであります。

また、子育て支援ルームでは、行事食や郷土食を食べる会を保護者も交えて実施をしており、先ほど申し上げましたが、農政課では従来の広報等での周知に加え、今年度よりクックパッド白馬村公式キッチンの運用を開始をし、地域の食材を使ったレシピ等の配信もその取組みの1つだというふうに考えております。

食育というものは、家庭はもちろん、地域全体で行なうものであり、村民の食への意識はとても高いものがあるというふうに感じております。第3次の食育推進計画の策定等を通じ、推進を図ってまいりたいというふうに思っております。

2点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

**第4番（加藤ソフィー君）** まず初めに、お配りした資料なのですが、①と②がありまして、資料に不足がありますので説明させていただきたいと思っております。

①の左と②の左ですが、こちらは私が勉強会等で得た知識などをまとめたものですので、1つの

考え方として御覧いただければと思います。

では、再質問に移らせていただきます。

答弁の中で、食育ボランティアということが出てきましたが、食育ボランティアとしてはだれでも登録できるのでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

**健康福祉課長（松澤孝行君）** お答えいたします。

食育ボランティアの関係ですけれども、食に関する知識を有し、経験や技術を生かした講習会等を、食育活動を実践する人ということで、特に必要な資格等はございません。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第4番（加藤ソフィー君）** 食育ボランティアとは、具体的にどのような活動をするのでしょうか。

また、そのシステムというのは、今、機能しているのでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

**健康福祉課長（松澤孝行君）** 先ほど村長答弁でもありましたが、食育ボランティアさんの方で、社協の実施します高齢者向けの施設のふれあい弁当の調理ですとか、あと、食育ボランティアさんの方で、最近、ちょっとコロナ禍で開催できてございませんが、必要な地域に出向いてですね、各種食育に関する研修会等を開催してございます。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第4番（加藤ソフィー君）** 村民の方にちょっとお話を伺ったことがありまして、食育ボランティアの募集という広報を見て応募しにいったんですけれども、今は募集してないと、活動もしていないという返答だったそうで、そちらに関しては、どういったものになってますでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

**健康福祉課長（松澤孝行君）** 今、実際、食育ボランティアのお問い合わせをいただいたところ、そのようなケースがあったということで、ちょっと、私のほうではすみません今現在確認してはいないので、今後ちょっと確認をさせていただいて、またご返事できればと思います。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第4番（加藤ソフィー君）** この第2期の食育推進計画の目標の中です、地産地消認定制度の創設という目標が掲げられていたんですが、こちらはどうなりましたでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。田中農政課長。

**農政課長（田中洋介君）** 目標ですが、数値化したものは今なくていけないんですが、地産地消、地場産推進委員会ですとか、そういう会がありまして、そういうところを中心に地産地消を進めていますが、活動はしておるんですが、なかなか、昨日もありましたけれども、少し高齢化とか、そうい

うのもありまして、少し若返り等も必要かなと思っております。そういうところを含めて、代替わりを含めて、もう少し地産地消というのを新しく進めていければいいかなと思っております。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第4番（加藤ソフィー君）** こちらの計画の中の目標には創設と書かれていたので、創設はできていないという認識、今の答弁だとそうだと思うんですが、これから創設していこうということは考えていますでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。横山副村長。

**副村長（横山秋一君）** すいません。この食育推進計画、策定時、私、担当課長というか、農政の担当課長で、私が言い出したことです。地産地消推進認定制度というのを。要は、私の店は白馬産米使ってますとかいうのを、ちょっと表示するような制度ができればいいなという思いで提案はしたものの、さっさとなくなってしまうと、ちょっと無責任に放り投げたところがあります。それは反省していますけれども、今、担当課長言ったとおり、そういった方法も1つの案ですけども、地産地消を推進する方法として、今まで頼り切っていた地場産推進会以外の団体だったり個人の方にご協力いただきながら、地産地消を進めていくというのも1つの方法かなと思っています。すいません。よろしくをお願いします。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第4番（加藤ソフィー君）** そういった背景があるんですね。もしこれから、その創設していこうということであるのであれば、私から1つ提案がありまして、ただ、地産地消の認定制度というだけでなく、環境に配慮した農薬や化学肥料を使わない、有機JASの代わりになるような村独自の制度とした方が、気候非常事態宣言を出した白馬村としても、とても意味のある制度になるのではないかなと思うんですが、その点についての考えをお聞かせください。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。田中農政課長。

**農政課長（田中洋介君）** お答えいたします。

みどりの食料システム戦略にもありますように、化学肥料の提言ですとか有機の振興ですとか、これからの命題になっていくと思っております。県では、信州の環境にやさしい認証とか、そういうのもありますので、そういうのを活用しながら進めていきたいとは思っております。

以上でございます。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第4番（加藤ソフィー君）** 6月の私の一般質問の中で、有機農業の推進に関しての中で、有機農産物であることの担保をどうするかが課題ということでしたので、ぜひ、そういった制度、新しい制度も取り入れることを視野に入れながら、例えば、給食への導入だけでなく、飲食店や宿など、観光ともリンクしていくことができればいいのではないかと思います。

学校からの食育という観点で、学校という場合は、特に、給食というところで子供たちへの食育に関して大きな役割を担っているのは言うまでもないと思うんですが、特に、学校給食の献立表や食育だよりというのは、栄養教諭さん初め、食育にかかわる全ての方が日々努力をされているのが伝わってきます。

ですが、子供たちの健全な食生活を支えるのは、給食センターやその周りの方たちだけに任せっ切りにはなりません。周りの大人たちが協力し合って、地域を挙げて支えていくべき大切な場、それが給食であると思います。村の子供たちの健康も、やはり地域を挙げて大切にしていくことだと思います。

子供たちの健康第一に考えるのであれば、近年、発達障害や自閉症、アトピーやアレルギーが増えているということ、私たち大人がこの現状を真剣に受け止め、原因を考え改善しなければならぬと思います。

ここで伺いますが、白馬村の給食センターにて、全体の食数とアレルギー対応をしている全体の食数がわかれば教えてください。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。横川教育課長。

**教育課長（横川辰彦君）** 全体の食数は1日700食です。その中で、アレルギーはどのぐらいか、ちょっと細かい数字、持ってきてないんですけども、そのアレルギーの品目によって、日々つくもの、除去食が違うもんですから、毎日毎日変動するというところで、ご理解いただきたいと思えます。ちょっと細かい数字持ってきてない、申し訳ないです。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第4番（加藤ソフィー君）** 給食センターにちょっとお話を伺ったときに、アレルギー対応が、専門の部屋があると思うんですけども、そこで20食ほどやっているということで、その数については、これから増えていった場合に、あのアレルギー対応の個室の中で対応できているのか、また対応できないのであれば、何か対策を考えているのか、お聞かせください。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。横川教育課長。

**教育課長（横川辰彦君）** 今、アレルギーがこれから増えるかどうかは、ちょっと予測ができないというところで、今のところは考えていないというところです。除去によっても、いろいろたんぱく質ですとか牛乳ですとか甲殻類ですとかあって、日々数も違うということで、現在のところは、あのラインで足りていると思っておりますが、それでも、どうしても足りなそうな、毎年毎年、入学者数の調査の中で、足りなそうなことが予測される場合には対応していきたいというふうには考えておりますが、現在のところは、大丈夫だとは思っております。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第4番（加藤ソフィー君）** 現時点で、給食で使用する農産物の農薬や化学肥料の使用量というのは把握されているのでしょうか。



議長（太田伸子君） 答弁を求めます。横川教育課長。

教育課長（横川辰彦君） 細かくは把握してないと思います。

議長（太田伸子君） 加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第4番（加藤ソフィー君） お配りした資料を見ていただきたいのですが、①番の右側ですね。農薬をたくさん使う国ほど、自閉症も比例して増えているというグラフです。また、グルテンアレルギーや胃腸障害が増えているのも農薬によるものだという研究結果もあります。

給食センターで農法まで把握するというのは、衛生面の業務に追われていたり、給食の調理は時間との勝負ということもお伺いしておりますので、そこは農政課が、有機農業推進の出口戦略としてしっかりと把握し、農薬や化学肥料が極力少ない農産物を優先的に買い取ってくれるようなシステムと予算を確保することが重要ではないかと思いますが、お考えを伺います。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

農政課長（田中洋介君） 先日の給食センターの説明会の時にも、トレサビはやっているんですかというようご質問がありまして、給食センターの方からは、そこまでは今、やっていないというようなことがございました。

低農薬とか有機を使う、さっき議員さんおっしゃいましたけども、時間との勝負と、あと企画等もありますので、そこら辺との兼ね合いをどうするかというのを、ちょっとこれから、給食センターの方と教育課の方と詰めていきたいなどは思っております。

以上です。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第4番（加藤ソフィー君） 先ほどにも話に出てきましたが、国でも、みどりの食料システム戦略という計画で、オーガニックを推進する目標が出されました。気候非常事態宣言をした村として、率先して環境にやさしいとされるオーガニックに進むべきだと思います。

農業の担い手不足などと言われていますが、白馬村がオーガニックビレッジ宣言をし、実践をすれば、自然とそこに興味のある人たちが集まり、移住・定住の促進にもつながります。そしてもちろん、環境にやさしい循環型農法で農作物を作る技術というのは、今日、あしたで身につくものではありませんので、先陣を切って、今、既に努力をされている、活躍している農家の皆さんと、新しく新規就農を目指す人たちが交流し、循環型の農業を学ぶ場というのが必要です。その場づくりは村がやるべきことだと思います。

学ぶ場の提供として、昨日、同僚議員からも質問されていましたが、私はこの農薬や化学肥料を使わない農業を志す生産者の育成の場に加えて、消費者の意識も変えていかなければならないと思っています。無農薬、無化学肥料栽培の家庭菜園をしたい人たちに向けた、だれもが参加できるスクールを、村主導でやるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。田中農政課長。

**農政課長（田中洋介君）** 来年に向けまして、昨日も少しありましたけども、有機も含めまして、有機をやって、いかに稼げるようにしていくかってことも大事かなと思っております。

それと、先ほどから出ております国の農業の大目標でありますみどりの食料システム戦略、2050年に向けた、これが、国の多分、農業施策の基本になってくるといふふうに私は認識しておりますので、そういうことも含めて、今いる農家の方と、これから農業を志していく方、有機も含めまして、そういう方との交流というか、勉強会みたいなのは考えていきたいなと思っております。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第4番（加藤ソフィー君）** プロの農家を目指す農家同士の勉強会も、もちろん必要だと思うんですけども、村民が気軽に参加できるような家庭菜園のアグリスクールというのは、今はやってないと思うんですが、それについてはいかがでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。田中農政課長。

**農政課長（田中洋介君）** アグリスクールですが、去年は、少しコロナの影響と、あと、高齢化等の、やる方の高齢化のこともありまして休止はしましたが、継続はしていきたいと思っております。

私も、お聞きするところによると、アグリスクールやっていくんだけど、最初は出てきていただけなんですけど、なかなかその後が続いてこないというようなのはお聞きしておりますので、そういうことも含めて、どういうふうに運営というか、やっていけばいいかっていうのは、また、来期に向けて考えていきたいと思います。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第4番（加藤ソフィー君）** アグリスクールをやっていた実績もあるということでしたが、消費者自らが生産者になり、初めて農家の大切さに気づき、無農薬でやると、こんなに手間がかかるのかと、こんなに難しいのかと認識した上で、農作物の価格や形を見ることが重要だと思っています。それが結果的に村全体で農家を支えていくことにつながるのではないかと思います。

これから先、気候変動や少子化がますます進み、環境や社会の変化は目まぐるしいです。第5次白馬村総合計画では、このままでは、2030年推計人口、おおよそ7,600人、年少人口730人に減少し、その30年後、2060年には4,900人ほど、年少人口は440人にまで減少するということが示されています。

自然に減少していくことは避けられませんが、せめてですね、白馬村に育った子供たちが白馬村の外に出たとしても、いろいろと学んだり経験した後に、また白馬に戻ってきたい、白馬が大好きだと思ってもらえるように取り組むしかありません。

2060年というと、私は67歳になっていますが、正直、今の状態で月日が流れて、その年に

なるのがとても恐ろしく余り考えたくもありません。このまま気候変動が進む中で、未来に希望が持てない子供たちがますます多くなるのではないかと危惧しております。

こんな時代だからこそ、どんな村でありたいのか、はっきりとしたイメージができていないと、恐れていることが次々と起こってしまいます。行政、そして村民の強い意志が必要です。これをかき立てるためにも高い目標値を具体的に設定しなければなりません。そして、村民も一緒になって進んでいかなければなりません。

そこで、提案なんですけども、白馬村の第3期食育推進計画の目標の中で、有機給食導入への取組を追加してはいいかかと思いますが、お考えを伺います。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。松澤健康福祉課長。

**健康福祉課長（松澤孝行君）** お答えいたします。

第3期の食育推進計画は、今現在、策定中ということで、今月の13日に第2回の策定委員会の方を開催いたします。その中でですね、委員の皆さん、農業関係者から参加していただいておりますので、そういった方のご意見を聞きながらですね、議員さん指摘いただいた事項も含め、今後検討してまいりたい、その策定委員会の中で検討してまいりたいと思います。

それとすみません、先ほど、食育ボランティアの関係ですけども、先ほどのケースについてはちょっとわかりませんが、担当に確認しましたところ、年中募集をかけているということでございます。お願いいたします。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

**第4番（加藤ソフィー君）** 地産地消という言葉をよく使いますが、本来ならば、地消地産なんだろうと思います。需要が無ければ供給も無いように、消費がなければ生産はできません。持続可能な農業は、まず消費から変えていかなければ成り立ちません。この消費という部分は見落とされがちです。ぜひ、村を挙げて、まずは公的な消費の場である給食から、子供たちに有機農作物を食べてもらい、子供たちの未来を食から支えていくことを要望いたします。

以上で、私の一般質問を終わります。

**議長（太田伸子君）** 質問がありませんので、第4番加藤ソフィー議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから、5分間休憩といたします。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 2時53分

**議長（太田伸子君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、7番太谷修助議員の一般質問を許します。第7番太谷修助議員。

**第7番（太谷修助君）** 7番太谷修助でございます。本日は、私、最後の一般質問者になるんですが、今村長のほうからもスピーディーにやりましょうというご提案がありましたので、私の疑問点が解決すればスムーズに終わると思います。よろしくお願ひいたします。

2点ございます。

まず、1点目です。観光局の白馬村共同予約システムについて。

観光局は、本年度観光庁による既存観光拠点再生高付加価値化促進事業に応募して採択されました。この助成金を活用して、観光局は宿泊予約システムの実証実験を開始するとし、8月には説明会を行ない、七十数件の参加があったと聞いております。施設と観光局の双方のホームページに同一の予約システムを接続し、相互連携させることで共同予約システムを立ち上げ、手数料の域内循環と集客力強化を目指すとしています。新しい試みとして大変注目をしていますし、大いに期待しているところですが、観光局独自の事業ということで、村はお金を出していないので観光課では答えられないとお聞きしました。答えられる範囲で結構ですので、ぜひお答えいただきたいと思ます。

1、OTAのお客様を観光局に引っ張ってくる策が見えないが、どのような策があるのか。

2、観光局から予約をすればメリットがあるよという作戦が見えないし、あるいは観光局から予約をしたらよいという動機を得ないと思うのだが。

3、3月にこの事業の実証実験が終わればシステム使用料が発生してくると思われるが、その後の対策はどのように考えているのか。

4、将来的に白馬村観光局がOTAの代表になれるような策はあるのか。

5、手数料の域内循環と言うが、うまく進んだとして、白馬村観光局で得た財源は村内のみで活用されるべきだと考えるが、代表理事でもある村長の見解をお伺いしたいと思います。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 太谷修助議員、最後の一般質問であります、よろしくお願いします。

観光局の白馬村共同予約システム事業について、太谷議員の質問のとおりに、白馬村の観光局が観光庁の既存観光拠点の再生高付加価値化推進事業補助金を活用し、実証実験として実施するものです。したがって、村としてお答えできる範囲は限られておりますので、その点はご了解を願いたいというふうに思います。

なお、この実証実験の目的は、年に8億円と推定をされるOTA手数料を可能な限り村内にとどめ、その資金をプロモーションに活用できる仕組みとして地域独自のOTAの実現可能性を検証することであると説明を受けております。

1点目と2点目、4点目の質問は、既存のOTAからのシェアの獲得という点で共通しておりますので併せてお答えをさせていただきますが、この点につきましては観光局の執行理事会でも取り上げられており、実証実験終了後の本格運用に当たっては、巨額資金を導入できる既存事業者からシェアを獲得をするためには地域の独自性がある魅力的な商材の提供が必要であるとされております。

3点目の実証実験後についてですが、この実証実験ではシステム導入費用と1年分のシステムの

使用料を補助金で賄っておりますので、参加施設に当たっては来年4月から直ちに使用料が発生することはありません。事業効果の検証後になります。本格運用するようになれば、参加済み施設であれば1年経過後からは使用料が発生しますし、新たに参加する施設であれば導入費用と使用料が発生をすることとなります。

施設の費用負担も含め、実証実験後の対策については検証結果を踏まえて検討することになるというふうに見ております。

最後に、この質問についてですが、冒頭で申し上げたとおり手数料分はプロモーションに活用する仕組みを目指しておりますので、送客で得た手数料は誘客に活用されるものであると理解しております。送客と誘客の循環により事業規模が大きくなってくれば、既存OTAからシェアを獲得するためのインセンティブへの活用も考えられるのではないかとこのように思います。

1点目の共同予約システムの質問に対しての答弁とさせていただきます。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。太谷議員、質問ありませんか。太谷議員。

**第7番（太谷修助君）** 実は私、なぜこのような質問をしたかといいますと、私も実は8月30日に観光局が説明会を開いたときに参加させていただいた一人でございます。で、あれには友人や知人や知り合いの方が、やっぱりご興味があってお見えになってました。その方たちと、観光局がこういうページを立ち上げているということは大変いいことだから、みんなで参加していきましょうというようなことを私自身もお話しさせていただいたんですが、中には、太谷さんはそうおっしゃるかもしれないけど、ちょっと見えない部分もあるんですよという中の疑問が今回のこの質問になってるんですけども。まず、観光局が1つのOTAとしたら、そこへどうやって67万人、8万人、白馬村の観光局のホームページに訪れてるって方を引き寄せることができるのか、その仕組みがどうしても分からないものですから、今回こういう一般質問したんですね。

で、私どもが自分のところでホームページを作ったりしてる時に、ホームページを依頼している業者さんなんかから言わせれば、それは太谷さん、ここへ来る、お客さん来るためにいろんなものを使うんだよっていう中には、私が単純に知ってる対応策としては、例えばSNSを使うだとか、あるいは口コミだとか、メルマガ。まあ、この辺りはお金をかけないですけども、少し時間がかかる誘客の仕方ですよ。そういうこと、リスティングだとか、それからアフィリエイトですか、そういう広告とか、SNSの広告なんかや、あるいは今で言うインフルエンサーと言われる、そのユーチューバーのような方たちに依頼をして発信させてもらうっていうのは多少お金かかるけど、短期でお客さんを引っ張ってこれると。この辺りのことは分かるんですけども、その観光局と私どものホームページをつないだところにある会社のシステムを導入したら、観光局に日本中、あるいは世界中のお客さんをどうやって引っ張り込むのか、そこだけが知りたかったんです。で、観光課長、その辺りは何かお聞きしていただけますでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。太田観光課長。

**観光課長（太田雄介君）** 私が説明を受けてる中では、やはり既存のOTA、大手からシェアを獲得するためには、大手って、やはりポイント制なんかを実施していて、それなりの資金を投入してお客さんのシェアを獲得してきたというような例があると思います。それに打ち勝つためには、この観光地としてその資金を投入できるかという投入できないと思いますので、執行理事会の中ではどのような魅力的なプランを作れるのかというのが一つ課題になるんじゃないのかなと、先ほどの村長答弁と重複するんですけども、そういったところをこの実証実験を通じて見極めていきたいというような趣旨を伺っております。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。太谷議員、質問ありませんか。太谷議員。

**第7番（太谷修助君）** その前に、今回のこの事業の総費用は幾らっていうことで、私もちょっと聞いてないんで、お答えできたらお願いしたいと思います。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。太田観光課長。

**観光課長（太田雄介君）** たしか一千数百万円だったというふうに記憶しております。申し訳ありません。1,750万円でございます。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。太谷議員、質問ありませんか。太谷議員。

**第7番（太谷修助君）** それで、その時の説明の中には、私は局長に、そしたら今観光局に所属している会員の皆さん、みんながこれに入れたらいいねっという発言をしたら、福島局長は、いや、実証実験の段階で予算があるものですから、そうたくさんはできないですよ。どのくらいでしょうかってお聞きしましたら、1件ホームページ立ち上げるのに11万円かかると。そうすると単純に、さっき言いました1,750万で、まあ、業者さんの手当もあると思いますんで、そうたくさんではないなと思ったら七十数件というような件数が割り出されてきましたんで、七十数件じゃ、3月いっぱいまでやってもちょっとインパクト弱いかないかなというようにどこであったわけなんですけれども。そのサイトコントローラーなんかを使って、いわゆるチャンネルマネージャーですか、そういったようなものを使って、それぞれのおうちが使ってるサイトをみんな一律管理ができるっていうことで、とてもいいシステムだなということも思いましたし、それから先ほど村長ご答弁いただいたように、ここの、そのレポートの8億円近くのもの、当時はたしか5億から7億っていうようなお話、ちょっと控えめに局長お話ししたんだろうと思いますけども、そのお金がこの村の中で循環していったらそれはとてもすばらしい考え方で、今、先ほどのどなたかの質問、観光未来税っていうようなところにもつながっていく、観光で使えるものがそこで十分潤って、この村の中で循環していけば、これはこんなすばらしい仕組みはないと思うんで、私、もうぜひ成功してほしいと思うんですが、その前に、この詰めた内容としてこういうお話をさせていただいたんですけども。訪問者が年間67万人、観光局のホームページに、とか来訪してるっていうことなんですけど、例えば白馬ファンという人が、極端な話ですね、白馬ファンという人が1万人の人が毎日ライブカメ

ラをのぞき込んで、毎日来て30日やったら30万人の来訪があったという計算になると思うんですが、そうでしょうか。観光課長。

議長（太田伸子君） 答弁を求めます。太田観光課長。

観光課長（太田雄介君） すみません。そのカウントの方法については、私、把握しておりません。

議長（太田伸子君） 答弁が終わりました。太谷議員、質問ありませんか。太谷議員。

第7番（太谷修助君） ちょっとそれを説明してくれる方がいらっしやいまして、毎日白馬の天候が気になって行きたいんだけど、そしたら今日は五竜、八方、岩岳というように、こうフォーティーセブンっていうようなところで、ライブカメラで、あ、こんな天気だから行こうねっていうような人たちが毎日クリックしてたら、その累計たるものや大変なことになるっていうようなお話聞いたもんですから。ただ、この67万っていうのはどこから引き出した数字か、ちょっと私も分からないんですけど、ちょっと眉唾とは言いませんけど、正確性のあるものかどうかちょっと私も分からないので、今質問させていただきました。

そこで質問なんですけども、観光局のホームページって、実は私も何回か見てるんですけど、非常に見にくいっていうか、サクサクと情報が届かないっていうか、それで、少し遅かったり、あんまりリアルタイムのものが出てない。これも、おつくりになる方、さっきの総務課長の答弁じゃないですけど、そういう専門の人がいて、ぱっぱとやればっていうところがあると思うんですけど、ちょっとまた訪れたいと思わせるようなホームページじゃないようなように私はちょっと感じるもんですから、その辺りからいくと本当にみんながこれからこの予約システムを導入したら、観光局から村の宿泊施設につながって予約をしてくれるんだろうかというところが一つ疑問でございます。

で、手数料の何か、何%かってそういうことはともかくいいとしても、昨日津滝議員が質問した中にですね、副村長がお答えいただいたんですけど、やっぱりそのお宿さんがそこにつながって、そのお宿さんたちの情報が見れるのはいいんですけど、お宿さんの料金を上げることも、これも私はとても大切なことだと思ってるんですが、それ以上に、副村長がご答弁いただきましたように、やはり宿の質を上げるっていうことがこの白馬村がこれから生き残っていく上にとっても大事なことで、本当つくづく感じてるんですよ。で、その村のお客さんの質を上げるっていうことには、例えば私どもだったら、ペンションはかつて昭和47年に群馬県の草津温泉の綿貫ペンションというのが日本の第1号ということで始まって以来、昭和50年代には雨後のタケノコのように、特に白馬村なんかは50軒近くのお宿ができたんだと思うんですが、そういうところはお互いに競って、オーナーの特徴だとかお宿の特徴とかいろいろなものを出して競い合って、切磋琢磨して今までのものができた中から、今ちよっところ、いろいろな問題があって衰退していった、ちよっとお宿さんの質が落ってるというような部分ちよっところあるもんですから、その辺り、村長、この村が生き残っていくために本当に、その、例えば食事、先ほどの郷土色豊かなそういうものも含めて、こ

の村の中で本当にいい宿だねって言ってもらえるものをつくってることが私とても大事だと思ってるんですが、村長、その辺りは生き残り策のためにお宿さんがやらなきゃいけないことは何だかっていうふうに思いますでしょうか、お答えいただけたら。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 本当に、白馬村は観光で生きていくためには非常にそのことが大事だというふうに思っております。昨日も津滝議員の話にもありましたけども、このお客様に対しての満足度というものを上げてくることが観光で生きていく村として大変重要だというふうに思っております。

そんな中で、その教育というか、そういうことも観光局で取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。特に白馬村は山岳景観がすばらしい、確かに山岳景観もすばらしいんですけども、それにも増して一度来たらまた来たくくなるような、そういったお客様の対応をそれぞれの旅館の、宿の皆さんが努力して、お客さんを迎え入れるということが非常に私は大事だというふうに思っております。

過去には、白馬村が民宿の発祥の地だという、そういった言葉があるわけでありましてけども、当時は本当に八方の民宿の方々がお客様に野沢菜を提供したり、それからお汁粉を提供したりなんかして、本当にお客様を大事に扱ったというそんな歴史もあるわけでありましてけども、そんなことも含めてこれから観光で生き抜いていくためには、先ほど言ったように大事であるというふうに思っております。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。太谷議員、質問ありませんか。太谷議員。

**第7番（太谷修助君）** ありがとうございます。やはり村長のお口から、そういう、やっぱり昔なりの良さ、そういうものをこの白馬村残していくことがとても大事だというふうに思ってますので、今のお言葉頂いて、本当に私もこれからもっと精進してやってかなきゃいけないと思ってます。

それで、もう一つ村長にお伺いしたいんですが、先ほどのその手数料ですね、これまあ、局長はたしか、あのときは5億とか7億とかちょっと控えめに言われた数字が先ほどの8億円というような数字だったと思うんですが、当然昨日からのご答弁の中にもありますように、観光未来税っていうふうな、これ、避けて通れなくて、また議論の俎上に上がるかと思えます。で、このことについては、私ももちろん賛成とか反対ではなくて、しっかり関係する方たちと議論をする中からそれが採用されていくっていうようなことになろうかと思うんですが、もしその観光未来税という言葉ではなくて、この観光局のOTAとしてのレポートをそれだけ持ったら、その観光未来税っていうようなものは一旦こっちへ置くというようなお考え持ってますでしょうか、ちょっとそこをお聞かせいただけますか。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。横山副村長。

**副村長（横山秋一君）** あくまでこの予約システムについては、お宿さんが、今村外へ流出している大手OTAの手数を何とか村内へ取り込みたいというものでありますが、あくまで観光局が自主



財源として、今まではどちらかという村に頼ってばかりというご批判も頂いているので、自主的な財源確保というところでの取組みでもあります。

まあ、再検討云々といった観光未来税については、局だなんだというものではなくて、白馬村全体の魅力アップ、ブランディングっていうんですかね、そういったものに活用すべきというふうを考えておりますので、そこら辺はちょっと考え方は違うのかなというふうに思っているのと、それと、先ほどホームページの件があったんですが、ホームページについては今年の総会にも説明してありますが、一応リニューアルして、あれでも見やすくはなったということと、あとユニークユーザーが83万人かな、いるっていうこと。ユニークユーザーっていうのはある一定の期間何回訪れても1人としてカウントするので、まあ、ほぼ実数に近いのではないかと。ページレビューみたいなやつは何百万となりますが、それとはちょっと違うのかなというふうに思います。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。太谷議員、質問ありませんか。太谷議員。

**第7番（太谷修助君）** そうですね。観光未来税は未来税、それから局は局。形が違ってはいますし、同じ村の中とは言いながら観光局で使うお金、観光財源として使うお金、それから観光未来税はこの村全体の中での税金という新たなもの。

で、それは当然あれだと思んですが、今ニセコが当然もう導入して、今止まりましたかね、コロナで止まってましたっけ、導入したのが去年の11月ですか。それで、その、外国人がたくさん増えて、私の友達も、僅か日本人でも本当に数えるほどの人数の中で今やってるんですけども、周りは全部外国人で、それで、かつては、日本人が多い時にはそういう税金を、交付金なんかを取り入れられるような仕組みを取ろうっていうことでやってたんですけども、今度は日本人がどんどんどんどん減っていったら、そのお金の集金すらできない仕組みになっちゃって、宙に浮いちゃってるとっていうような話もちょっと聞いたりしてまして。そういうものを導入するにしても、俺たちの、セコのようにはならないようにしろよっていうような、ちょっとアドバイスを受けたりしたもんですから、まあ、観光未来税なるものをきちんとこの村は考えて、みんなが賛同を得て、これはもう立派に、こういうことに使うんだよっていう、そういう道筋がきちっとできたら、私は同じ仲間の人たちにも声をかけて協力をするように以前もお話しさせてもらいましたけど、そういうような前向きな姿勢で取り組んでいきたいと思っていますので、行政の皆さんもこれからまたいろいろ難しい問題あるかと思いますが、ひとつよろしく願いいたします。

ちょっとこの共同システムについては、観光課長のところで止まっていますのでこれ以上お答えいただけないかと思いますが、また、これ新たに観光局なり行って、ちょっと細かく聞かせていただけたらと思います。

それでは、2つ目の質問に移ります。

2番、GoToトラベル再開に向けて。

国は、新型コロナウイルス感染症対策が一定の功を奏したとして、経済対策を最優先に、中断していたG

oT oキャンペーンを再開する方向で調整に入りました。第6波が確実に来るだろうと想定されるにもかかわらずです。しかし、疲弊した国民生活をこれ以上悪化させないことも国に求められる重要課題であります。恐らく1月後半には再開のゴーサインが出るかと思えます。

中断しているキャンペーンは様々な弊害をもたらしました。平等の分かち合い精神は消え失せ、国のお金に群がって我先にと奪い合いをした結果、白馬村のような小規模宿泊施設はほとんどのところは恩恵が受けられず、全国では不正や混乱が起きました。恐らく実施されるであろうと想像しています。

そこで、質問です。

1、このような不公平な分配方式が十分解消されないまま継続されれば、G o T oトラベルには村として不参加の選択肢もあってよいのではないか。

2、不慣れたPCやタブレットで参加できない人たちへの配慮や手だては考えていたか、あるいは考えているか。

昨年のように濃密な人流の影響で再度感染が広がった場合の対応は村として考えているか。

4、中断したG o T oキャンペーン、G o T oトラベル、G o T oイート、G o T o商店街、これらの中身の検証は行なわれたのか。

5、昨年の苦い経験をした多くのお宿さんは複雑な仕組みと面倒なシステムに閉口している。行政側として是と考えるか。

お願いいたします。

**議長（太田伸子君）** 答弁を求めます。下川村長。

**村長（下川正剛君）** 太谷議員から2点目の質問で、G o T oトラベル再開に向けてのご質問に関して村としてお答えできる範囲は限られておりますので、ご了承をお願いをいたします。

1点目の質問でありますけれども、そのような選択肢はありません。参加単位は事業者でありますし、たとえ村にそのような選択肢があったとしても不参加を選択する理由は見当たりません。

そして、2点目の質問についてでありますけれども、白馬村観光局は早くからG o T oトラベル事業に関する情報を収集をし、会員へ提供するとともに、登録から月次報告、給付金の申請手続等まで、会員の事務手続きを幅広く各施設を訪問しながら丁寧な支援をしているところであります。加えて今年度からは、デジタル関係ヘルプデスクを開設をし、事業者のデジタル化を後押しをしています。

また、3点目の質問でありますけれども、村としては感染の拡大を引き起こさないために希望者へのワクチンの接種、それから従業員の検査体制の強化、支援や会社の寮等の感染予防対策等を含めた感染症対策事業に注力をしているところです。

その上で、感染の再拡大があった場合は県との連携により対応していくこととなりますが、なお、新型コロナウイルス感染の拡大があれば、昨年末のように国がG o T oトラベル事業の停止を判断

することも十分に考えられることであります。

また、4点目のご質問についてであります。国ではG o T oトラベル事業の制度変更を発表しており、安全安心な旅行環境の確保、中小事業者への配慮、旅行需要の平日への分散等が示されているのは業界団体や専門家の意見を踏まえてのことであると認識をしております。

なお、村としてこれらの事業を検証する立場にはないというふうに考えております。

最後の質問についてであります。新型コロナウイルスの感染症の影響を受けまして、旅行業、それから宿泊業をはじめとする観光産業は厳しい状況が続いており、雇用の維持、事業の継続、生活の下支えが不可欠であります。そのためには、失われた旅行需要の回復や旅行中における地域の観光関連消費の喚起を図るためのG o T oトラベル事業は極めて重要な事業であるというふうに考えております。

変更後のG o T oトラベル事業は、感染状況などを踏まえつつ、年明け以降のタイミングで県民割の支援対象を拡大をし、その後、年末年始の感染状況等を改めて確認することを前提として、全国規模での再開に向けて準備が進められております。

G o T oトラベル事業については様々な問題や指摘がありましたが、観光業界全体が再開を待ち望んでいるのではないのでしょうか。

また、新型コロナウイルス感染症を契機にデジタル化は急加速をしております。このような状況下、消費を獲得できるせっかくの機会でありますので、前向きに取り組んでいただきたいと考えます。

なお、PC操作を含め事務手続きに不安がある施設に対しましては、先にも述べましたように、観光局が幅広くかつ丁寧にサポートをすることができますので、ご相談を頂ければというふうに思っています。

2点目の質問に対するの答弁とさせていただきます。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。太谷議員。

**第7番（太谷修助君）** ありがとうございました。

私は、冒頭からその乱暴な不参加っていう選択肢もあるんじゃないかっていう質問をさせていただいたんですが、今、村長のご答弁をお聞きしても、やはり全体のことを考えれば弱者、弱い者はちょっと待てよというような部分が見え隠れしているような気がして、ちょっと残念な気もするんですが、確かに全体でいきますと、これだけコロナで疲弊してみんな経済が苦しんでいる時に、国が挙げてやろうとしているその姿勢、私とても大事だと思うし、助けなきゃいけないというのはよく分かるんですが。

何か今の仕組みですね、国が今やろうとしている仕組みの中には、例えば、前回もそうだし、今回も多分そうだと思うんですけども、このG o T oトラベルを動かしている人たちっていうのは、国から受けた大手の代理店だとか、あるいは人材派遣会社ですか、こういったようなところが群がっ

て、昨日のどなたかのお話にもありましたように、10万円の給付金をあのようにあれしたら900億円もかかるというので、そんな馬鹿な話あるかって言っているのは、私は国民の素直な気持ちだと思います。

それで、これ前回もそうで、今回もそうだと思いますけど、何のノウハウも持たない業者がですね、今回のGoToトラベルのいろんな仕組みのところに張りついて、第1次から第9次までの中間搾取って言やおかしいんですけど、中間搾取っていった言葉はいけないかもしれませんが、そういう人たちが、第1次から第9次までいて、みんな仕事を後ろ後ろへと回してやって、とてつもないお金がかかっているんですね。

こういうとこをなくさないで、私、国民から信頼されるGoToトラベルに素直な気持ちで参加できないというふうに思っていましたので、前回も村の中の人と話していましたが、そんな不謹慎なものだったらやめるって村長言うぐらいの勇氣持たないかねって発言から、こういうちょっと乱暴な発言をさせていただいた経過がございます。

実際私も、不参加っていうことになるって、どれだけ大きな被害があるかっていうことも想定して、こういうことを質問させていただいたんですが、そういうことがないような方向でぜひ、もし再開をするんだったら、そういう仕組みの中で再開していただければと思います。

それから、2番目の不慣れなPCやタブレットに参加できない人たちってということで、実は先ほど村長からも答弁頂きましたけど、やはり観光局とか観光課の皆さん、そういうことにたけている方たちが、ご相談を頂いたら、うちへ飛んで行って、PCの扱いもまともに分からない人も中には多分いらっしゃると思いますし。前回でもPCの扱いで、自分のマイページに入れなくて、こんな面倒くさいことだったらいいやってやめて、実際はそういう共通クーポンなんかも扱ってあれしたんですけど、請求をしていないってようなお話も実際今回、村の中で私何人かお聞きしましたので、だったら、そんな時はちょっと言ってくればって話なんですけど、もしそういうことが今後起こり得るようだったら、また観光局の方や観光課の方たち、ちょっと手間かもしれませんが、ぜひお手伝いをしてやってほしいというように思います。

それから、3番目の人流の影響でってということで、去年は100人からの感染者が1月になって出たんですが、それは企業とかそういうことではなくて、もしそういうことが新たに今回のオミクロンの株がまた増えたり、あるいはデルタのあれば再燃するってようなことが仮に第6波として起きた時に村としてはどうしているかかっていう、対策を考えてるかっていうことで質問をさせていただいたんですけども。

実は、8月の26日にオーストラリア政府観光局の方で、8月26日にカンタス航空が、日本へ12月の1日から日本へ飛行機飛ばせますよということで、実は昨日から飛ぶ予定でいたんですけども、カンタス航空っていうのはご存じのように、オーストラリアの中でもどっちかつつと上流の方たちが利用する飛行機っていうふうに考えていただければいいんですが、その飛行機が来る

ってということで、私も正直、1月からそうたくさんはないんですけど予約受けてました。

それが、そのまま12月1日で昨日ストップしたもんですから、多分まだ予約、キャンセルは来ないんですけども、そういうこと……

**議長（太田伸子君）** 太谷議員、質問に入ってください。

**第7番（太谷修助君）** 分かりました。はい。そういうことなもんですから、我々としてもそういうことがもし起きた時に、対応は村としてどうするんだらうってことでお聞きしたんですが、再度村長にお伺いします。

1人、2人でぽつんぽつんと出たときはいいんですけど、一度にまとめてクラスターのように10人だ20人だって、これから村の中で1月になって出たら、仮想ですけども、お答えいただけますか、対応策としては。

**議長（太田伸子君）** 下川村長。

**村長（下川正剛君）** コロナウイルスの感染症につきましては、村にはそういう権限がありませんので、長野県がしっかりと指導するというところでありますので、よろしく願いをいたします。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。太谷議員。

**第7番（太谷修助君）** そうですね、国・県の方からの指示になるかと思えますけど。なるべくそういうふうにならないように、お互い去年大変な思いをしていることがありますので、慎重に慎重にやっていきたいというように思っております。

それから、4番目ですねGoToキャンペーンの中に、GoToトラベル、GoToイート、GoTo商店街と昨年いろいろやって、観光局の皆さんにも去年、途中で中断してしまったんですが、願いをしたり、協力していただいた経過がありまして、このトラベルとGoToイートの場合はちょっといいとして。実はこの商店街っていうのがありまして、これ今、商工会の局長をやっています篠崎局長が当時観光局にいらっしゃって、私もちょっと相談に行ったんですが、実はこの商店街っていうのは白馬町とエコーランドと和田野の3つが提携してこの商店街事業、GoToキャンペーンのGoTo商店街に参加しましょうっていうことで、皆さんで有志でやろうとしたんですが、実はネックになってる部分が、規模のうちの75%のお金を自分たちで確保しなきゃいけないというようなことで、早速商工会へ行って相談したら、商工会の方では、会計の、いわゆる税務署に申告をしているそういう組織が後ろ盾になってくれればいよいよと、相談したら、商工会と観光局があるっていうから、じゃ観光局へ行きましょうと観光局へ行ったら、観光局では前向きにっていうことでオッケーになったんですが。そのうちに私どものエコーランドの方は、当時の役員さんたちが、自分たちの区のお金を私たち五役だけで勝手に使って、あと事後承諾みたいなことになるのは嫌だからっていうことで、そんなことをすったもんだしているうちに中断してしまったもんですから、それはそれでしょうがないんですけど。もしこれが、これからGoToキャンペーンの商店街っていうものがもしまた復活をするっていうことになりましたら、今私の言ったような

その1地区がそのために自分たちのお金を用立ててというようなことをやると、またぼしゃると思うんですが、その時に村なんかが一時的に助けてもらえるような仕組みっていうのは考えてもらえるかどうかご答弁いただけますでしょうか。

**議長（太田伸子君）** 太田観光課長。

**観光課長（太田雄介君）** お答えします。このGoTo商店街事業については、完全に事業者っていうんですかね、地域の方が事業主体になってるところで、自治体にはほとんど情報が来ておりません。

ちょっと記憶の中でお話しさせていただくと、よくある国の補助事業、補助金を出すというようなスタイルではなくて、国から業務を委託するっていうようなスタイルだったと思います。委託契約を結んでその事業を実施していくというような形だったと思いますので、当然完了するまでは自分のところで、事業主体のところで費用を賄っておいて、完了後に委託料が振り込まれる、そんな形だったというふうに記憶しております。

その国が委託料を振り込まれるまでの間、村として支援はできませんかというようなご質問だと思うんですけども、正直、村としてはできません。たしかね国とか県でもそういった場合の貸付制度があるかと思いますが、そういった部分を利用させていただきたいと思います。

以上です。

**議長（太田伸子君）** 答弁が終わりました。太谷議員、質問はありませんか。太谷議員。

**第7番（太谷修助君）** GoToのことについては今、村長の答弁から課長の答弁聞かせていただきまして、なかなか難しいなっていう部分あるんですが、いずれにしても、ひょっとしてうまくいったら、コロナが収まりかかって、ちゃんとお客さんが来ていただければ、内外から来ていただければ、本当にうれしいなっていう中で質問をさせていただいたんですけども。

ただ、1点心配になるのは、みんなが同じように手を携えてやっていければいいんですけど、やっぱり力関係だとか、あるいは能力の差だとか、いろんなことがあって、同じスタートラインに立ってない人たちがいらしゃるっていうのは、私は非常に忍びないと思っているものですから、みんな協力し合って、みんなで助け合ってっていう、非常に、何て言うんでしょうかね、みんな護送船団方式じゃないですけども、みんなで手を携えてやってくっていうのは、この村の生き方であると思いますので、村長を筆頭に、本当にそういう意味では、うちのこの白馬に幸せが訪れるような方法が取ればいいのかと思いますので、鋭意私どもも努力しますが、行政の皆さんも協力してぜひやっていただきたいと思います。

時間が短いんですけど、村長から早く終わられて言われてますんで、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**議長（太田伸子君）** 質問がありませんので、第7番太谷修助議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで、本定例会第3日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日から12月9日までの間を休会とし、その間、定例会会期日程表のとおり常任委員会、議会全員協議会を行ない、12月10日午前10時から本会議を行ないたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(太田伸子君)** 異議なしと認めます。よって、明日から12月9日までの間を休会とし、定例会会期日程表のとおり常任委員会、議会全員協議会を行ない、12月10日午前10時から本会議を行なうことに決定いたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 3時37分





令和3年第4回白馬村議会定例会議事日程

令和3年12月10日（金）午前10時開議

（第4日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

## 令和3年第4回白馬村議会定例会議事日程

令和3年12月10日（金）

（第4日目）

### 追 加 日 程

- 日程第 2 議案第40号 令和3年度白馬村一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 3 発委第 2号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書
- 日程第 4 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第 6 議員派遣について

## 令和3年第4回白馬村議会定例会（第4日目）

1. 日 時 令和3年12月10日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	増井春美	第7番	太谷修助
第2番	横川恒夫	第8番	津滝俊幸
第3番	切久保達也	第9番	松本喜美人
第4番	加藤ソフィー	第10番	加藤亮輔
第5番	尾川耕	第11番	丸山勇太郎
第6番	田中麻乃	第12番	太田伸子

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川正剛	副 村 長	横山秋一
教 育 長	平林豊	参事兼総務課長	吉田久夫
健康福祉課長	松澤孝行	会計管理者・会計室長	長澤秀美
建設課長	矢口俊樹	観光課長	太田雄介
農政課長	田中洋介	上下水道課長	関口久人
税務課長	田中克俊	住民課長	太田洋一
教育課長	横川辰彦	子育て支援課長	下川浩毅
生涯学習スポーツ課長	松澤宏和	総務課長補佐兼総務係長	鈴木広章

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸茂幸

7. 本日の日程

1) 常任委員長報告並びに議案の採決

2) 追加議案審議

議案第40号（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

発委第2号（産業経済委員会提出議案）説明、質疑、討論、採決

3) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

4) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

5) 議員派遣について

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。
1. 議案第40号 令和3年度白馬村一般会計補正予算（第7号）
  2. 発委第 2号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書

開議 午前10時00分

## 1. 開議宣告

議長（太田伸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和3年第4回白馬村議会定例会第4日目の会議を開きます。

## 2. 議事日程の報告

議長（太田伸子君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

### △日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決

議長（太田伸子君） 日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決を行ないます。

それぞれ常任委員会に付託されました案件について、順次、各委員長より審査結果の報告を求めます。

お諮りいたします。議案第38号 令和3年度白馬村一般会計補正予算（第6号）は、分割審査をしていただいておりますので、常任委員長報告が終了した後に討論、採決をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号 令和3年度白馬村一般会計補正予算（第6号）は、常任委員長報告終了後に、討論、採決を行なうことに決定いたしました。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第9番松本喜美人総務社会委員長。

総務社会委員長（松本喜美人君） 令和3年第4回白馬村議会定例会、総務社会委員会審査報告。

本定例会において、総務社会委員会に付託された案件は議案8件です。審査の概要と結果を報告いたします。

議案第32号 記号式投票に関する条例を廃止する条例について。

白馬村長選挙における記号式投票を自書式投票に変更のための条例廃止。令和3年12月28日から施行。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第32号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第33号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について。

消防団組織維持のため、消防庁長官通知に基づき国が示す標準額に整合する団員の年額報酬を、現行2万円を3万6,500円に、団員より上位は職責を勘案し均衡を図った額とし、出勤報酬は現行水防1回2,000円、その他1,500円を、日額8,000円、半日額4,000円、時間額1,000円に細分化して規定。令和4年4月1日から施行。なお、報酬の支払い先が分団から個人に変更になります。

質疑につきましては、報酬改定の考え方はの問いに、報酬の見直しから着手、役職額は各自治体で差異が見られるので、団員報酬を基準にして各自治体で決定。現行報酬を基に改正、国からは団員報酬と出勤額しか示されていないとの答弁であります。

次の質疑ですけれども、大北管内の報酬はある程度統一されているのかの問いに、基本は国の基準に沿うことになる。交付税の算定単価が3万6,500円参入となっており、県からの指導もあるとの答弁でありました。

討論はなく、採決したところ、議案第33号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第34号 村税等の納期を変更するための白馬村税条例等の一部を改正する条例について。

村税及び後期高齢者保険料、保育料、放課後児童クラブ利用料は、毎月25日、6月は30日、3月は21日として納期限を定めているが、納税義務者の利便性向上を目的とした納期限を各月の末日、12月は現行どおり25日に変更するため、白馬村国民健康保険税条例、白馬村税条例、白馬村後期高齢者医療に関する条例、白馬村保育料条例、白馬村放課後児童クラブ条例の一部改正。令和4年4月1日から施行。

質疑は特にありませんでした。

各課の審査が終了し、全体討論はなく、議案第34号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第35号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例について。

B&G海洋センター体育館の改修により、新たに多目的室の設置に伴い、名称及び使用料1時間400円を追加。令和4年1月1日から施行。

質疑に入りまして、使用時間は何時かの問いに、体育館と同じ時間で9時から21時との答弁がありました。

討論はなく、採決したところ、議案第35号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第36号 白馬村ウイング21条例の一部を改正する条例について。

ウイング21のクライミングウォール撤去に伴い、名称及び使用料の項目を削除。施行期日は公布日より。

質疑、討論はなく、採決したところ、議案第36号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第37号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

健康保険法施行令等の一部改正により、出産育児一時金を40万4,000円から40万8,000円に引上げ。金額をアラビア数字で表記の改正です。令和4年1月1日から施行。

質疑に入りまして、出産費用は自己負担が発生したと記憶している。現状はの問いに、通常分娩

の費用を基に算定していると考えたとの答弁でありました。

なお、意見といたしまして、移住定住促進策の一つとして、村独自の出産祝い金制度を要望の意見がありました。

討論はなく、採決したところ、議案第37号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

議案第38号 令和3年度白馬村一般会計補正予算（第6号）。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億4,015万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を63億5,785万1,000円とするもの。

所管する課ごとに主な補正について報告いたします。

総務課関係です。

一般管理事業の通信運搬費等172万5,000円の増額は、村プレミアム応援券事業の商品券5,200世帯への郵送と、コロナ禍において文書決裁の増加に伴う郵便料金。

企画一般事業で101万2,000円の減額は、北アルプス広域経常費で職員1名の退職等による。

ふるさと納税事業の1億8,582万7,000円の増額は、歳入のふるさと納税一般寄附金3億1,500万円増額に伴うクレジット決済手数料833万5,000円、返礼品送料等で1,359万2,000円、返礼業務委託料1億6,390万円。

ふるさと納税基金事業、歳入増額分からふるさと納税事業費の特定財源分を減額した残金2億4,587万5,000円を積立て。

質疑に入りまして、ふるさと納税は、歳入見込額3億1,500万円増、経費の返礼業務委託料1億8,500万円ほどの増、積立金は2億4,000万円ほどの増の額を足すと3億1,500万円を超える。補正前の分も含めて基金積立てに回すということかとの問いに、返礼の経費のうち6,913万円が特定財源。これは寄附金額の3割相当分。実際には3割以内のもの、返礼品不要者もいて実際には少なくなる。補正前の分も含め補正額を計算するので、今回の補正額が3割ということではないとの答弁。

次に、税務課関係であります。

歳入の固定資産税2,871万2,000円増額し、地方税減収補てん特別交付金2,871万2,000円減額の組替え、中小企業コロナ対策として、事業用資産と事業用家屋の本年度限りの固定資産税の軽減措置で、金額の確定による地方税減収補てん特別交付金の補正後予算額は1億6,769万2,000円。

内訳は、事業用家屋315件、金額で1億4,316万1,000円、償却資産83件、金額で2,453万1,000円。

賦課徴収事業214万3,000円の増額は、村内の法人企業が中間申告で210万円を納付、今期確定申告で非課税法人となり還付金が発生。

質疑に入りまして、歳入の固定資産税の軽減分について国費対応と認識していた、減額が逆ではないかの問いに、実績による補正との答弁がありました。

住民課関係であります。

後期高齢者医療事業の会計年度任用職員報酬58万9,000円減額し、介護予防の一体的事業委託料58万9,000円増額する科目の組替え。事業内容は高齢者の介護予防のため、理学療養士や作業療養士による体操、栄養指導等の実施。今回新たに科目設置。

質疑に入りまして、健康福祉課の事業と重複していないか、対象者数はの問いに、本年度に再開した事業で、健診や病院の受診もしない高齢者の把握と面接が目的。訪問予定者は10名程度。なお、本年はDVDを制作し配布予定との答弁がありました。

次に、健康福祉課関係であります。

老人福祉事業266万9,000円の減額は、敬老会中止と老人福祉施設措置費の1名利用者減による。

乗り合いタクシー運行事業109万5,000円の増額は、システム等の老朽化に伴い機器の改修。

心身障害者福祉事業668万8,000円の増額は、自立支援給付費205万円増、児童福祉給付費221万円増は対象者の増加、令和2年度実績に基づく国庫負担金返還金242万8,000円。

保健予防事業299万6,000円増額は、全額電算委託料で、法律改正によりマイナンバーを利用して、次の3事業を立ち上げ。

1、検診情報を全国統一化事業34万4,300円。

2つ目といたしまして、検診情報を他市町村との連携事業205万7,000円。

3つ目といたしまして、新型インフルエンザ全国の予防接種歴管理システム事業費59万4,000円。

質疑に入りまして、マイナンバーカードの普及率が低い。今回の補正の情報の共有はどこの問いに、現在居住地の市町村と転出先の市町村との答弁がありました。

次に、生涯学習スポーツ課関係であります。

白馬ジャンプ競技場維持管理事業61万9,000円の増額は、施設管理委託料等43万7,000円減額し、降雪機の点検をしたところコンプレッサーの故障が確認され、設置から30年近く交換部品がなく、片方の投雪機も調子はよくないとのこと。来年はオリンピックイヤーであり、ナショナルトレーニングセンターの指定施設を考慮し、降雪機2台を1月に1か月分レンタルで対応。車両借上料等105万6,000円を計上。

スポーツ振興事業に、北京オリンピック・パラリンピックのパブリックビューイング委託料56万円計上。

質疑に入り、北京オリンピック・パラリンピックのパブリックビューイングの会場はの問いに、



ウイング21とジャンプ台の大型ビジョンを想定との答弁がありました。

次に、子育て支援課関係であります。

児童手当等給付事業1,684万2,000円の増額は、児童手当法の一部改正に伴うシステム改修で、電算委託料52万1,000円、今年度より新制度に移行した白馬幼稚園や大町こまくさ幼稚園の処遇改善加算の認定に伴う施設型保育給付費681万5,000円増額、風の森対象の地域型保育給付費211万6,000円、過年度還付金739万円。

しろうま保育園運営事業76万1,000円減額は、会計年度任用職員1名退職による。

質疑に入りまして、退職者1名の補充めどはの問いに、代替者として、育児休暇取得者の短期就業と代替保育士による対応との答弁がありました。

教育課関係。

中学校教育振興事業84万1,000円増額は、新年度1年生が81名入学予定で3クラス編成の予定。机、椅子が30脚不足するので購入。

学校給食センター事業379万9,000円の増額は、平成22年度より使用していた調理器具スチームコンベクションオープンの故障に伴い新規購入費用338万8,000円を増額。

各課の審査が終了し、全体討論はなく、議案第38号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第39号 令和3年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億7,380万1,000円とするもの。

歳入の保険給付費等交付金1,400万円増額は、高額療養費の増額に伴い特定財源として県の交付金。

歳出の一般被保険者高額療養費1,400万円増額。一般被保険者医療給付費納付金150万円減額し、不足が生じた一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金149万円と療養給付費負担金等返納金1万円の予算の組替え。

質疑に入りまして、高額療養費は何人か、また病理はの問いに、例年6月、8月、9月は療養費が伸びる月。国保連合会に確認したところ6月、9月に伸びがあり、心疾患が要因との答弁がありました。

討論はなく採決したところ、議案第39号は委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定しました。

以上で、総務社会委員会の審査等についての委員長報告といたします。

**議長（太田伸子君）** ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第32号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第32号 記号式投票に関する条例を廃止する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第33号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第33号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第34号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第34号 村税等の納期を変更するための白馬村税条例等の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第35号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第35号 白馬村使用料条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第36号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第36号 白馬村ウイング21条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。議案第37号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第37号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(太田伸子君) 挙手全員です。よって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。議案第39号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(太田伸子君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第39号 令和3年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(太田伸子君) 起立全員です。よって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。続いて、産業経済委員長より報告を求めます。第8番津滝俊幸産業経済委員長。

産業経済委員長(津滝俊幸君) 第8番津滝俊幸です。令和3年第4回白馬村議会定例会、産業経済委員会審査報告。

本定例会において、産業経済委員会に付託された案件は議案が1件、陳情1件です。付託された議案について、審査の概要と結果を報告します。

議案第38号 令和3年度白馬村一般会計補正予算(第6号)所管事項。  
農政課関係。

農業振興事業213万3,000円の減額は会計年度任用職員1名の退職によるもの。

特産品事業166万5,000円の増額は、新型コロナ対策事業支援負担金として道の駅地場産農産物直売所のPOSレジ導入に伴う半額補助を行なうもの。

ほ場整備事業1,950万円減額は北城北部地区ほ場整備事業の調査設計委託料が、地域の事業推進協議会において、全ての地権者の同意が得られなくなったことによるもの。県と協議し次年度までに地元推進委員会の体制も含め整えていくと説明がありました。

林業振興・林道維持補修事業、原材料11万円の増額は苗木の購入、森林整備事業、森林づくり

推進事業委託料63万2,000円の減額はナラ枯れ対策を他の事業へ組み替えたことによるもの。

森林整備事業補助金返還金40万7,000円増額は北アルプス森林組合の補助金の返還によるもの。

有害鳥獣被害対策事業19万9,000円の増額は、シカの捕獲頭数が増えたことなどが主なものです。

質疑・意見に入り、会計年度任用職員は新たな雇用はあるか。新たな雇用はない。総務課から1名配置換えにより補充されたと答弁がありました。

ほ場整備事業について同意が得られない人数は、105人の地権者のうち8名から同意が得られていない。

反対者について、いつ頃から反対しているか。また、村は合意形成に積極的に関与すべきと思うかの問いに、事業内容が明らかになってからの反対と聞いている。地域の農業は地域で守るという基本に立ち、合意形成は地元主体で対応してもらう。事業の細部の説明は村が対応するという答弁がありました。

村の事業負担額は幾らか。基本割合は総事業費12億の5%、6,000万円だが、集積率85%と集約率80%を満たすことにより、村の負担割合は7.18%、8,625万円になるが、受益者負担はなくなるので、それを目指して事業を進める、そういった答弁でありました。

意見については、ほ場整備事業について、担い手に対する不安意見があると聞いた。また、高収益作物についても事業条件であるので、人材育成や高収益作物の選択についても同意形成と併せて協議してもらいたい。

次に、建設課関係。

道路維持費35万2,000円の増額は、除雪事業、会計年度任用職員手当に塩カル散布要員、修繕費にタイヤドーザーの修理費用、備品購入に高圧洗浄機の購入が主なものです。財源には車両売払い収入を充当しています。

質疑・意見はありませんでした。

次に、観光課関係。

観光施設整備費300万円増額は、山岳観光施設維持補修事業に登山道整備事業負担金として、白馬槍温泉を通る登山道補修工事の国・県補助金の補助残について300万円を上限に村が負担するもの。

観光宣伝振興費1,041万1,000円の減額は、海外観光客受皿整備事業のナイトシャトルバスの運行を、インバウンド事業が再開されないため今シーズンの運行を中止したことによる減額。

商工振興費166万5,000円減額は新型コロナウイルス感染対策事業者支援やPCR検査費用を県の制度を利用することを見込み566万5,000円減額し、新たに感染症対策集客イベント開催支援補助金として各観光協会へ100万円を上限に助成する費用として400万円増

額するものです。

質疑・意見に入り、ナイトシャトルは乗車したが使い勝手が悪かった。今後どのように進めていくか。次年度は利用者の需要動向に合わせて、運行形態を定時定路線に限らず、例えばデマンド方式やタクシー方式など広く考えていく。現在は未定という答弁がありました。

全体を通して討論はなく、採決したところ、議案第38号、委員会所管事項は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第4号 豪雪地帯対策特別措置法の特例措置の延長、財政支援制度の創設を求める意見書の提出についてです。提出者は新潟市中央区新光町4番地1、全国積雪寒冷地帯振興協議会会長花角英世、受理年月日は令和3年11月11日。

陳情内容は、特例措置の期限が令和4年3月末で期限を迎えることを受け、豪雪地帯対策特別措置法の第14条及び第15条の特例措置について10年間の延長を講ずるとともに、豪雪地帯の住民の安全、安心な生活を確保するため、雪処理の担い手確保など豪雪地帯特有の課題に対して、交付金や基金等により柔軟に対応できる財政支援制度を創設するなど、総合的な対策を実施するよう強く求めるため、地方自治法第99条の規定により、意見書を国会、国に提出したいものであります。

質疑・意見はありませんでした。

討論に入り、重要なことなので賛成という意見。他に討論はなく、採決したところ、陳情第4号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。よって意見書の提出をします。

以上、産業経済委員会の報告といたします。

**議長（太田伸子君）** ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

陳情第4号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。陳情に対する委員長報告は採択です。陳情第4号 豪雪地帯対策特別措置法の特例措置の延長、財政支援制度の創設を求める意見書の提出の陳情の件は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

**議長（太田伸子君）** 挙手全員です。よって、陳情第4号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、常任委員会において分割審査をしていただきました議案第38号の討論に入ります。討論

はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(太田伸子君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案に対する委員長報告は可決です。議案第38号 令和3年度白馬村一般会計補正予算(第6号)は、常任委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

**議長(太田伸子君)** 起立全員です。よって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

村長から議案提出の申出、産業経済委員長より発委の申出、常任委員長より閉会中の所管事務調査についての申出、議会運営委員長より閉会中の所掌事務調査の申出があり、議長において受理いたしました。よって、会議規則第22条の規定により、議事日程を変更し、追加議案を審議したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(太田伸子君)** 異議なしと認めます。よって、議事日程を変更し、追加議案を審議することに決定いたしました。

ただいまから、事務局より議事日程を配付いたします。

(資料配付)

**議長(太田伸子君)** 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(太田伸子君)** 配付漏れなしと認めます。

お諮りいたします。日程第2 議案第40号及び日程第3 発委第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これについて採決いたします。この採決は挙手によって行ないます。

日程第2 議案第40号及び日程第3 発委第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

**議長(太田伸子君)** 挙手全員です。よって、日程第2 議案第40号及び日程第3 発委第2号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することは可決されました。

これより議案の審議に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので、申し添えます。

△日程第2 議案第40号 令和3年度白馬村一般会計補正予算(第7号)

**議長（太田伸子君）** 日程第2 議案第40号 令和3年度白馬村一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田参事兼総務課長。

**参事兼総務課長（吉田久夫君）** 議案第40号 令和3年度白馬村一般会計補正予算（第7号）につきまして、ご説明をいたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,055万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を64億1,840万6,000円とするものであります。

5ページ、歳入明細を御覧ください。

14款2項1目民生費国庫補助金5,944万2,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している中で、国が子育て世帯について支援する観点から、0歳から高校生までの対象者1人当たり5万円の現金給付を行なうための子育て世帯への臨時特別給付金とその事務費補助金です。

6ページ、歳出明細を御覧ください。

2款2項2目賦課徴収事業は、法人村民税において、海外法人で貸別荘を所有してはいるが、人的及び物的設備を有していないため課税対象ではなく、税額更正の請求を受けたことによる村税還付金及び還付加算金111万3,000円の増額です。

なお、財源は地方交付税の普通交付税を111万3,000円増額し、一般財源として充てております。

3款2項1目子育て世帯臨時特別給付金事業5,944万2,000円の増額は、先ほど歳入で説明をいたしました新型コロナウイルス感染症の影響で、国が子育て世帯について支援する観点から、0歳から高校生までの対象者1人当たり5万円の現金給付を行なう臨時特別給付先行給付金によるものです。

説明は以上です。

**議長（太田伸子君）** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（太田伸子君）** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。この採決は起立によって行ないます。議案第40号 令和3年度白馬村一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（太田伸子君） 起立全員です。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

#### △日程第3 発委第2号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書

議長（太田伸子君） 日程第3 発委第2号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。第8番津滝俊幸産業経済委員長。

産業経済委員長（津滝俊幸君） 発委第2号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書。

陳情第4号が採択されたことに伴い、意見書を提出するものであります。

内容は、豪雪地帯対策特別措置法の第14条、第15条で規定する特例措置が令和4年3月末で期限を迎えることから、第14条及び第15条の特例措置について10年間の延長を講ずるとともに、豪雪地帯の住民の安全、安心な生活を確保するため、雪処理の担い手確保など豪雪地帯特有の課題に対して、交付金や基金等により柔軟に対応できる財政支援制度を創設するなど総合的な対策を実施するよう強く求めるため、地方自治法第99条の規定により、別紙により意見書を国会、国に提出したいものであります。

なお、提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣です。

議長（太田伸子君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。提出者に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。発委第2号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

議長（太田伸子君） 挙手全員です。よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

#### △日程4 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長（太田伸子君） 日程第4 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）



議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### △日程第5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長（太田伸子君） 日程第5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### △日程第6 議員派遣について

議長（太田伸子君） 日程第6 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については、お手元に配付してあります議員派遣の件の資料のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（太田伸子君） 異議なしと認めます。よって、お手元の資料のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、今定例会に付された議事日程は全て終了いたしました。

ここで、下川村長より挨拶をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。下川村長。

村長（下川正剛君） 令和3年第4回白馬村議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、先月30日に開会して本日までの11日間にわたり、提出しました全ての案件につきまして、原案どおりお認めを頂きまして厚く御礼を申し上げます。

国内において新型コロナウイルスの新たな変異株、オミクロン株が確認されたことを受けて以来、全国の観光地では客足の回復に水を差すことにならないかと影響を懸念する声が上がっており、村内でも同様の声をお聞きをしております。これから迎える年末年始には、例年同様のお客様を期待をしておりますが、オミクロン株の感染が拡大すれば、影響は避けられないと警戒をしております。

第207臨時国会が12月6日に召集され、岸田文雄首相の所信表明の演説において、今回の感染症危機では、海外産ワクチンを活用し、変異株を含め次の感染症危機に備えるため、国際ワクチン、治療薬の開発、デュアルユースでの製造に投資をし、国が主導して感染症危機に対応できるよう、国と地方の連携強化を行なうとともに、緊急時に安全性の確認を前提としつつ迅速な薬事承認

ができるよう法整備を行なうとしています。

一方、経済回復に向けた支援については、通常に近い経済活動を取り戻すためにはもう少し時間がかかると見込んでおり、コロナ禍においても事業の継続と雇用を守り抜くとし、特に生活に困窮されている方には、生活困窮者自立支援金の拡充など様々なメニューを用意をしているとのこととです。

また、事業者向けには、事業復活に向けた取組みを強力に後押しをすとしており、ワクチン検査パッケージを活用した行動制限緩和の方針に基づき、通常に近い経済、社会活動の再開に取り組むものの、経済社会活動の再開に当たっては決して楽観的になることなく、慎重に状況を見極めなければならず、感染が再拡大した場合には国民の理解を求めるとともに、行動制限の強化を含め、機動的に対応するという事としており、本村においても感染症対策と両立する社会経済活動の継続といった大きな責務に対して、国の動向を注視をしつつ的確、適時な対応に今後も心がけてまいります。

本日、追加議案として提出をし、お認めを頂きました補正予算（第7号）のうち、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付先行給付金、対象者1人につき5万円の支給につきましては、年内支給開始に向けて進めさせていただきます。

議員各位におかれましては健康に留意をされ、ますますのご活躍を頂きますとともに、よい年を迎えられ、令和4年もご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げますとともに、村民の皆様にとってもよりよき年になりますようご祈念を申し上げます、閉会に当たっての挨拶といたします。

大変ありがとうございました。

**議長（太田伸子君）** これをもちまして、令和3年第4回白馬村議会定例会を閉会といたします。大変ご苦勞さまでした。

閉会 午前10時59分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年12月10日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員